

平成 2 8 年 度 実 施 施 策 に 係 る 事 前 分 析 表 (案)

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり	担当部局名	地球環境局 研究調査室 低炭素社会推進室 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 フロン対策室 国民生活対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	竹本 明生 名倉 良雄 松澤 裕 小笠原 靖 馬場 康弘 伊藤 賢利
施策の概要	地球温暖化対策計画に基づき、中期削減目標の達成に向けて対策・施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、長期目標やパリ協定等を踏まえ、社会経済構造の転換を促進しつつ、長期的・戦略的に取り組む。	政策体系上の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進		
達成すべき目標	2030年度の温室効果ガス排出を2013年度比26%削減(2005年度比25.4%削減)の水準にする とともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。	目標設定の 考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号) 第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定) 日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出) 地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) 	政策評価実施予定時期	平成29年8月

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 温室効果ガス総排出量 (CO2換算トン)	14億800万 (13億9,700万)	25年度 (17年度)	10億7,900万	42年度	-	-	-	-	-	-	-	日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出)において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比26%減(2005年度比25.4%減)とすることし、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)においても、同目標を我が国の中期目標と位置付け、施策の推進を図っているため。 また、地球温暖化対策計画において、我が国の長期的な目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしているため。
2 エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン)	12億3,500万 (12億1,900万)	25年度 (17年度)	9億2,700万	42年度	-	-	-	-	-	-	-	日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出)において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比26%減(2005年度比25.4%減)とすることし、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)においても、同目標を我が国の中期目標と位置付け、施策の推進を図っているため。 また、地球温暖化対策計画において、我が国の長期的な目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしているため。
3 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量(CO2換算トン)	1億3,440万 (1億4,990万)	25年度 (17年度)	1億2,350万	42年度	-	-	-	-	-	-	-	日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出)において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比26%減(2005年度比25.4%減)とすることし、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)においても、同目標を我が国の中期目標と位置付け、施策の推進を図っているため。 また、地球温暖化対策計画において、我が国の長期的な目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしているため。

4	代替フロン等4ガスの排出量(CO2換算トン)	3,860万 (2,770万)	25年度 (17年度)	2,890万	42年度	-	-	-	-	-	-	-	日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出)において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比26%減(2005年度比25.4%減)とすることし、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)においても、同目標を我が国の中期目標と位置付け、施策の推進を図っているため。 また、地球温暖化対策計画において、我が国の長期的な目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしているため。
5	吸収源活動により確保した温室効果ガスの吸収量(CO2換算トン)	-	-	約3,700万 (約4,690万)	42年度 (32年度)	-	-	-	-	-	-	-	日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出)において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比26%減(2005年度比25.4%減)とすることし、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)においても、同目標を我が国の中期目標と位置付け、施策の推進を図っているため。 また、地球温暖化対策計画において、我が国の長期的な目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしているため。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額 28年度	関連する 指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度				

(1)	地球温暖化対策推進法施行推進経費 (平成10年度)	16 (19)	19 (14)	19 (13)	11	1,2,3,4	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 政府実行計画の実施状況及び地方公共団体の取組状況等について調査・集計・公表を行う。(H10年度～) 地方公共団体実行計画の未策定団体を支援し、策定状況の改善を図るなど、きめ細かな支援を行う。(H21年度～) <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 政府実行計画 平成13年度を基準として、関係府省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの平成22年度から平成24年度までの総排出量の平均を少なくとも8%削減 地方公共団体実行計画(事務・事業編) 全地方公共団体において策定 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 政府実行計画 平成24年度における政府の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガスの総排出量の推計は1,572,352t-CO2で平成13年度比21.3%削減。これにより、平成22年度から平成24年度までの総排出量の平均は1,534,084t-CO2で平成13年度比23.2%削減となり、目標である8%削減を達成した。平25年度における総排出量は現在取りまとめ中である。 地方公共団体実行計画(事務・事業) 平成27年10月1日現在の策定状況は以下のとおり。 都道府県:100% 政令市:100% 中核市:100% 特例市:100%、特例市未滿:80.8% <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体実行計画(区域施策編) 都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市において策定、施行時特例市未滿は策定に努める。 <p>平成27年10月1日現在の策定状況は以下のとおり。 都道府県:100% 政令市:90.0% 中核市:100% 特例市:94.9% 特例市未滿:16.9%</p>	001
-----	------------------------------	------------	------------	------------	----	---------	--	-----

	(2)	国際低炭素社会推進研究調査等委託業務 (平成26年度)	-	113 (92)	115 (94)	76	1.2	<p><達成手段の概要> 目標に関する定量的分析、モデル開発などの長期低炭素シナリオ研究を推進し、施策や法的枠組み、技術の選択、資金など温室効果ガス低排出発展戦略の研究を行う。</p> <p><達成手段の目標> 2050年まで、また2100年を視野に入れた国内外の長期低炭素シナリオの研究・調査を行い、我が国の温室効果ガス低排出発展戦略の検討に資する科学的知見を提供することにより、パリ協定で求められている、長期の温室効果ガス低排出発展戦略の策定ができるようにする。また、各国と協力することにより、低炭素社会の実現に向けて世界を牽引し、途上国の低排出発展戦略づくりにも我が国の知見を活用する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業における研究は、2050年、そして2100年までを見据えた我が国の温室効果ガス低排出発展戦略の検討材料となるものとなる。また、途上国各国の長期的シナリオの研究や情報共有等を通じて、途上国がパリ協定の規定の実施に寄与する。</p>	002
	(3)	廃棄物発電の高度化支援事業 (平成25年度)	90 (77)	102 (90)	218 (209)	260	1.2	<p><達成手段の概要> ・廃棄物発電の増強方策の検討・実証 ・廃棄物発電における固定価格買取の円滑な実施支援 ・地域特性に応じた廃棄物系バイオマスの利活用システム検討と導入マニュアル作成 ・市町村の廃棄物処理システムの合理性・効率性を確認する為のツールの導入支援</p> <p><達成手段の目標> 廃棄物分野における資源循環、再生可能エネルギー供給を促進し、温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> エネルギー起源二酸化炭素の排出量削減</p>	005
	(4)	廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入事業 (平成26年度)	-	250 (145)	250 (172)	160	1.2	<p><達成手段の概要> ・廃棄物埋立処分場等に太陽光発電の設置を検討するに当たって、事業としての実現可能性調査 ・廃棄物埋立処分場等に太陽光発電の設置するにあたって、先進的な技術を導入する者に対して費用の一部を補助(補助率1/2) ・廃棄物埋立処分場等における既設太陽光発電の沈下等状況を測定し、発電量への影響を検証</p> <p><達成手段の目標> 廃棄物埋立処分場等について、廃棄物の適正処分を確保しつつ、太陽光発電を導入することにより、地域のエネルギーセンターとしての有効活用を全国で展開していくための方策を検討・実証し、導入ポテンシャルの有効活用の促進を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> エネルギー起源二酸化炭素の排出量削減</p>	006
	(5)	モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業 (国土交通省連携事業) (平成26年度)	-	350 (283)	350 (335)	350	1.2	<p><達成手段の概要> 海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費及び循環資源取扱設備の導入経費の一部について補助を行う。</p> <p><達成手段の目標> 静脈物流のモーダルシフト及び輸送効率化の推進</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 静脈物流のモーダルシフト及び輸送効率化を推進し、化石燃料の利用に伴う温室効果ガスの排出削減に寄与する。</p>	007
	(6)	先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業 (平成26年度)	-	5,300 (2,692)	5,300 (4,218)	2,446	1.2	<p><達成手段の概要> 地方公共団体や民間団体等を対象とし、地方公共団体実行計画等に基づく地域の戦略的な再生可能エネルギーの導入や省エネ等のモデルとなる取組について、設備導入に対する補助等により実施する。</p> <p><達成手段の目標> 地方公共団体実行計画を核とした低炭素な地域づくり</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方公共団体実行計画等に基づく再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等の導入支援によるCO2削減の対策・施策の推進</p>	008
	(7)	エコリース促進事業 (平成23年度)	1,800 (1,736)	1,800 (1,745)	1,800 (1,787)	1,800	1.2	<p><達成手段の概要> 中小企業等が低炭素機器をリースにより導入した際に、リース料総額の3%から5%(東北三県に係るリース案件については10%)を指定リース事業者に助成を行い、機器利用者の負担するリース料を低減させる。</p> <p><達成手段の目標> 低炭素機器を取り扱うリース事業者の増加及び低炭素機器の普及を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 低炭素機器の導入を促進し、CO2排出量削減を加速化させる。補助事業者の事務費を除く予算額17.3億円に対し、低炭素機器導入のリース料に対する例年の平均補助率は約5.3%であることから、低炭素機器の設備投資額約326億円の効果があると見込む。</p>	009

(8)	風力発電等導入等に係る環境影響評価促進モデル事業(平成23年度)	1,000 (552) ※383は翌年度に繰越	1,430 (1,031) ※257は翌年度に繰越	1,173 (1,048)	888	1.2	<p><達成手段の概要> 情報整備モデル地区環境情報の整備:風力発電等の立地ポテンシャル、地元自治体の意向等を勘案して選定した情報整備モデル地区において、環境影響評価での活用を想定した地域の既存資料調査、地元有識者のヒアリング調査、動植物・生態系等の現地調査を実施し、環境基礎情報データベースとして整備し、提供する。地域既存環境情報の整備:環境影響評価の際の基礎情報となる国や地方公共団体等による自然的状況、社会的状況に係る全国的に整備されている情報を環境基礎情報データベースとして整備し、提供する。</p> <p><達成手段の目標> 風力発電等の事業者が環境影響評価を実施する際に活用できる基礎的な情報を体系的に提供し、質の高い環境影響評価を効率的に実施するための環境整備を行い、風力発電等の早期導入に資することを目指す。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 風力発電等の環境影響評価に当たり、事業の構想段階において環境基礎情報を確認することにより、あらかじめ影響の回避・低減が図られ、質が高く効率的な環境影響評価の実施が促進される。</p>	0011
(9)	地下水の水質汚濁対策に資する地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業(平成26年度)	-	295 (295)	294 (294)	319	1.2	<p><達成手段の概要> 食品廃棄物や家畜排せつ物、水産系廃棄物等から得られるメタン等のバイオガスを地域へのエネルギー供給等に活用するため、地域特性に応じて、地域循環型バイオガス製造施設を導入し、温室効果ガス削減効果や事業性等の実証を行い、バイオガス利用モデルを構築する。またこれに加えて、地下水汚染地域におけるバイオガス生成消化液等の適正利用に向けた実証事業を行う。これらのモデル的な実証を通じて得られた成果を取りまとめて公表することにより、全国へ「地域循環型バイオガスシステム」の普及を図る。</p> <p><達成手段の目標> 東日本大震災、原子力発電所事故を契機に、地域資源を循環活用した自立分散型エネルギーを確保する地域づくりの取り組みが重要になっている。このため、従来自家消費が主であったバイオガスを地域への熱供給等に活用し、環境負荷の少ない地域づくりを推進するモデルシステムを構築することを目的とする。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> バイオガス製造・輸送コストの削減や供給技術等の確立及び、温室効果ガス削減効果・地下水汚染対策の検討や事業性等の実証を行うことにより、再生可能エネルギー導入の推進に寄与する。</p>	012
(10)	食品廃棄物及び家畜排泄物等を活用した地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業(農林水産省連携事業)(平成25年度)	500 (241)	505 (413)	506 (482)	231	1.2	<p><達成手段の概要> 食品廃棄物や家畜排せつ物、水産系廃棄物等から得られるメタン等のバイオガスを地域へのエネルギー供給等に活用するため、地域特性に応じて、地域循環型バイオガス製造施設を導入し、温室効果ガス削減効果や事業性等の実証を行い、原料の組み合わせ等に応じたバイオガス利用モデルを構築する。これらのモデル的な実証を通じて得られた成果を取りまとめて公表することにより、全国へ「地域循環型バイオガスシステム」の普及を図る。</p> <p><達成手段の目標> 東日本大震災、原子力発電所事故を契機に、地域資源を循環活用した自立分散型エネルギーを確保する地域づくりの取り組みが重要になっている。このため、従来自家消費が主であったバイオガスを地域への熱供給等に活用し、環境負荷の少ない地域づくりを推進するモデルシステムを構築することを目的とする。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> バイオガス製造・輸送コストの削減や供給技術等の確立及び、温室効果ガス削減効果や事業性等の実証を行うことにより、再生可能エネルギー導入の推進に寄与する。</p>	013
(11)	地域低炭素投資促進ファンド事業(平成25年度)	1,400 (1,400)	4,600 (4,600)	4,600 (4,600)	6,000	1.2	<p><達成手段の概要> 一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援。地域金融機関等との連携をさらに強化して、サブファンドの組成拡大、地域貢献性の高い案件への手厚い支援等を図ることにより、民間資金の呼び水となる「地域低炭素投資促進ファンド」の出資を効果的に実施する。特に、地域型・テーマ型等の多様なサブファンドの組成を拡大し、地域の人材の低炭素投資に係る「目利き力」の向上、成長資金の供給拡大、地域の資金循環の拡大を図る。</p> <p><達成手段の目標> 民間資金による低炭素投融資の促進することで、地域での資金循環を円滑化すること。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 低炭素化と地域活性化の同時実現に寄与する。</p>	014
(12)	環境金融の拡大に向けた利子補給事業(平成19年度)	1,490 (1,480)	1,200 (1,200)	2,224 (1,382)	2,070	1.2	<p><達成手段の概要> ・環境配慮型融資促進利子補給事業 金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資について、融資を受けた年から3か年以内にCO2排出を3%(又は5か年以内に5%)以上削減することを条件として、年利1%を限度として利子補給を行う。 ・環境リスク調査融資促進利子補給事業 金融機関が行う環境リスク調査融資のうち、低炭素化プロジェクトへの融資について、CO2排出量の削減・抑制状況をモニタリングすることを条件として、年利1.5%を限度として利子補給を行う。</p> <p><達成手段の目標> 環境配慮型融資及び環境リスク調査融資の普及・拡大を図るとともに、地球温暖化対策を促進していく。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 年利1%または1.5%を上限とする利子補給により、その何十倍もの温暖化対策投資を誘発することができ、環境産業の市場及び雇用規模の拡大に寄与する。</p>	015

(13)	地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業(平成26年度)	-	82 (59)	82 (25)	110	1,2,3,4	<p><達成手段の概要> 全国の地方公共団体における地方公共団体実行計画策定状況など温対法の施行状況調査を実施。これに並行して、地方公共団体職員を対象とした集中講座の開催や金融機関との合同研修を行うとともに、有識者等による地方公共団体実行計画策定マニュアル改定検討会(仮)を設置・運営し、同マニュアルの改定を行う。</p> <p><達成手段の目標> 施行状況調査結果を分析・評価して、地方公共団体にフィードバックするとともに、地方公共団体職員を対象とした集中講座や改定された地方公共団体実行計画策定マニュアルにより、地方公共団体実行計画策定から事業実施までの基礎的・実務的知識(調整・技術・交渉・法体系・金融等)を効率的・効果的に習得させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方公共団体実行計画策定マニュアルの改定等により、国の地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画の策定・見直を促進し、もって同計画の策定率の向上と地域における実効性の高い温室効果ガス削減の対策施策を推進。</p>	016
(14)	事業者排出削減対策促進経費	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6	1,2,3,4	<p><達成手段の概要> 環境省及び経済産業省所管業種により策定された低炭素社会実行計画及び2030年に向けた低炭素社会実行計画に基づいて実施する取組について厳格かつ定期的な評価・検証を実施するため、低炭素社会実行計画の計画内容の妥当性、低炭素社会実行計画に基づく取組の進捗、及びフォローアッププロセスの向上について調査・検討を行う。(H11年度～)</p> <p><達成手段の目標> 環境省及び経済産業省所管業種が、低炭素社会実行計画を着実に実行することにより、2020年及び2030年の削減目標を達成する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業を実施することにより、産業部門、業務その他部門、エネルギー転換部門における温室効果ガス排出量の削減に寄与する。</p>	017
(15)	クレジット制度を活用した地域経済の循環促進事業(平成20年度)	1,207 (954)	1,208 (867)	885 (706)	503	-	<p><達成手段の概要> ・J-クレジットの創出支援を行う。 ・カーボン・オフセットの制度運営を行う。 ・環境貢献型商品開発・販売促進支援のための補助事業を行う。</p> <p><達成手段の目標> 「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」に基づき、J-クレジット等を活用した信頼性の高いカーボン・オフセットの取組を促進し、国内の中小企業や農林分野の温室効果ガス削減を通じた京都議定書及び我が国の中期目標の達成に貢献するとともに、カーボン・オフセットを通じた民間資金の地域への還流・循環を通じ、地域活性化や雇用の創出に寄与する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・J-クレジット制度においては、平成28年6月初旬の段階で171件のプロジェクトが登録(制度の終期である平成33年度末までの削減見込量273万t-CO2)されており、うち193件のプロジェクトについて、J-クレジットの認証が行われている。認証量は約1,037,893万t-CO2となっている。 ・J-クレジット制度の方法論も新規方法論の策定が進み、平成28年5月末の段階で61件の方法論が用意されている。 ・カーボン・オフセットについては平成28年3月末で約1,330件以上の取組事例があり、着実に取組が広がっている。</p>	018
(16)	低炭素社会の実現に向けた中長期的温室効果ガス排出削減工程検討及びボトルネック解消等調査費(平成26年度)	-	450 (407)	552 (454)	552	1,2,3	<p><達成手段の概要> ①中長期的温室効果ガスの削減量の推計を行うとともに、温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた施策のロードマップを更新する。 ②再生可能エネルギー等分散型エネルギー普及に向けたボトルネック解消の対策・施策の調査・検討を行う。また、再生可能エネルギービジネスを普及拡大させる方策の調査・検討を検討する。 ③一度導入されると固定化(ロックイン)する交通・社会インフラ等を低炭素化する手法を調査・検討する。</p> <p><達成手段の目標> 削減量の推計及び施策のロードマップが行政資料(審議会資料等)として活用される。 (削減量の推計及び施策のロードマップが行政資料(審議会資料等)として活用された数:5件/年)</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 温室効果ガス2050年80%削減を目指すとの長期目標を達成するための将来像や中長期的温室効果ガス排出削減工程を検討、その実現におけるボトルネックを解消するための方策を明らかにし、さらにこれが行政資料等に活用されることで、中長期的な低炭素社会像の提示に寄与するとともに、温室効果ガス削減目標達成のための効果的・効率的な政策立案・実施を実現することができる。</p>	019
(17)	家庭部門のCO2排出実態統計調査事業(平成25年度)	59 (44)	199 (193)	199 (197)	199	1	<p><達成手段の概要> 家庭部門のCO2排出実態等を継続的に把握する統計調査を整備するため、26～27年度(26年10月～27年9月の12か月間)に全国試験調査を実施し、本格調査(29年度調査:29年4月～30年3月の12か月間)の実施に向けた課題の抽出や必要な標本数の検証、設計等の最終的な検証等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 家庭部門のCO2排出実態やエネルギー消費実態等の詳細な基礎データを継続的に把握する統計調査を整備し、削減対策の検討や削減効果の検証等に活用する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 信頼性の高い包括的で詳細な統計データを継続的に得ることで、削減対策の検討や削減効果の検証等の政策立案に活用することができる。</p>	020

(18)	低炭素ライフスタイルイノベーションを展開する評価手法構築事業 (平成24年度)	83 (94)	250 (235)	200 (200)	40	1.2	<p><達成手段の概要> 先人の知恵も生かした日本型の低炭素ライフスタイルとして、エネルギーを削減しつつも豊かな暮らしを提案するため、生活の豊かさや二酸化炭素削減効果を定量的に評価・実証する。その結果も踏まえ、快適性、健康性、知的生産性等、生活の質向上に関する定量的メリットをとりまとめ、低炭素な暮らし方を家庭向けに提案するための評価手法を構築する。なお、本事業では、平成25年度に実施した「節電・CO2削減のための構造分析・実践促進モデル事業」の成果を受けて、平成26、27年度の2カ年で得た調査データ等を活用してNEB評価指標を構築する。また、低炭素ライフスタイル促進の前提として、一般住宅における低炭素化設備に関する市場動向や、家庭における低炭素機器の導入意向、高齢者等の低炭素化設備の贈与意思に関する調査を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 本事業は、我が国が目指す新たな社会像として、地域に根付いた先人の知恵や伝統技術、絆等も活かし、エネルギーが無くとも豊かに暮らせる新しい低炭素ライフスタイルを描き出す。従来の指標のようなエネルギー消費量の原単位のみでは、生活の豊かさを測る指標として不十分であるため、新しく低炭素ライフスタイルの尺度を示すNEB(Non-energy benefits)指標の確立を目指すものである。併せて、家庭部門における低炭素化設備の普及を後押しするための実質的な施策の検討を行うことを目的とする。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業の成果の活用により、家庭部門における温室効果ガス排出量の削減に寄与する。</p>	021
(19)	低炭素社会の構築に向けた国民運動事業 (平成21年度)	1,700 (1,798)	1,500 (1,462)	1,500 (1,349)	1,700	—	<p><達成手段の概要> 26%削減の達成に向けて、特に家庭・業務部門においては4割という大幅な削減が必要である。そのためには、国民一人一人の意識変革やライフスタイルの転換を図るための普及啓発を抜本的に強化する必要がある。については、エネルギー消費サイドである家庭・業務部門において一大ムーブメントを起こし、インパクトと持続性のある活動を展開することで、社会システムの変革やライフスタイルイノベーションにつなげ、もってCO2排出量削減を図る。</p> <p><達成手段の目標> 地球温暖化対策計画における低炭素アクション等の推進によりCO2排出量削減推定効果を2030年度までに(2013年度比)約583.6万t-CO2にする。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 2020年度までに地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」賛同者600万人、賛同事業者40万団体を集め、取組への参加を通じて行動を拡大させる。</p>	022
(20)	地域での地球温暖化防止活動基盤形成事業 (平成15年度)	877 (800)	1,147 (907)	1,147 (1,077)	1,225	—	<p><達成手段の概要> 地球温暖化対策の推進に関する法律を踏まえ、全国地球温暖化防止活動推進センター及び地域地球温暖化防止活動推進センターが実施する事業の支援や地方公共団体と連携した普及啓発活動を促進させることで、地域における地球温暖化防止活動の基盤を形成する。 ①全国地球温暖化防止活動センター運営業務:地球温暖化に関する情報の収集・提供・普及啓発・広報活動や、地域センターの支援等を実施 ②地域における地球温暖化防止活動促進事業:地域における温室効果ガスの排出実態の調査・普及啓発・広報活動や、地域関係団体との連携等を実施 ③地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業:各地域の民生・需要分野や家庭・個人の自発的な地球温暖化対策への取組を促すため、市町村長等が先頭に立ち、地球温暖化対策を住民や各種団体と協力して、継続的に実施するために行う普及啓発事業の支援を実施</p> <p><達成手段の目標> 各地域の民生・需要分野や家庭・個人の積極的な地球温暖化対策への取組が必要であることから、地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす悪影響について理解を促し、地域の生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組を推進することで、住民の意識改革や自発的な取組の拡大・定着を目指す。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 2020年度までに地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」賛同者600万人、賛同事業者40万団体を集め、取組への参加を通じて行動を拡大させる。</p>	023
(21)	国内排出量取引推進事業 (平成17年度)	520 (507)	434 (421)	433 (335)	220	—	<p><達成手段の概要> 「地球温暖化対策の主要3施策について」(平成22年12月28日 地球温暖化問題に関する閣僚委員会)を踏まえ、国内排出量取引制度について、産業に対する負担、海外における排出量取引制度の動向とその効果等を見極め、慎重に検討を進める。</p> <p><達成手段の目標> ・国内排出量取引制度の導入による排出削減効果に加え、我が国産業等への影響に係る必要な調査・検討の実施 ・市場メカニズムを効果的に活用することにより、排出削減ポテンシャルを最大限実現するための方策の検討</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・「地球温暖化対策の主要3施策について」において示された、産業への負担、海外における排出量取引制度の動向とその効果、先行する主な地球温暖化対策の運用評価等の見極めに資する。 ・国内排出量取引を導入した際の効果的かつ効率的な排出削減の実現に資する。</p>	024

(22)	サプライチェーンにおける排出削減量の見える化推進事業 (平成22年度)	203 (171)	294 (255)	280 (223)	224	1,2,3,4	<p><達成手段の概要> サプライチェーン全体での排出量の把握・管理促進による温室効果ガス排出削減を目指すため、サプライチェーン排出量算定のためのガイドラインの作成、海外原単位等を含めた原単位データベースの充実、事業者向けセミナーの開催、国内外企業の優良事例収集を行い、それら成果について事業者等向けの情報プラットフォームであるサプライチェーンWEBサイトに掲載するなどして、事業者による自主的な取組の普及拡大を図る。</p> <p><達成手段の目標> 本事業により、サプライチェーン全体を通じた温室効果ガスの排出削減量(物流の効率化による排出削減量、使用段階での排出削減量、廃棄物の減少による排出削減量等)を可視化することを通じて、効率的な排出量の削減手法及び評価手法を確立するとともに、温室効果ガスの排出削減に貢献した企業が社会から公平な評価を受けられるような仕組みを構築し、サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出削減に向けた企業のインセンティブを高めることを目指す。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 事業者のサプライチェーン排出量の把握・管理の取組を促進することにより、温室効果ガスの一層の排出抑制を図る。</p>	026
(23)	CO2削減ポテンシャル診断推進事業 (平成22年度)	246 (246)	750 (599)	1,650 (1,549)	2,000	1,2	<p><達成手段の概要> 工場やビル等の事業所における効果的かつ経済性に優れたCO2削減対策の調査・特定を目的とした診断事業</p> <p><達成手段の目標> CO2削減ポテンシャル診断:458件 設備導入:50件</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 診断を希望する事業所に環境省が診断機関を派遣し、受診事業所における設備の導入・運用状況等を計測・診断し、有効と考えられる対策情報を取りまとめ受診事業所に提供することで、事業所における省CO2対策実施の促進を図ることができると見込んでいる。(受診事業所の80%以上が提案された対策のうち、1つ以上を実施)</p>	027
(24)	先進対策の効率的実施によるCO2排出量大幅削減事業 (平成24年度)	1,221 (1,177)	2,834 (2,649)	2,800 (2,753)	3,700	1,2	<p><達成手段の概要> 業務、産業両部門における既存ストックの更新等の対策の支援として、先進的で高効率な低炭素機器の導入への補助を実施(補助率:1/3)。</p> <p><達成手段の目標> 参加事業者(補助対象事業者)数:61者 (事業者が当初約束していた基準年度排出量からのCO2排出削減量:未定(26年度採択(113者)分46,183 t-CO2/年))</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業を実施することにより、業務、産業両部門における温室効果ガス排出量が大幅に削減されると見込んでいる。</p>	028
(25)	木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業 (農林水産省連携事業) (平成25年度)	1,200 (902)	1,800 (1,763)	1,800 (1,785)	700	1,2	<p><達成手段の概要> 地域内における木質バイオマスを利用した熱・電気の需要、未利用間伐材等原料調達の見通し、事業採算性等の実現可能性調査を行う。また、原木の加工・燃料の運搬・木質バイオマスのエネルギー利用等を行うための施設を一体的に導入し、木質バイオマスの活用のボトルネックとなるチップ化や運搬費用等の低コスト化、熱・電気の効率的な供給等の実証を行い、普及性の高い木材利用モデルの実証を行う。</p> <p><達成手段の目標> 森林資源をエネルギーとして有効活用し、低炭素社会を実現するため、木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくりの推進を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> カーボンニュートラルの木質資源を有効利用することで、低炭素社会の実現に寄与</p>	035
(26)	CO2削減対策強化誘導型技術開発・実証事業 (平成25年度)	3,300 (2,638)	4,800 (4,157)	6,500 (5,070)	6,500	1,2	<p><達成手段の概要> 将来的な地球温暖化対策の強化につながり、各分野におけるCO2削減ポテンシャルが相対的に大きいものの、民間の自主的な取組だけでは十分に進まない技術の開発・実証を実施する。事業の開始から終了まで、毎年度技術の成熟レベルを判定し、外部専門家から、問題点に対する改善策の助言や開発計画の見直し指示等を行い、効果的・効率的に事業を実施することで、開発目標の達成及び実用化の確度を高める。</p> <p><達成手段の目標> 将来的な地球温暖化対策強化につながる効果的な技術を確立し、これら技術が社会に導入されることによる大幅なCO2排出量削減・低炭素社会を実現する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 民間の自主的な取組だけでは十分に進まない技術を国の主導により強力に進めることにより、当該技術の早期の社会導入によるCO2排出量の削減に寄与する。</p>	036

(27)	エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業費 (平成25年度)	2,580 (1,941)	4,000 (3,382)	4,000 (3,137)	3,150	1.2	<p><達成手段の概要> エネルギー対策特別会計における事業の効果算定手法の検討、技術動向調査及び事業効果の検証・把握等を行うとともに、交通体系、ライフライン施設及び次世代型社会インフラ等の社会システムの整備といった分野におけるCO2排出削減対策・技術について、実証事業を通じて個別手法の削減効果の検証、削減ポテンシャルの検証及び事業性の検証を行う。</p> <p><達成手段の目標> エネルギー起源CO2の排出の抑制のための再エネ・省エネ技術等の導入を通じて「低炭素社会」を創出する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> エネルギー対策特別会計において効果的に事業を推進することにより、温室効果ガスの一層の排出抑制を図る。</p>	037
(28)	CCSによるカーボンマイナス社会推進事業(一部経済産業省連携事業) (平成26年度)	-	1,243 (817)	2,500 (1,224)	6,000	1.2	<p><達成手段の概要> ・我が国周辺水域における二酸化炭素貯留適地の調査を実施する。 ・石炭火力発電所に二酸化炭素分離・回収設備を追設し、二酸化炭素の大半を分離・回収する技術実証を実施する。また、我が国に適したCCSの円滑な導入手法を検討する。</p> <p><達成手段の目標> ・2021年までに二酸化炭素貯留適地を3ヶ所程度選定する。 ・2020年までの技術の実用化を目指し、石炭火力発電における二酸化炭素分離回収に伴うコスト、発電効率の低下、環境影響等に関する知見を得るとともに、我が国に適したCCSの円滑な導入手法をとりまとめる。</p> <p><施策の達成すべき目標への寄与の内容> 2030年以降を見据えて、火力発電所等の大規模排出源に環境に配慮したCCSを導入することで、二酸化炭素排出量の大幅削減に貢献する。</p>	038
(29)	未来のあるべき社会・ライフスタイルを創造する技術イノベーション事業 (平成26年度)	-	600 (539)	1,500 (1,498)	1,900	1.2	<p><達成手段の概要> 民生・業務部門を中心にライフスタイルに関連の深い多種多様な電気機器(照明、パソコン、空調、サーバー、動力モーター等)に組み込まれているパワー・光デバイスを、最も品質の高いGaN基盤を用いて高効率化し、エネルギー消費量の徹底した削減を実現する技術開発・実証を行う。</p> <p><達成手段の目標> 照明、空調等あらゆる電気機器に搭載されているデバイスについて、既存デバイスから大幅な効率化が可能なGaN(窒化ガリウム)デバイスの開発及び当該技術が社会に普及することによる社会全体のエネルギー消費の徹底的な削減及び二酸化炭素排出量の削減</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 社会全体のエネルギー消費の徹底的な削減及び二酸化炭素排出量の削減に寄与するとともに、エネルギー消費が少なくても豊かな社会やライフスタイルを創造する。</p>	039
(30)	自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業 (平成26年度)	-	700 (151)	1,000 (554)	1,300	1.2	<p><達成手段の概要> 再生可能エネルギー等を活用し、系統からの電力供給が止まった場合でもエネルギーを供給、消費できる自立・分散型エネルギーシステムの実証を行う。</p> <p><達成手段の目標> 地域において再生可能エネルギー等をつくり、蓄え、融通し、再生可能エネルギーの最大限の活用とエネルギーの効率的な利用を可能とする国内に例がない先導的なエネルギーシステムのモデルを確立し、当該モデルの全国的な普及を目指す。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型エネルギーシステムの実証を行い、再生可能エネルギーの導入拡大を通じた地球温暖化対策への貢献と地域の防災性向上に寄与する。</p>	041
(31)	バイオ燃料利用体制確立促進事業 (平成26年度)	-	1,207 (1,028)	1,080 (914)	990	1.2	<p><達成手段の概要> 沖縄において、サトウキビの副産物である廃糖蜜由来のバイオエタノールを活用して、当該地域のガソリンの相当割合をE3(バイオエタノール3%直接混合ガソリン)及びE10(バイオエタノール10%直接混合ガソリン)へ転換するため、石油関連企業の協力を得て、品質の確保と供給体制の拡充、普及啓発の推進及び社会受容性の調査を行い、実証事業から民間事業への移行を目指す。</p> <p><達成手段の目標> ・E10取扱SS数:55(導入量:2千kL) ・E3取扱SS数:90(導入量:16万kL)</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> バイオ燃料の導入拡大により温室効果ガスの排出削減に寄与</p>	042

(32)	潮流発電技術実用化推進事業 (経済産業省連携事業) (平成26年度)	-	550 (359)	1,000 (493)	900	1,2	<p><達成手段の概要> 各地域の離島の特性を生かした先導的な再エネや蓄電池のパッケージでの導入や需要側のエネルギー消費削減等と併せた離島の低炭素地域づくりに必要な設備の導入等を補助する。</p> <p><達成手段の目標> 離島における先導的な再エネの導入や省エネの強化等低炭素地域づくりを進めることで、CO2排出削減のみならずエネルギーコスト削減や防災性の強化等を実現する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 離島における先導的な再エネの導入や省エネの強化等を図る、自立・分散型エネルギー社会のモデルを確立し、他の地域へ展開することで、CO2排出量の削減に寄与する。</p>	043
(33)	離島の低炭素地域づくり推進事業 (平成26年度)	-	2,800 (206)	1,352 (2,710)	1,000	1,2	<p><達成手段の概要> 再エネの導入や省エネの強化等を含む離島の低炭素地域づくりに向けた事業化計画策定や実現可能性調査(FS調査)の実施を支援する。また、離島の特性を踏まえた先導的な再エネの導入、民生・需要の省エネの強化等の低炭素地域づくりを推進するために必要な設備の導入等を補助する。</p> <p><達成手段の目標> 離島における先導的な再エネの導入や省エネの強化等低炭素地域づくりを進めることで、CO2排出削減のみならずエネルギーの安定供給や防災性の強化等を実現する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 離島における先導的な再エネの導入や省エネの強化等を図るモデルを確立し、他の地域へ展開することで、CO2排出量の削減に寄与する。</p>	044
(34)	エコチューニングビジネスモデル確立事業 (平成26年度)	-	200 (193)	180 (142)	160	1	<p><達成手段の概要> 業務用等建築物の「エコチューニング」により削減された光熱水費から収益を上げるビジネスモデルの確立を目指し、平成28年度から技術者資格制度・事業者認定制度を開始した。平成29年度以降は民間事業として自立する。そのための最終的な準備を行う。 なお、「エコチューニング」とは、低炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うことをいう。</p> <p><達成手段の目標> 民間のエコチューニングビジネスモデルの確立による自律的・継続的なCO2削減</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 2014年度に1990年度比で約1.9倍にCO2排出量が増加している業務部門について、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、自立的・継続的にCO2が削減される環境を整えることができる。</p>	045
(37)	先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器等普及促進事業 (一部国土交通省・経済産業省連携事業) (平成26年度)	-	5,046 (4,569)	6,384 (5,984)	7,500	1,4	<p><達成手段の概要> ・冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗、化学製品工場、アイススケートリンクにおいて省エネ型自然冷媒機器を導入しようとする民間事業者に対して、当該機器導入の事業費の2分の1以下又は3分の1以下を補助する。また、省エネ型自然冷媒機器に係る普及啓発を行う。 ・途上国における省エネ型自然冷媒機器等の導入の際に求められる廃機器・廃フロン回収・適正処理のため、これらの体制を構築するための調査を行う。</p> <p><達成手段の目標> 省エネ型の自然冷媒冷凍・冷蔵装置の導入・普及の促進</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 省エネ型自然冷媒機器の導入・普及により、業務部門のエネルギー起源CO2削減及び代替フロン等4ガスの排出量削減に寄与する。</p>	046
(38)	低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業 (平成26年度)	-	320 (159)	110 (95)	260	1,2	<p><達成手段の概要> 平成26年度より運用を開始した家庭エコ診断制度の普及促進・診断実施体制整備として、以下2事業を行う。 1. 家庭向けエコ診断への補助事業 家庭で低炭素ライフスタイルを構築するため、各家庭に診断士を派遣し、家庭に応じた温室効果ガス排出削減行動を促すアドバイスを行う診断実施事業(診断実施機関は民間企業・地方公共団体等)に対して補助を行う。 診断実施機関は、診断事業を行う主体機関として、診断士の養成、派遣、診断の管理、結果のとりまとめ等を行う。 2. 診断体制整備 診断を実施する上での事業運営として、環境省の示す運営体制・診断方法等に関するガイドラインに従い、診断実施機関の認定及び管理・支援や、診断ソフト及びシステムの管理・改善、診断実施事業の普及啓発促進、事業効果の分析、運用課題改善の検討を行う。</p> <p><達成手段の目標> 家庭における着実な省エネを実行するための診断事業を行い、低炭素ライフスタイルへの転換を促進する。民間企業や地域主体のネットワークを活用し、各家庭において現状から15%以上のCO2削減実現を目指す。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 家庭における温室効果ガス削減の着実な促進と、それを支援する人材の育成により、低炭素ライフスタイルのイノベーションを実現し、家庭部門のCO2削減に寄与する。</p>	048

(39)	低炭素化に向けた公共交通利用 転換事業(国土交通省連携事 業) (平成26年度)	-	650 (469)	650 (444)	650	1.2	<p><達成手段の概要> 地域の協議会における省CO2を目標に掲げた公共交通に関する計画の策定及び当該計画に基づく取組の経費について支援する。</p> <p><達成手段の目標> 公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組を支援し、マイカーからCO2排出量の少ない公共交通へのシフトを促進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自動車の使用抑制及び渋滞緩和によるCO2排出量削減を図る。</p>	052
(40)	中小トラック運送業者向け環境 対応型ディーゼルトラック補助事 業 (平成26年度)	-	2,965 (2,608)	2,965 (2,875)	2,965	1.2	<p><達成手段の概要> 中小トラック運送業者を対象として、燃費性能の低い長期経年車の、燃費性能の高い環境対応車両への代替を支援する。</p> <p><達成手段の目標> 波及効果も含めて、平成16年度以前に新規登録された旧型車両の比率を28年度末までに24年度比で20%以上削減する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 走行距離の長いトラック運送事業者の保有車両における平均燃費の向上により、CO2排出削減を図る。</p>	053
(41)	自然環境に配慮した再生可能エ ネルギー推進事業 (平成22年度)	122 (91)	122 (106)	122 (76)	81	1.2	<p><達成手段の概要> 地熱発電施設における温泉資源への影響軽減策の検討 メガソーラー発電施設・地熱発電施設における国立公園の風致景観上の支障の軽減策の検討 中小水力発電施設における河川環境への影響軽減策の検討</p> <p><達成手段の目標> 自然環境や地元で配慮した再生可能エネルギーの導入</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 再生可能エネルギーの導入における自然環境への影響軽減策・配慮策を検証し、ガイドラインの策定、規制の見直し等に活用し、自然環境に配慮した再生可能エネ ルギーの推進に寄与する。</p>	054
(42)	省CO2型リサイクル高度化設備 導入促進事業 (平成27年度)	-	-	900 (655)	1,200	1.2	<p><達成手段の概要> 民間団体等を対象として、省CO2型リサイクル高度化設備の導入に要する経費の一部を補助する。</p> <p><達成手段の目標> 使用済製品等のリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び再生資源の回収効率の向上</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> エネルギー起源二酸化炭素の排出量削減に寄与する。</p>	055
(43)	風力発電等に係る地域主導型の 戦略的適地抽出手法の構築事 業 (平成27年度)	-	-	158 (120)	341	1.2	<p><達成手段の概要> 風力発電所等の適地抽出における事業特性・地域特性ごとの制約、ステークホルダー・地域住民との調整手法、各種規制手続の事前調整・環境影響評価手続の進 め方等について優良事例等を踏まえて整理し、手続の合理化・期間短縮に資する地域主導による適地抽出の手法に関するガイドを取りまとめる。また、都道府県レ ベルを想定した地域における環境にも配慮した再生可能エネルギー導入の検討を行い、具体的な地域(3地域程度)において、地域の自然的・社会的条件を踏まえた計 画の導入のために、促進エリアや避けるべきエリアの設定等、環境面に加え、経済・社会面を統合的に評価したゾーニング計画策定の検討を行う。</p> <p><達成手段の目標> 自治体为主导して、先行利用者との調整や各種規制手続の事前調整等を図りつつ、それらと一体的に環境影響評価手続を進めることで、その後の事業者の事業計 画が円滑に進むような適地抽出の手法を構築する。また、再生可能エネルギー導入促進ゾーニング計画を策定していくための知見・実績の蓄積を進め、環境面に加 え、経済・社会面も統合的に評価したゾーニング計画の検討・策定を目指す。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 事業者単独ではなく、自治体为主导して、先行利用者との調整や各種規制手続一体的に環境影響評価手続を進めるための適地抽出の手法を構築することで、環境 に配慮しつつ円滑かつ迅速な事業実施に資する。</p>	0056
(44)	「低炭素・循環・自然共生」地域 創生実現プラン策定事業(平成 27年度)	-	-	350 (346)	175	1.2	<p><達成手段の概要> 各地における「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現に向けたプラン(地域創生プラン)の自発的な策定を誘導するべく、複数の地域についてモデル的な地域創生プ ランを策定・公表し、その「低炭素・循環・自然共生」地域のコンセプトや達成度を分かりやすく示すための評価や指標を作成するとともに、地域創生プランの一般的な 策定ノウハウ等を「全国プラン」として取りまとめる。</p> <p><達成手段の目標> 経済活性化等と合わせた「低炭素・循環・自然共生」の統合的実現を図る地域の創生を全国的に促進</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 「低炭素・循環・自然共生」地域のコンセプトや達成度が定量化されることで地域の低炭素化が促進される。</p>	057

<p>(45)</p>	<p>地域経済と連携した省CO2化手法促進モデル事業</p> <p>※H27年度「リースを活用した業務部門省CO2改修加速化モデル事業」</p>	-	-	250 (512)	400	1.2	<p><達成手段の概要> 最先端の低炭素設備は初期投資コストが高いこと等のボトルネックを解消するため、本事業では、リースを活用した省エネ導入手法をモデル的に実証する。</p> <p><達成手段の目標> リースを活用した手法により、中小自治体や事業者が初期投資の課題を解決しつつ省CO2効果・経済的メリットがあることを検証する実証事業を行い、省CO2改修を加速化させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> リースを活用した省CO2改修の導入手法のモデルを確立し、それを普及することによって、業務その他部門における二酸化炭素排出量の削減を図る。</p> <p>※H27年度「リースを活用した業務部門省CO2改修加速化モデル事業」からの継続事業</p>	058
<p>(46)</p>	<p>設備の高効率化改修支援モデル事業 (平成27年度)</p>	-	-	500 (289)	500	1.2	<p><達成手段の概要> 設備機器のうち、CO2削減に寄与する部品や部材のみの交換・追加により、エネルギー使用量とCO2を削減する。具体的には以下の通り。 ・設備のエネルギー効率と密接な関係のある部品・部材のうち、経年劣化等により効率低下の原因となっているものの交換を行い、当該設備のエネルギー効率を導入当初と同等以上まで改善する。 ・改修を行う設備もしくは当該設備と連結された蒸気配管等に部品・部材を付加することで、当該設備の運転時の負荷を軽減し、当該設備のエネルギー効率を初期の状態以上に改善する。</p> <p><達成手段の目標> 自治体や民生部門の所有する各種施設において、部品・部材の改修・追加による低コストでエネルギー使用量とCO2の削減が実現できるモデル(手法)を確立する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 低コストCO2削減が実現できるモデルの確立およびその普及によって、温室効果ガスの一層の排出抑制に寄与する。</p>	0059
<p>(47)</p>	<p>L2-Tech(先導的低炭素技術)導入拡大推進事業 (平成27年度)</p>	-	-	350 (184)	4,000	1.2	<p><達成手段の概要> (1)L2-Tech導入拡大モデル事業(補助) L2-Techの導入拡大と制度化に向けた実証を行うため、L2-Techを積極的に導入しようとする事業所に対して、当該L2-Tech導入に要する経費の一部を支援する。設備導入と運用改善の計画を策定しL2-Tech設備を導入、安定稼働を確保することで、大幅なCO2削減を誘導する。 (2)L2-Techリストの更新・拡充・情報発信(委託) 補助事業の成果を整理分析しつつ、平成27年度までに策定された対象技術のリストを更新・拡充するとともに、それぞれの効率水準を満たす個別の設備・機器の認証を実施し、L2-Techの情報を積極的に発信する。また、メーカーの参加を通じた、先導的低炭素技術の情報を集積していくためL2-Tech情報プラットフォームを構築する。</p> <p><達成手段の目標> エネルギー消費量を抜本的に削減する大胆な省エネを進めるため、ベストを追求する発想でエネルギー効率が極めて高くCO2削減に最大の効果をもたらす技術を「L2-Tech」と位置づけ、導入促進をしているところ。経済成長とCO2削減の両立には革新的技術の活用が不可欠であり、我が国が世界に先がけてL2-Tech導入による低炭素設備投資のビジネスモデルを実現し、国際的な低炭素技術イノベーションを牽引することが重要である。一方でL2-Techは、先導的な技術であることから、導入実績や稼働実績の知見が乏しく、また、初期費用も高額となることから、普及拡大を進めるにあたり、積極的な財政支援の効果検証が必要</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> CO2削減効果の高いL2-Tech等設備の特定とその導入普及が促進されることにより、早期に大幅なCO2削減が図れる。</p>	060
<p>(48)</p>	<p>セルロースナノファイバー(CNF)等の次世代素材活用推進事業(経済産業省・農林水産省連携事業) (平成27年度)</p>	-	-	300 (283)	330	1.2	<p><達成手段の概要> CNF等適応分野において、製造、使用、廃棄に関わる低炭素化の評価・実証、CNF等の普及展開にかかわるモデル事業を実施する。自動車の部材においては、金属等を軽量のCNF、もしくはより高耐熱なバイオマスプラスチックで代替することで、さらなる低炭素化を図る。</p> <p><達成手段の目標> 様々な製品等の基盤となる素材にまで立ち回り、自動車部材の軽量化・燃費改善等による地球温暖化対策への多大なる貢献が期待できるセルロースナノファイバー(CNF)やバイオマスプラスチック等の次世代素材について、メーカー等と連携し、製品等活用時の削減効果検証、製造プロセスの低炭素化の検証、リサイクル時の課題・解決策検討、早期社会実装を推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> CNFの早期社会実装の推進により、自動車等の燃費改善効果が10%程度得られ、よってCO2排出が抑制されることで2030年断面で約152万t/年のCO2削減効果が得られる。</p>	061

(49)	持続的な地域創生を推進する人材育成拠点形成モデル事業(平成27年度)	-	-	200 (128)	170	1,2,3,4,5	<p><達成手段の概要> 全国3ヶ所程度で、地方公共団体、教育機関、民間団体等が連携し、地域内の定住者等を対象に「低炭素・循環・自然共生」社会の実現の核となる人材を育成する事業を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 研修実施人数:94人 (人材育成のための拠点数:3箇所)</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地域の特色を活かした人材育成のモデルを確立し、全国に展開することで、地域資源を活かした持続的かつ主体的な「低炭素・循環・自然共生」の地域づくりを推進し、各地域における温室効果ガスの排出削減に貢献する。</p>	0063
(50)	再エネ等を活用した水素社会推進事業(一部経済産業省連携事業)(平成27年度)	-	-	2,650 (1,082)	6,500	1,2	<p><達成手段の概要> 製造から利用までの水素サプライチェーン全体を通じた低炭素化を促進するため、下記の取組を行う。 (1)水素の製造から利用までの各段階の技術のCO2削減効果を検証し、サプライチェーン全体での評価を行うためのガイドラインの策定 (2)再生可能エネルギー等を活用して水素を製造し、輸送し、燃料電池自動車や定置用燃料電池で利用するまでの一貫した低炭素な水素サプライチェーンの実証 (3)再生可能エネルギー由来の水素ステーションの導入支援</p> <p><達成手段の目標> CO2削減効果や波及効果が高い水素サプライチェーンのモデルを確立するとともに、再生可能エネルギー由来の水素ステーションの導入を進め、再生可能エネルギー等を活用した低炭素な水素社会を実現する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地域における低炭素な水素サプライチェーンの水平展開等により、再生可能エネルギー等を活用した低炭素な水素社会を実現し、CO2排出量の削減に寄与する。</p>	0064
(51)	森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査費事業(平成11年度)	23 (24)	33 (29)	34 (34)	28	5	<p><達成手段の概要> 京都議定書第二約束期間(2013~2020年)には我が国は参加しないが、吸収源のインベントリ報告は引き続き行うこととされているので、京都議定書の計上ルールに基づき吸収量を算定・報告するとともに、2020年以降の新たな枠組みであるパリ協定の実施に関する検討や国際交渉に対応していく。</p> <p><達成手段の目標> 京都議定書第二約束期間のインベントリ算定方法の改善、IPCCガイドライン精緻化作業への貢献、パリ協定における森林を含む土地利用分野の計上に関する国際ルールの検討</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 我が国の吸収源活動が国際的に確実に認められ、2020年目標(2020年度における吸収量として基準年(2005年)総排出量比2.8%以上を確保)が達成されるために、森林等の二酸化炭素排出・吸収量についてデータ収集等を行い、国際的なレビューを踏まえ、算定方法の改善等を行う。さらに2020年以降の枠組みであるパリ協定の実施に関して吸収量算定方法の検討及び改善を行う。</p>	065
(52)	温室効果ガス関連情報基盤整備事業	504 (424)	814 (644)	713 (558)	790	1,2,3,4	<p><達成手段の概要> ●温室効果ガス排出・吸収量管理体制整備費 ・温室効果ガス排出・吸収目録及び報告書の作成、品質管理、インベントリの審査(H14年度~) ・温室効果ガス排出量(速報値・確報値)の公表(H16年度~) ・隔年報告書及び国別報告書に位置づけられた対策・施策の進捗管理(H25年度~) ・地域の温室効果ガスの現状推計や将来推計に資する最新の自治体別排出量データの整理・提供、簡易的なツールの開発等(H25年度~) ●温室効果ガス排出抑制等指針 ・産業(製造業)、業務、運輸、上水道・工業用水道、下水道、エネルギー転換部門及び日常生活部門それぞれに対して、地球温暖化対策メニューの設定及び望ましい目安の策定を行うために必要な調査・検討を実施(H20年度~) ●温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業 ・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象事業者の報告義務履行の徹底を図るため、説明会・相談会を開催するとともに、「ヘルプデスク」を設置し排出量の報告等に関する相談を受け付け、事業者から報告された排出量情報を集計し、分かりやすく公表する。(H17年度~)</p> <p><達成手段の目標> ・排出抑制等指針によって事業者が取るべき取り組みを示し、助言を行うことで、各部門における温室効果ガスの排出抑制等の取組を促進する。 ・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象事業者による報告義務履行を徹底させるとともに、排出量情報を迅速に集計・公表する。また、排出量の集計・公表・分析等を通じて事業者の自主的取組を促進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・目標達成に向けた国内対策のシナリオや、気候変動問題に関する国際戦略策定に寄与する。 ・温室効果ガス排出量の集計結果の公表、開示請求への対応、および指針の活用を通じて、温室効果ガスの排出抑制に寄与する。</p>	003 017 025

(53)	廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素モデル事業 (平成28年度)	-	-	-	200	1.2	<p><達成手段の概要> 廃棄物焼却施設から、余熱や発電した電気を地域の需要施設に供給するための付帯設備(熱導管、電力自営線、熱交換器、受電設備等)及び需要施設(余熱等を廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る。)への支援を行う。</p> <p><達成手段の目標> 本事業により廃棄物焼却施設から恒常的に排出される余熱や発電を地域の需要施設に供給するモデルを確立し、地球温暖化対策の強化・地域の低炭素化を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> エネルギー起源二酸化炭素の排出量削減</p>	新28-0001
(54)	低炭素型廃棄物処理支援事業 (平成28年度)	-	-	-	1,700	1.2	<p><達成手段の概要> 廃棄物処理業低炭素化促進事業は、廃棄物処理を主たる業とする民間事業者等を対象とし、事業計画策定及び設備等導入に対する補助により実施。地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業は、地方公共団体や民間団体を対象とし、地域の循環資源の高度化及び低炭素化に資する自治体のFS調査及び自治体と連携して廃棄物の3Rを検討する民間団体等の事業計画策定に対する補助により実施</p> <p><達成手段の目標> 廃棄物高効率熱回収施設等の整備促進、廃棄物処理施設の省エネ化促進、廃棄物収集運搬車の低燃費化促進、地域資源循環の高度化及び低炭素化促進、熱回収施設設置者認定取得及び優良産廃処理業者認定取得の促進</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 循環資源の利用計画策定率向上による廃棄物由来エネルギーの適正利用促進等を行うことで、化石燃料の利用に伴う温室効果ガスの排出削減に寄与する。</p>	新28-0002
(55)	再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業(経済産業省連携事業) (平成28年度)	-	-	-	6,000	1.2	<p><達成手段の概要> 地域における再生可能エネルギー普及・拡大の妨げとなっている課題への対応の仕組みを備え、かつ二酸化炭素の削減に係る費用対効果の高い取組に対し、再生可能エネルギー設備を導入する事業等に対する補助を実施</p> <p><達成手段の目標> 再生可能エネルギーの自立的普及を促進</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 再生可能エネルギーの自立的普及を促進することにより、低炭素社会の実現に寄与する。</p>	新28-0003
(56)	地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 (平成28年度)	-	-	-	5,000	1.2	<p><達成手段の概要> 地方公共団体を対象とし、国の地球温暖化対策計画に即した高い目標を掲げる地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定・見直し等を行うための調査・検討支援や、先進的・モデル的である全庁的なカーボン・マネジメントの取組を踏まえた省エネ設備の導入に対する補助を行うことにより実施</p> <p><達成手段の目標> 国の地球温暖化対策計画に即した高い目標を掲げる地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定率の向上及びPDCAを組み込んだ取組の強化・拡充並びに地方公共団体実行計画(事務事業編)に基づく率先的な公共施設の低炭素化の推進</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定率の向上</p>	新28-0004
(57)	省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業(国土交通省等連携事業) (平成28年度)	-	-	-	4,050	1.2	<p><達成手段の概要> 公共性や社会的ニーズが高く、2050年度80%二酸化炭素削減に向けて抜本的な再構築が必要とされる社会ストックについて、エネルギー起源二酸化炭素の排出が長期にわたり少なくなるような技術等を導入する。</p> <p><達成手段の目標> 鉄道施設、福祉施設、融雪設備等に再生可能エネルギー・省エネルギー技術等を導入することにより、社会の長期的な低炭素化に寄与する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 社会ストックに再生可能エネルギー・省エネルギー技術等を組み込むことにより、エネルギー起源二酸化炭素排出量の削減を図る。</p>	新28-0005
(58)	公共施設等先進的CO2削減対策モデル事業 (平成28年度)	-	-	-	2,550	1.2	<p><達成手段の概要> 公共施設等に再生可能エネルギーを活用したマイクログリッド・熱システムの導入と、併せて省エネ改修等を行う事業を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 公共施設が複数存在する地区内において、再生可能エネルギーを活用した複数のマイクログリッドを構築し自己託送等により電気を融通するとともに、売電に頼らず電力の地産地消を行う、自己完結型のシステムを構築することで、地区を越えて地域全体でCO2排出削減を行うモデルを確立する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業により、再生可能エネルギーを効率的に導入し、エネルギーを効率的に運用するモデル事業を確立することで、CO2排出量の削減に貢献する。また、エネルギーの地産地消を行うことにより災害時の防災等にも寄与する。</p>	新28-0006

(59)	上水道システムにおける省CO2促進モデル事業（厚生労働省連携事業） （平成28年度）	-	-	-	2,400	1.2	<p><達成手段の概要> 水道施設の更新に際し、未利用圧力等を活用する小水力発電設備等の再エネ設備や、高効率設備やポンプのエネルギー消費を制御するインバータ等の省エネ設備の導入を支援する。</p> <p><達成手段の目標> 水道施設への小水力発電設備等の再エネ設備やポンプへの高効率設備への更新等を推進し、上水道システムにおける省CO2化を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> 水道施設の低炭素化に向けたモデルを確立することで、業務その他部門における二酸化炭素排出量の削減を図る。</p>	新28-0007
(60)	地域におけるLED照明導入促進事業 （平成28年度）	-	-	-	1,600	1.2	<p><達成手段の概要> 小規模地方公共団体の地域における街路灯や商店街の屋外照明等を、リース方式を活用してLED照明へ更新する事業への支援を行う。</p> <p><達成手段の目標> 街路灯や屋外照明等へのLED照明の導入により、地域一体となった低炭素化に寄与する。</p> <p><施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> 街路灯や屋外照明等のLED化を通じて、業務その他部門における二酸化炭素排出量の削減を図る。</p>	新28-0008
(61)	次世代省CO2型データセンター確率・普及促進事業（総務省連携事業） （平成28年度）	-	-	-	1,200	1.2	<p><達成手段の概要> 既設若しくは新設のデータセンター等において、高効率のICT機器や高効率の設備及びそれらの稼働や運用を管理するシステム等を導入することにより、従来システムと比較し50%以上の二酸化炭素削減効果が見込まれる事業に補助を行う。</p> <p><達成手段の目標> 多様な条件下での省CO2型データセンターのモデルを示すとともに、省エネシステム市場の形成を後押ししつつ、価格低減を図り、事業終了後の民間による自立的普及を促進する。</p> <p><施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> 我が国の電力消費量の1%～2%程度を占めるデータセンターの抜本的低炭素化を促進することで、業務その他部門における二酸化炭素排出量の削減を図る。</p>	新28-0009
(62)	賃貸住宅における省CO2促進モデル事業（国土交通省連携事業） （平成28年度）	-	-	-	2,000	1.2	<p><達成手段の概要> 一定の環境性能を満たす賃貸住宅を新築・改築する場合に必要な高効率な給湯、空調、照明設備等の導入を支援するとともに、賃貸住宅の環境性能を表示し、賃貸住宅市場における低炭素価値の評価と、インターネット等を活用して広く一般に効果を周知する。</p> <p><達成手段の目標> 賃貸住宅市場への省CO2性能に優れた賃貸住宅の供給促進と、賃貸住宅市場において低炭素価値が評価されるための普及啓発を一体的に行う。</p> <p><施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> 賃貸住宅市場の低炭素化を推進することにより、家庭部門における二酸化炭素排出量の削減を図る。</p>	新28-0010
(63)	業務用ビル等における省CO2促進事業（一部経済産業省・国土交通省連携事業） （平成28年度）	-	-	-	5,500	1.2	<p><達成手段の概要> テナントビルにおいて、オーナーとテナントの間でグリーンリース契約等を締結した上で省CO2改修を行うことや、地方自治体の建築物・延床面積2000m2未満の業務用ビル等へ省CO2性の高いシステムや高性能設備機器等を導入する。</p> <p><達成手段の目標> 低炭素化が進みにくい既存テナントビルの省CO2化を促進していくとともに、先進的な業務用ビル等(ZEB)の実現と普及拡大を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> 業務用ビル等の大幅な低炭素化を通じて、業務その他部門における二酸化炭素排出量の削減を図る。</p>	新28-0011
(64)	ヒートポンプを活用した低炭素型農業推進事業（農林水産省連携事業） （平成28年度）	-	-	-	275	1.2	<p><達成手段の概要> 農協等が農業者に低炭素化設備を貸し出す事業について、農協等に対し低炭素化設備の導入を支援する。</p> <p><達成手段の目標> ヒートポンプの普及を通じて、施設園芸の低炭素化を推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> 施設園芸の低炭素化を推進することにより、二酸化炭素排出量の削減を図る。</p>	新28-0012
(65)	地下街を中心とした周辺街区における低炭素化モデル事業 （平成28年度）	-	-	-	500	1.2	<p><達成手段の概要> 特に大きなCO2削減効果が見込まれる地下街を対象に、設備更新や運用改善等の対策に要する経費の補助を実施（補助率1/2）</p> <p><達成手段の目標> 補助事業者：4団体</p> <p><施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> 地下街は地上の市街地と比較してエネルギー使用量が大きく、本事業で抜本的な削減対策を行うことで、費用対効果的にもメリットが大きい大幅なCO2削減ができると見込んでいる。</p>	新28-0013

(66)	物流分野におけるCO2削減対策促進事業（国土交通省連携事業） （平成28年度）	-	-	-	3,700	1,2	<p><達成手段の概要> 倉庫、港湾、空港等の物流拠点及びそこで用いられる荷役機器や輸送機器等を更新することにより、物流システム全体で大幅な低炭素化を推進する。</p> <p><達成手段の目標> 自動車輸送を中心とする物流システムから、鉄道や海運を最大限活用するシステムへの転換等を推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> 物流システムの低炭素化を推進することにより、運輸部門における二酸化炭素排出量の削減を図る。</p>	新28-0014
(67)	低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業 （平成28年度）	-	-	-	2,000	1,2	<p><達成手段の概要> 洋上風力は、再生可能エネルギーの中で最も大きな導入ポテンシャルを有する温暖化対策上不可欠なエネルギーであり、特に、ポテンシャルの7割以上を占める浮体式洋上風力の普及が重要である。これまでの環境省における浮体式洋上風力発電の開発・実証により、日本の気象・海象条件等に適合し高い安全性や信頼性を有する発電システムの確立に成功した。一方、浮体式洋上風力発電の事業化を促進するためには、海域動物や海底地質等の調査・把握による事業リスク低減に加え、設置コストの低減が極めて重要である。本事業は、これらの課題を克服し、浮体式洋上風力発電の本格的な普及を促進するため、当該調査手法の確立や、施工の低コスト化・低炭素化等に取り組む。</p> <p><達成手段の目標> ①洋上風力の事業化を促進するため、国内で実績がない自然環境と調査した効率のかつ精度の高い洋上海域動物・海底地質等調査を行い、当該手法を普及させることを目標とする。鳥類や魚類等の海域動物の効率的な把握や係留アンカーの埋設に適した地点の効率的な探索など、効率的で環境に配慮した洋上観測システムは、日本での事例はなく、日本の厳しい気象・海象条件に適合したシステムを製作し、実海域での調査を行い、低コストで環境調和型の実測手法を確立し、民間事業者による導入普及を促進する。 ②特殊な大型作業専用船を用いず、施工コストに占める割合の大きい係留や海底ケーブルの敷設コスト等を低減する手法を確立し、標準技術として普及させることを目標とする。浮体式洋上風力発電の本格的な普及のために、高額な専用船を用いずに、現在の施工方法をベースにした船の改良やケーブル敷設方法の改善等により低炭素かつ効率的な施工方法を確立し、事業性の向上による普及拡大を実現することを目標とする。</p> <p><施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> 浮体式洋上風力発電の実用化により、大きな導入ポテンシャルを有する洋上風力発電の飛躍的な導入拡大を通じたCO2排出量の削減に寄与</p>	新28-0015
(68)	環境調和型バイオマス資源活用モデル事業（国土交通省連携事業） （平成28年度）	-	-	-	800	1,2	<p><達成手段の概要> 地域内に存在する家畜ふん尿や食物残さ等を活用したバイオマス発電施設から生じた液肥を、下水処理施設で処理するモデル事業を実施する。バイオマス発電施設で得られた電力・熱を、液肥の処理を行う下水処理施設等に供給することで、下水処理施設の省CO2化を図ると同時に、地域環境の保全に貢献し、低炭素社会と循環型社会を同時達成する処理モデルを構築することを目指す。</p> <p><達成手段の目標> バイオマス発電において生じる液肥による地下水汚染の問題を解決し、下水処理施設の省CO2を同時に図るモデルを実証する。</p> <p><施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> バイオマス発電施設と下水処理施設の連携によるモデルを確立することにより、業務その他部門における二酸化炭素排出量の削減に寄与する。</p>	新28-0016
(69)	CO2中長期大幅削減のためのエネルギー転換部門低炭素化のあり方検討事業 （平成28年度）	-	-	-	100	-	<p><達成手段の概要> 電気事業分野における地球温暖化対策の実効性のある枠組みが確実に構築され機能するための具体的な制度設案を検討するとともに、国の温室効果ガス排出削減目標の確実な達成に向けた取組を進める。</p> <p><達成手段の目標> ・国内電力部門における温室効果ガスの排出状況、電気事業者等による地球温暖化対策の取組状況、関連施策の動向等について調査・評価・分析の実施 ・海外主要諸国・地域について、電力部門における温室効果ガスの排出状況、事業者の低炭素化対策取組状況等の動向調査の実施</p> <p><施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> 枠組みが構築された際の、エネルギーのベストミックスと温室効果ガスの排出削減目標の確実な達成に寄与する。</p>	新28-0017
(70)	海洋環境保全上適正な海底下CCS実施確保のための総合検討事業 （平成28年度）	-	-	-	260	1	<p><達成手段の概要> ・国内第一号海底下CCS事業（経済産業省委託事業）について、最新の知見を活用したモニタリング技術を適用し、結果を検証していくことにより、CCS事業における適正なモニタリング技術及びその適用方法の確立を図る。 ・海洋環境保全の観点から、海底下CCS事業の超長期にわたる適正実施の確保のため、超長期的に必要な制度のあり方のオプションについて調査・検討を実施</p> <p><達成手段の目標> ・国内第一号の海底下CCS事業について、モニタリング技術を適用し結果を検証していくことにより、今後のCCS事業におけるモニタリング技術の確立を目指し、CO2の漏えいがないことについて信頼できるデータを提供することによって、地元住民をはじめとする国民の安心・信頼が確保され、第二号以下の導入に際しての環境整備に資する。 ・超長期にわたる海洋環境の保全が担保されるための「海底下CCS事業の環境整備」のあり方を検討することにより、事業者及び国民におけるCCS事業の導入に向けた気運が醸成される。</p> <p><施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> 本事業は、CCS事業の超長期にわたる安全確保のための法規制等のあり方を検討し、また、CO2の漏えいがないことについて信頼できるデータを提供するものであるため、国内第一号の海底下CCS事業その他CCS事業全般に対する国民の安心・信頼が確保され、CCS事業の促進に寄与する。このため、直接的な導入効果はないものの、間接的な大規模削減効果が見込まれる。</p>	新28-0019

(71)	信号情報活用運転支援システムによるエコドライブの推進事業 (警察庁連携事業) (平成28年度)	-	-	-	100	1.2	<p><達成手段の概要> リース車両を導入する中小企業に対し、信号情報を受信できる車載機の導入費用を補助することによりエコドライブの推進を支援する。</p> <p><達成手段の目標> 最新のITSを活用した信号情報活用運転支援システムの導入を促進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 燃費・環境性能にも優れた信号情報活用運転支援システムの導入への支援、また併せてこれを活用してエコドライブを実施してもらうことにより自動車からのCO2排出削減を図る。</p>	新28-0020
(72)	先進環境対応トラック・バス導入加速事業 (平成28年度)	-	-	-	1,000	1.2	<p><達成手段の概要> 先端的な燃費性能を有し、市場投入初期段階にある先進環境対応トラック・バス(燃料電池車、電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス自動車)の導入加速を支援する。</p> <p><達成手段の目標> 波及効果も含めて、2020年におけるトラック・バスの総販売台数に占める環境対応車の比率を6%まで上昇させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 先進環境対応トラック・バスの安定需要を喚起し、大量生産による価格低減と普及を図ることにより、CO2排出削減を図る。</p>	新28-0021
(73)	木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業(経済産業省連携事業) (平成28年度)	-	-	-	400	1.2	<p><達成手段の概要> 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画等の確実な実施を図るため、特に森林等に賦存するバイオマス資源を持続的に活用することを目標とした地方公共団体が行う計画策定に対して支援を行い地域の低炭素化を実現する。</p> <p><達成手段の目標> 地方公共団体による、木質バイオマス資源の持続的活用を図るとともに、再生可能エネルギー設備の導入支援を推進し、再生可能エネルギー熱等設備の導入拡大を目指す。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方公共団体において、木質バイオマス資源による再生可能エネルギー設備を確実に導入することで地域の低炭素化を実現・拡大に寄与する。</p>	新28-0022
(74)	国立公園等における再生可能エネルギーの効率的導入促進事業 (平成28年度)	-	-	-	700	1.2	<p><達成手段の概要> 国立公園等の動植物や景観などの自然環境情報を収集し、事業者を提供</p> <p><達成手段の目標> 自然環境や地元配慮した再生可能エネルギーの導入</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 収集した自然環境情報を事業者を提供することで、再生可能エネルギー施設の立地選定段階における環境配慮や地元との合意形成の円滑化に寄与</p>	新28-0023
施策の予算額・執行額		20,147 (17,322)	52,968 (41,839)	64,131 (54,700)	115,615	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-②)

別紙1

施策名		目標1-2 世界全体での抜本的な排出削減等への貢献				担当部局名		地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 国際連携課 国際地球温暖化対策室 国際協力室		作成責任者名 (※記入は任意)		松澤 裕 小笠原 靖 関谷 毅史 木野 修宏 水谷 好洋							
施策の概要		パリ協定の実施に向けて国際的な詳細ルールの構築に貢献する。また、2°C目標が世界の共通目標となったこと等を踏まえ、世界全体での排出削減に貢献するため、二国間クレジット制度(JCM)等を通じ、途上国等への低炭素技術の普及を推進する。				政策体系上の位置付け		1. 地球温暖化対策の推進											
達成すべき目標		パリ協定の実施に向けた国際交渉に我が国としてリーダーシップを発揮するとともに、JCMを一層強力で推進するなど、世界全体での抜本的な排出削減に貢献する。				目標設定の考え方・根拠		・日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出) ・パリ協定(平成27年12月採択) ・地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)		政策評価実施予定時期		平成29年8月							
測定指標		目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠													
1		パリ協定の実施に向けた貢献		-		平成32年		2020年(平成32年)以降の国際枠組みであるパリ協定の効果的な実施のため、本協定の詳細ルール構築等に我が国も積極的に参加することが不可欠であるため。											
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							
		基準年度		目標年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
2		JCM署名国数		8カ国 25年度		16カ国 28年度		-		-		-		-		-		-	
						2カ国		8カ国		2カ国		4カ国							
測定指標		目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠													
3		IPCCへの貢献		第6次評価報告書の作成		-		IPCCの科学的知見は気候変動交渉や国内外の政策の科学的基盤として重要であるため。											
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年行政事業レビュー事業番号							
		25年度	26年度	27年度	28年度														
(1)		国際再生可能エネルギー機関分担金(平成22年度)	35 (30)	37 (33)	43 (37)	55	-	<達成手段の概要> 再生可能エネルギーの開発とグローバルな普及促進を目的とする国際機関である国際再生可能エネルギー機関(IRENA)の活動に対して分担金を拠出する。 <達成手段の目標> 環境保全、気候保護、経済成長、持続可能な開発、エネルギーの安定供給等を図りつつ再生可能エネルギー(太陽光、風力、バイオ、地熱、水力及び海洋エネルギー)の導入と持続可能な利用を促進する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> IRENAへの拠出を通じ、国際的な再生可能エネルギーの普及・促進に貢献している。					030						

(2)	国連持続可能な消費と生産10年計画枠組み基金への拠出等による国際的な民生部門対策 (平成26年度)	-	305 (300)	338 (334)	363	-	<p><達成手段の概要> G7協調行動として、国連環境計画基金等を活用し、途上国との連携事業を行うための活動費用に充てる。国連環境計画基金への拠出等により、民生部門対策の実施に有効な各国、マルチステークホルダーズ(多様な利害関係者)の創意工夫を活かした事業を実施</p> <p><達成手段の目標> 我が国がSDGsの実施・フォローアップを牽引し、我が国の経験・技術が国際的に活かされる基盤を確立するとともに、環境技術の効果的な国際展開を実現</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国連持続可能な消費と生産10年計画枠組み(10YFP)を利用した取組を通じ、東南アジアの新興国を中心に低炭素社会への移行を推進することで、我が国の持つ低炭素技術や政策的知見の移転・普及を図る。</p>	040
(3)	短期寿命気候汚染物質削減に関する国際パートナーシップ拠出金関連業務 (平成25年度)	303 (278)	340 (295)	373 (328)	347	1	<p><達成手段の概要> 短期寿命気候汚染物質(SLCP)に関し、短期寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化の国際パートナーシップ(CCAC)に対する資金拠出を行うとともに、我が国の技術・経験を活かしてアジア地域等におけるCCACの活動を主導する。また、アジア地域におけるSLCP汚染の実態調査等を行う。</p> <p><達成手段の目標> アジア地域等におけるSLCP及びエネルギー起源CO2の一体的削減の促進</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> SLCP削減のための国際的パートナーシップに貢献するとともに、ブラックカーボン等の削減を通じたアジア地域への貢献のあり方について検討する。</p>	049
(4)	気候変動枠組条約・京都議定書拠出金 (平成16年度)	97 (96)	171 (171)	186 (186)	179	1	<p><達成手段の概要> 気候変動枠組条約に参加する先進国の一員としての責任を果たすため、各国の削減目標・行動の着実な実施に資するMRV(測定・報告・検証)や、気候変動への適応対策を効果的に進めるための仕組みに対する費用の一部を拠出する。</p> <p><達成手段の目標> 気候変動枠組条約及び京都議定書の効果的な実施</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 気候変動に対する国際的な枠組みの効果的な実施のため、必要費用の一部を負担することにより貢献する。</p>	066
(5)	将来国際枠組みづくり推進経費 (平成19年度)	117 (103)	126 (89)	142 (107)	140	1	<p><達成手段の概要> パリ協定の実施に向けた詳細ルールの構築に係る交渉を進めるため、我が国の提案に関する検討を行うとともに、主要国の理解を得られるよう積極的に働き掛ける。また、途上国での排出削減を着実に実施するための能力向上や体制の構築等に資する取組を行う。</p> <p><達成手段の目標> パリ協定の実施に向けた詳細ルール交渉の進展</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 詳細ルールに関する検討を行って提案を行うとともに、主要国に対して積極的に働き掛けることにより、パリ協定の実施に向けた国際的な議論に貢献する。</p>	067
(6)	循環産業の国際展開に係る海外でのCO2削減に向けた実証支援事業 (平成26年度)	-	150 (141)	150 (149)	250	-	<p><達成手段の概要> CO2の排出抑制とともに、廃棄物処理問題等の環境汚染対策にも資する廃棄物処理・リサイクル技術を有する循環産業の国際展開を促進するため、技術確立に必要な実証研究・実現可能性調査等を実施する。</p> <p><達成手段の目標> アジア太平洋地域におけるエネルギー代替利用(ごみ発電、メタン利用、燃料化など)を国際的に推進し、CO2削減を図ると同時に、アジア太平洋地域において、廃棄物処理・3Rの実施を効率的に進め、世界の環境負荷を低減するとともに、我が国経済の活性化に繋げる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 実現可能性調査等の実施により循環産業の海外展開を促進することにより、日本全体の焼却設備やリサイクル設備等の輸出額に資する。</p>	068
(7)	京都メカニズム運営等経費 (平成14年度)	99 (99)	93 (89)	100 (96)	102	-	<p><達成手段の概要> 国別登録簿システムは、京都議定書に基づく割当量単位や京都メカニズムクレジットの発行、保有、移転、償却等を行うための電磁的な登録簿であり、京都議定書に基づき附属書I国が各国ごとに設置する義務を有しており、同システムを適切に整備・運営管理する。</p> <p><達成手段の目標> 国別登録簿の運用・管理を継続的に行うとともに、気候変動に関する国際連合枠組条約事務局が主体となって作成された技術使用の変更等へ適切に対応する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 京都メカニズム活用の必要要件である国別登録簿の適正な運用等を行う。</p>	069

(8)	二国間クレジット制度(JCM)資金支援事業(プロジェクト補助)(平成25年度)	162 (19)	5,135 (4,546)	2,428 (1,679)	11,775	2	<p><達成手段の概要> 途上国において、優れた低炭素技術等を活用したエネルギー起源CO2排出を削減するための設備・機器の導入に対して最大1/2の補助を行う(JICA等が支援するプロジェクトと連携した資金支援を含む)。設備等導入・事業実施後は、測定・報告・検証(MRV)の実施等を通じて発行されたクレジットの1/2以上を日本国政府として獲得する。</p> <p><達成手段の目標> 設備補助事業の実施数:30件</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 世界的な温室効果ガスの排出削減に貢献するとともに、JCMのクレジットを獲得し、我が国の削減目標の達成に活用する。</p>	070
(9)	二国間クレジット制度(JCM)資金支援事業(ADB拠出)(平成26年度)	-	1,800 (1,800)	1,800 (1,800)	1,200	2	<p><達成手段の概要> アジア開発銀行(ADB)の信託基金に資金拠出を行い、導入コスト高からADBのプロジェクトで採用が進んでいない優れた低炭素技術に対して協調資金支援を行うことにより、ADBによる途上国の開発支援を一定飛びの低炭素社会への移行の加速化につなげるとともに、JCMの活用により、我が国削減分としてのクレジット化を図る。</p> <p><達成手段の目標> 民間企業等による優れた低炭素技術等を活用した事業投資を促進し、途上国における温室効果ガスを削減するとともに、二国間クレジット制度を通じて我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成に貢献する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 世界的な温室効果ガスの排出削減に貢献するとともに、JCMのクレジットを獲得し、我が国の削減目標の達成に活用する。</p>	0071
(10)	二国間クレジット制度(JCM)基盤整備事業(制度構築・案件形成支援)(平成16年度)	3,405 (3,340)	3,664 (3,492)	2,692 (2,442)	1,192	2	<p><達成手段の概要> ・JCMの本格的な運用及び制度に関する国際的な理解の醸成に取り組むとともに、JCMを実施する対象国の拡大に向けた働きかけを行う。 ・具体的な排出削減プロジェクトの案件発掘調査、実現可能性調査及び情報発信等を行う。 ・クレジットの発行を見据え登録簿の開発・構築・運用を行う。</p> <p><達成手段の目標> 2016年までに署名国を16か国まで拡大することを目指す。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 平成25年1月のモンゴルをはじめとして、これまでに16か国との間でJCMを開始するための二国間文書に署名済み。</p>	072
(11)	グリーン投資スキーム(GIS)プロジェクト管理事業(平成18年度)	5,613 (4,480)	64 (28)	48 (31)	9	-	<p><達成手段の概要> 京都メカニズムのうち、割当量等の移転に伴う資金を温室効果ガスの排出削減その他環境対策を目的に使用するという条件の下で行うグリーン投資スキーム(GIS)について、日本からウクライナに支払った資金が適切に環境対策プロジェクトに使われているかを確認する事業を実施</p> <p><達成手段の目標> ウクライナにおいて実施したGIS事業に関して、我が国として債権が発生した場合には債権回収等を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 平成18年度から、ウクライナ、チェコといった東欧諸国とのGISや、中国、インドといった途上国におけるCDM案件について、各方面と契約を締結し、総計9,749.3万トン(CO2換算)のクレジットを移転済み。</p>	073
(12)	気候技術センター・ネットワーク(CTCN)事業との連携推進(平成26年度)	-	97 (97)	110 (110)	120	2	<p><達成手段の概要> 途上国に向けて気候変動に係る技術の開発・移転を実施・促進するために設置された気候技術センター・ネットワーク(CTCN)に対して資金拠出を行い、低炭素技術の実用化や普及を促進する。</p> <p><達成手段の目標> CTCNの実施を支援することにより、途上国における低炭素化の推進や温室効果ガスの排出削減に貢献し、かつ、日本が世界に誇る低炭素技術の海外展開を促進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> CTCNに対して資金拠出を行い、その実施に貢献する。</p>	074

(13)	二国間クレジット制度(JCM)推進のためのMRV等関連する技術高度化事業 (平成26年度)	-	2,900 (2,822)	3,430 (3,366)	4,420	1	<p><達成手段の概要> 大都市単位あるいは大規模排出源単位での二酸化炭素等の排出把握を行うため、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)後継機に搭載する観測センサの高度化及びそれを搭載する衛星と観測データを処理する地上設備の開発を行う。また、GOSAT後継機開発に伴うエアロゾル観測の高度化により、大気汚染の改善も同時にすすめるコベネフィットの問題解決にも貢献する。また、地上観測等における二酸化炭素、一酸化炭素、SLCP(短寿命気候汚染物質)などの観測設備による実測データを用いて衛星データを補完するため、観測設備整備を行う。これらの観測データを活用し、日本の要素技術をもとにアジア諸国の実情に合わせて都市及び地域全体として効率のよい低炭素システムを設計、提案し低炭素社会実現を推進する。</p> <p><達成手段の目標> GOSAT後継機により、世界の温室効果ガス排出量の削減や持続可能な経済社会の実現に貢献すると同時に、我が国の優れた低炭素技術の導入を強力に推進する。国別・準国別の温室効果ガス排出インベントリの検証に資するデータを提供する。日本の要素技術をもとにアジア諸国等の実情に合わせて設計した低炭素システムを提案し、低炭素化のための施策立案を推進するとともに、JCMによる効果を検証する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> GOSAT後継機の衛星データ等を利用して、二酸化炭素等の排出を大都市単位、大規模排出源単位で把握する。衛星データを補完するための地上観測等設備等の整備とそれらデータの処理技術高度化により、MRVの精度向上を行うとともに、透明性の高い排出量報告に貢献しうる情報発信を行う。都市及び地域全体として効率の良い低炭素システムを導入し、現地において衛星を使ったMRVによる効果検証を行う。本事業で開発された手法をベースとし、他のJCM事業の効果検証を図る。これら一連の取り組みにより、JCMの一層の推進に貢献する。</p>	075
(14)	途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業 (平成26年度)	-	1,500 (316)	1500 (1,044)	1,400	2	<p><達成手段の概要> 途上国において普及可能性の高い低炭素技術を調査・掘り起こし、途上国の環境規制・制度、文化慣習、資源・エネルギー制約等の特性を考慮した技術・製品のリノベーション要素を抽出し、低炭素技術のリノベーションを行う民間事業者に対し当該費用の一部を補助する。</p> <p><達成手段の目標> 途上国の環境規制・制度、文化慣習、資源制約等の特性を踏まえた抜本的なリノベーションを行い、JCMの更なる拡大、途上国の低炭素社会創出及び我が国の低炭素技術の国際展開・競争力強化を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 二国間クレジット制度の本格導入及びクレジット取得量の増大に寄与する。</p>	076
(15)	アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業 (平成20年度)	215 (212)	630 (589)	750 (672)	765	2	<p><達成手段の概要> ・既存の地域的な取組みの活用として、国連環境計画(UNEP)、クリーン・エア・アジア(CAA)に対して拠出を行い、既存取組みの実施支援、大気環境管理の評価文書作成等を支援する。 ・越境大気汚染の緩和・低炭素化に貢献できるよう中国をはじめとしたアジア地域の都市と日本の自治体間の協力を支援する。 ・JCMを念頭に置きつつ、我が国の環境技術を用いたコベネフィット型対策の技術実証、環境対策の知見に基づく制度整備や人材育成をモデル事業として実施する。</p> <p><達成手段の目標> 既存の地域的な取組みの活用、我が国の公害克服経験の共有と環境技術の展開を通じて、JCM事業への展開を念頭にいたエネルギー起源CO2の削減によって気候変動緩和に貢献するとともに、アジア地域の環境汚染緩和と我が国の大気環境の改善を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 排出量が伸びつつある途上国に対して、コベネフィット・アプローチによる具体的な事業支援を行うことにより、JCMを含む途上国の温暖化対策への理解や積極的な参加の促進に寄与する。</p>	077
(16)	先進国間の優れた温暖化対策技術の評価連携事業 (平成28年度)	-	-	-	74	-	<p><達成手段の概要> ・先進国間での二酸化炭素排出量削減のための技術開発及び民間部門における優良技術として、環境省では、エネルギー効率が極めて高く、CO2削減に最大の効果をもたらすL2-Tech(先導的低炭素技術)について、リストの策定・公表等により導入促進を行っている。 ・こうした技術内容を基軸として、我が国(平成28年G7サミット議長国)と、優れた温暖化対策技術の普及について世界を牽引するフランス(COP21議長国)及びドイツ(平成27年G7サミット議長国・平成29年G20サミット議長国)との間で、それぞれ温暖化対策技術の普及に向けた評価等についての情報交換及び普及のための施策協調を軸とした二国間協力プログラムを、日仏環境協力覚書(平成27年12月)と日独共同声明(平成28年5月)に基づき形成する。 ・技術開発及び技術普及能力はありつつもなお改良余地を残す東欧について、中東欧地域環境センター(REC)を中心とした技術セミナーの開催により、将来の個別プロジェクト形成を促進する。</p> <p><達成手段の目標> 二国間協力プログラムの形成や個別プロジェクト形成を促進することにより、優れた温暖化対策技術が導入されることを目標とする。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 既に技術開発や能力開発が同程度に進んでいると考えられる先進国間で協調してこれらの普及に向けた情報交換と実施に向けた取組を行うことが、先進国の温暖化対策技術の社会実装を更に進展させ、二酸化炭素排出量削減につながる。</p>	新28-0018

(17)	排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金等 (①平成9年度、②平成11年度)	166 (166)	172 (172)	174 (174)	159	3	<p><達成手段の概要> ①気候変動に関する政府間パネル(IPCC)拠出金(平成9年度～) IPCCの科学的知見が温暖化対策の国際枠組みの基盤となっていることを踏まえ、IPCCの活動や各種報告書作成に貢献すべく、環境省はIPCCを、IPCC信託基金への拠出によって支援 ②排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金(平成11年度～) 我が国は、インベントリ(温室効果ガスの排出目録)の方法論改訂、確立に向けた作業を実施するために設立されたIPCCインベントリタスクフォースの共同議長を輩出しており、その事務局(技術支援ユニット)をホストしていることを踏まえ、インベントリタスクフォースの活動を拠出金により支援</p> <p><達成手段の目標> 拠出金の支出</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 拠出金を支出し、IPCC及びインベントリタスクフォースを支援することにより、各国の政策策定に資する科学的知見の取りまとめに貢献するとともに、IPCCの活動における我が国のプレゼンスが増すことが期待される。また、同タスクフォースは、気候変動枠組条約(UNFCCC)からの要請のもと、温室効果ガスの排出量を正確に推計するためのガイドライン等の作成を担当し、国際的な気候変動対策の実施に貢献している。</p>	(再掲)
(18)	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)評価報告書作成支援	114 (63)	82 (50)	43 (18)	38	3	<p><達成手段の概要> IPCCの各種報告書のための執筆者会合や専門家会合、IPCC総会等への我が国専門家の派遣等を通して、日本人執筆者を育成・支援し、IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見が適切に反映されるようにする。また、各種報告書の作成などのIPCCの活動に積極的に貢献することによって、我が国のIPCCにおけるプレゼンスを向上させる。</p> <p><達成手段の目標> IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見を適切にインプットし、IPCCにおける我が国のプレゼンスを向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> IPCC報告書は気候変動に関する国際枠組みや世界各国の国内政策の基盤となる科学的知見を提供するものであり、我が国の研究者の知見をインプットし、その作成に貢献する必要がある。IPCC報告書の執筆に参加する科学者はボランティアベース(無給)の参加であるため、その活動を国として支援することで、我が国の知見のインプットが結果的に増すことが期待できる。</p>	(再掲)
(19)	国際連合気候変動枠組条約事務局拠出金 (平成21年度)	17 (15)	20 (17)	23 (19)	25	—	<p><達成手段の概要・目標> 同事務局に我が国から専門家を派遣し、同事務局と意思疎通を促進することにより求める主な成果は以下のとおり。 ・政府間プロセスを支援し、実施に関する補助機関(SBI)に報告される内容の準備 ・資金、緩和、持続可能な開発にかかる政策及び措置に関する情報のまとめ及び分析支援 ・非付属書1国が国別報告書を作成するに当たっての技術及び能力に関するニーズを把握し、これを改善する提言等</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・政府間プロセスを支援し、実施に関する補助機関(SBI)に報告される内容の準備 ・資金、緩和、持続可能な開発にかかる政策及び措置に関する情報のまとめ及び分析支援 ・非付属書1国が国別報告書を作成するに当たっての技術及び能力に関するニーズを把握し、これを改善する提言等</p>	(再掲)
施策の予算額・執行額		10,343 (8,901)	17,286 (15,047)	14,330 (12,592)	22,613	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-③)

別紙1

施策名		目標1-3 気候変動の影響への適応策の推進						担当部局名		地球環境局 研究調査室		作成責任者名 (※記入は任意)		竹本 明生	
施策の概要		気候変動の影響への適応計画に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。また、日本国内に限らず、適応にかかる国際協力・貢献の推進も実施する。						政策体系上の 位置付け		1. 地球温暖化対策の推進					
達成すべき目標		適応策の推進により、気候変動影響の被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指す。				目標設定の 考え方・根拠		気候変動の影響への適応計画(平成27年11月27日閣議決定)		政策評価実施予定時期		平成29年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
					27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度				
1	気候変動の影響への適応に関する計画等を策定している都道府県・政令市の数	-	-	67	31年度	-	-	-	-	67	-	-	気候変動の影響への適応計画(平成27年11月閣議決定)において、基本戦略の1つとして地域での適応の推進が挙げられており、地方公共団体における適応の取組を促進するため。		
						38									
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度				
2	気候変動の影響評価の実施と適応計画の見直し	-	-	気候変動の影響評価の実施	32年度	-	-	-	-	-	-	気候変動影響評価報告書のとりまとめ	気候変動の影響への適応計画(平成27年11月閣議決定)において、「おおむね5年程度を目途に気候変動の影響の評価を実施しこれを取りまとめ、当該影響評価の結果や各施策の状況等を踏まえて、必要に応じて本計画の見直しを行うこととする。」としているため。		
						気候変動影響評価報告書のとりまとめ	適応計画策定								
3	二国間適応支援の推進	適応計画策定支援対象国の選定	26年度	適応計画策定支援第1フェーズの完了	29年度	支援対象国選定洗い出し	選定された5か国における政府間連携構築	適応計画策定にかかる影響評価支援	影響評価支援並びに政策への貢献	-	-	-	気候変動の影響への適応計画(平成27年11月閣議決定)において、開発途上国への支援は基本戦略の一つとして定められており、アジア太平洋地域において気候変動における影響評価支援等によって適応計画策定等の政策への貢献を目的とするため。		
						支援対象国選定洗い出し達成	2か国において政府間連携・3か国において研究者間連携構築								

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度			
(1) 気候変動影響評価・適応 推進事業事業 (平成18年度)	232 (231)	254 (239)	418 (380)	429	1, 2, 3	<p>国内適応計画推進 <達成手段の概要> ・気候変動適応情報プラットフォームを構築・運営し、適応計画策定ガイドラインを作成し、地方公共団体の気候変動の影響評価および適応計画策定を支援する。 ・適応計画のフォローアップ方法を調査検討し、フォローアップを行う。 ・気候変動の影響評価に関する最新情報を収集・整理する。</p> <p><達成手段の目標> ・地方公共団体の気候変動の影響評価および適応計画策定を促進する。 ・適応計画の試行的なフォローアップにより、施策の実施状況を把握する。 ・気候変動の影響評価に関する最新知見を得る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・地方公共団体における気候変動影響評価・適応計画策定を直接支援するとともに、ガイドライン等を策定することで、他の地方公共団体における取組の促進も期待できる。 ・フォローアップ方法を検討することで、適応施策の進捗を適切に把握し、気候変動の影響評価および必要に応じた適応計画の見直しに適切に反映させることができる。</p> <p>適応にかかる開発途上国の支援 <達成手段の概要> 国家・地方適応計画策定を視野に入れた気候変動影響評価を各国(インドネシア、モンゴル、太平洋小島嶼国等)政府機関及び研究機関等と協働して実施する。 日本の適応計画作成の過程で行った気候変動影響評価の経験・知見を基に、アジア太平洋諸国を対象とした気候変動影響評価及び適応計画策定に関する能力向上ワークショップを開催する。</p> <p><達成手段の目標> 我が国の科学的な研究能力による人材育成及び日本の適応計画策定の知見共有をすることを通じて、各国の適応計画策定等に貢献する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> インドネシア)政府関係者・研究者を中心としたコンソーシアムを構築し気候変動の影響評価を行い、北スマトラ州、東ジャワ州等の地方適応計画策定における科学的根拠の基礎として寄与する。 モンゴル)日本-モンゴル両国の気候変動適応分野の政府関係者・研究者を中心としたコンソーシアムを構築し、適応計画策定にかかる影響評価を行う。 太平洋小島嶼国)我が国技術の適応分野への活用を踏まえた調査研究を行う。 アジア太平洋地域)気候変動影響評価・適応計画の能力向上に関するワークショップの開催、APANフォーラムなどを活用した人材育成を行う。</p>	078
施策の予算額・執行額	232 (231)	254 (239)	418 (380)	429	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	気候変動の影響への適応計画(平成27年11月閣議決定)	

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-④)

別紙1

施策名	目標2-1 オゾン層の保護・回復				担当部局名	地球環境局 フロン対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	馬場 康弘				
施策の概要	オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規定、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進する。				政策体系上の 位置付け	2. 地球環境の保全						
達成すべき目標	オゾン層破壊物質の生産・消費量の削減、既に使用されているオゾン層破壊物質の大気への放出を抑制することにより、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を軽減する。				目標設定の 考え方・根拠	モントリオール議定書		政策評価実施予定時期	平成29年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量(ODPトン)	5.562	H元年度	0	H32年度	-	-	-	-	-	-	モントリオール議定書に基づき、HCFCの生産・消費量を平成32年度までに0にする必要があるため(オゾン層破壊物質のうちCFCについては既に目標を達成済み)。
2	PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPトン)	-	-	減少傾向を維持	-	-	-	-	-	-	-	オゾン層破壊物質の排出量をできるだけ削減する必要があるため。
3	業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量(トン)	-	-	回収率7割	H42年度	-	-	-	-	-	-	オゾン層破壊物質の排出量を削減する手段として、フロン排出抑制法に基づくフロン類の回収を進めており、その量をより一層増加させる必要があるため(現在は回収率が3割程度で推移している)。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等						平成28年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) フロン等対策推進調査費 (平成元年度)	115 (92)	236 (191)	270 (220)	233	1、2、3	<達成手段の概要> オゾン層破壊物質の排出抑制対策を実施するとともに、温室効果ガスである代替フロン等4ガスの排出抑制を実施するため、フロン類の適正な回収及び破壊の推進やオゾン層の状況の監視等を行い、今後の対策について検討等を行う。 <達成手段の目標> ・オゾン層の保護・回復と地球温暖化の防止 ・業務用冷凍空調機器の使用時排出抑制対策・途上国支援実施による脱フロン社会構築の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 業務用冷凍空調機器の冷媒フロン類の廃棄時回収率は約3割と低い水準であり、法律の施行状況の実態把握やフロン類に係る経済的手法の適用可能性の検討を行うことにより、フロン類対策の一層の向上を図ることができる。						079
施策の予算額・執行額	115 (92)	236 (191)	270 (220)	233	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名		目標2-2 地球環境保全に関する国際連携・協力				担当部局名		地球環境局 研究調査室 国際連携課 国際協力室		作成責任者名 (※記入は任意)		竹本 明生 関谷 毅史 水谷 好洋		
施策の概要		環境保全に関する主要国際会議への対応をはじめ、二国間、地域、多国間の全てのフェーズで、あらゆるチャネルでの対話を通じた重層的な環境外交を展開する。				政策体系上の位置付け		2. 地球環境の保全						
達成すべき目標		環境保全に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等に積極的に貢献するとともに、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力を進め、世界の環境政策を牽引する。				目標設定の考え方・根拠		環境基本法第5条(国際的協調による地球環境保全の積極的推進)		政策評価実施予定時期		平成29年8月		
測定指標		基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度		目標年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1	1 多国間協力案件数(上段) 2 二国間協力案件数(下段)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	多国間協力案件数及び二国間協力案件数は、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力がどれほど進んでいるのかを測定できる一つの指標であるため。	
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標		達成手段の概要等					平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
		25年度	26年度	27年度	28年度									
(1)	経済協力開発機構拠出金(平成7年度)	28 (28)	33 (33)	37 (37)	36	1	<達成手段の概要・目標> OECDの環境プログラムのうち、気候変動分野における各種分析、気候変動枠組条約の実施を助けるために実施している作業、加盟国等の環境保全成果について相互に審査を行う作業や化学品の有害性評価手法(基準)の策定に関する作業など、環境省で積極的に関与し活用しているものに対し、プログラムごとの金額分配を指定した上で拠出を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境分野、とりわけ経済的側面からの環境問題の分析において数々の業績を残している国際機関であるOECDと協働することによって、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行うとともに、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。					080		
(2)	排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金等(①平成9年度、②平成11年度)	166 (166)	172 (172)	174 (174)	159	-	<達成手段の概要> ①気候変動に関する政府間パネル(IPCC)拠出金(平成9年度～) IPCCの科学的知見が温暖化対策の国際枠組みの基盤となっていることを踏まえ、IPCCの活動や各種報告書作成に貢献すべく、環境省はIPCCを、IPCC信託基金への拠出によって支援 ②排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金(平成11年度～) 我が国は、インベントリ(温室効果ガスの排出目録)の方法論改訂、確立に向けた作業を実施するために設立されたIPCCインベントリタスクフォースの共同議長を輩出しており、その事務局(技術支援ユニット)をホストしていることを踏まえ、インベントリタスクフォースの活動を拠出金により支援 <達成手段の目標> 拠出金の支出 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 拠出金を支出し、IPCC及びインベントリタスクフォースを支援することにより、各国の政策策定に資する科学的知見の取りまとめに貢献するとともに、IPCCの活動における我が国のプレゼンスが増すことが期待される。また、同タスクフォースは、気候変動枠組条約(UNFCCC)からの要請のもと、温室効果ガスの排出量を正確に推計するためのガイドライン等の作成を担当し、国際的な気候変動対策の実施に貢献している。					081		

(3)	国際連合環境計画拠出金等 (平成16年度)	213 (213)	319 (319)	362 (362)	356	1	<p><達成手段の概要・目標> ・UNEP拠出金(H16年度～) 国際連合システム内外における環境関連活動の唯一の総合調整機関であるUNEPへ拠出金を拠出することにより、今後のUNEPにおける我が国のプレゼンスを高め、我が国に蓄積された知識、経験、技術等を国際環境政策にインプットし、世界共通の課題に国際的な貢献を行う。</p> <p>・UNEP国際環境技術センター(IETC)拠出金(H16年度～) 廃棄物管理分野等における専門的技術やノウハウを開発途上国へ移転する事業を実施するIETCへ拠出金を拠出することにより、その継続的な活動やプログラムの実施を支援することで、その機能を発揮させ我が国の環境分野における大きな国際貢献を実現する。また、IETCを通じて我が国が有する環境分野の制度、技術、ノウハウを世界に提供する。</p> <p>・UNEPアジア太平洋地域事務所拠出金「気候変動に強靱な発展支援プログラム」(H24年度～28年度) アジア・太平洋地域の途上国に対して適応基金へのダイレクトアクセス(直接の支援申請)の能力開発を行う。</p> <p>・アジア太平洋適応ネットワーク事務局への拠出(H26年度～) アジア太平洋を中心としたアジア太平洋適応ネットワーク事務局を担うUNEP-ROAP等へ拠出を行うことにより、同事務局運営を中心に世界適応ネットワークの活動を支援する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国際連合環境計画(UNEP)は国連の下に設置された環境に関する問題を国際的かつ横断的に扱う唯一の組織であり、当該組織の活動を支援することにより、世界全体での環境保全の推進に貢献するとともに、我が国の有する環境分野の知見・経験・技術等を各国と共有する。</p>	0082
(4)	国際連合気候変動枠組条約事務局拠出金 (平成21年度)	17 (15)	20 (17)	23 (19)	25	1	<p><達成手段の概要・目標> 同事務局に我が国から専門家を派遣し、同事務局と意思疎通を促進することにより求める主な成果は以下のとおり。 ・政府間プロセスを支援し、実施に関する補助機関(SBI)に報告される内容の準備 ・資金、緩和、持続可能な開発にかかる政策及び措置に関する情報のまとめ及び分析支援 ・非付属書1国が国別報告書を作成するに当たっての技術及び能力に関するニーズを把握し、これを改善する提言等</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・政府間プロセスを支援し、実施に関する補助機関(SBI)に報告される内容の準備 ・資金、緩和、持続可能な開発にかかる政策及び措置に関する情報のまとめ及び分析支援 ・非付属書1国が国別報告書を作成するに当たっての技術及び能力に関するニーズを把握し、これを改善する提言等</p>	083
(5)	国際連携戦略推進費 (平成23年度)	76 (58)	95 (60)	113 (106)	99	1	<p><達成手段の概要> 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択を受け、各国においてSDGsの実施が進んでいる。我が国としても各国・関連国際機関の状況等の調査・分析しながら、SDGsの環境側面の実施が不可欠である。また、各国の理解と協力を得ながら国際的な議論を牽引していくために、NGOやマスコミ等世論の動向にも配慮しながら、戦略的な国際広報を推進する。加えて、環境と貿易の観点から、TPP協定や、カナダ、EU、中国・韓国等との経済連携協定(EPA)・自由貿易交渉(FTA)について、締結後の体制整備等を円滑に行うとともに、交渉において環境への配慮が適切に反映されるよう最新の論点について調査を行う。</p> <p><達成手段の目標> ・各国や関連国際機関のポジション及び国際的な議論の動向を精査し、また政策レベルの協議の結果等も考慮したうえで、国際社会に対し、持続可能な開発や環境保全の国際的枠組に関する方向性を示すような知的貢献、建設的提案を行う。また、国際取決めを着実に実施する。 ・環境保全に係る国際的議論を牽引するため、戦略的国際広報を推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各国政府や国際機関における環境分野のポジションや取組状況等について調査・分析を行い、環境保全に係る国際連携戦略の検討を実施し、国際取決めを着実に実施するとともに国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な参画を進めていくことで、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。</p>	0084

(6) 環境国際協力推進費 (平成10年度)	185 (136)	187 (143)	184 (169)	187	1	<p><達成手段の概要・目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 東アジア・東南アジア地域において、持続可能な開発に関する2030アジェンダ」及びその中核をなす「持続可能な開発目標(SDGs)」が、2015年に国連で採択されたことを受け、同目標の達成を支援すべく、日ASEAN環境協力対話や環境的に持続可能な都市ハイレベルセミナー等の機会を捉え我が国の技術及び経験を広め、途上国における持続可能な発展を促す。(平成21年度～) 東アジアの中核国である日中韓3カ国においては、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)を継続的に開催するとともに、各種TEMMプロジェクトの実施を推進する。(平成10年度～) 日中環境協力強化にむけ中央政府レベルでの取組を共同で調査・研究し、公開セミナーを通じて成果を発表するとともに、日モンゴル、日インドネシア、日ベトナム、日シンガポール、日イラン等においても政策対話等を通じて環境協力を推進する(平成21年度～)。 平成23年末の気候変動枠組条約締約国会合(COP17)において基本設計が合意された緑の気候基金(GCF)は、今後の気候変動対策支援の主要な資金メカニズムになることが想定されている。平成27年から本格的な運用が開始されたところ、その実施状況を踏まえつつ、島嶼国や後開発途上国といった脆弱国への支援にGCFがより効果的に活用されるよう、現状の分析と戦略的な推進方策の検討を行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>途上国において増大する環境負荷を低減するため、東アジア首脳会議環境大臣会合、ASEAN+3環境大臣会合及び日中韓三カ国環境大臣会合等において環境協力を進めると同時に、二国間環境政策対話の実施や各個別環境協力プロジェクトの形成及び推進を行うことにより、SDGsの理念に基づいた国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行うとともに、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。</p>	0085
(7) 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)評価報告書作成支援	114 (63)	82 (50)	43 (18)	38	-	<p><達成手段の概要></p> <p>IPCCの各種報告書のための執筆者会合や専門家会合、IPCC総会等への我が国専門家の派遣等を通して、日本人執筆者を育成・支援し、IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見が適切に反映されるようにする。また、各種報告書の作成などのIPCCの活動に積極的に貢献することによって、我が国のIPCCにおけるプレゼンスを向上させる。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見を適切にインプットし、IPCCにおける我が国のプレゼンスを向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>IPCC報告書は気候変動に関する国際枠組みや世界各国の国内政策の基盤となる科学的知見を提供するものであり、我が国の研究者の知見をインプットし、その作成に貢献する必要がある。IPCC報告書の執筆に参加する科学者はボランティアベース(無給)の参加であるため、その活動を国として支援することで、我が国の知見のインプットが結果的に増すことが期待できる。</p>	(再掲)
(8) 2016年G7サミット・環境大臣会合開催経費 (平成28年度)	-	-	-	182	1	<p><達成手段の概要></p> <p>平成28年5月15、16日、富山市においてG7富山環境大臣会合を開催。G7各国から閣僚等及び各国代表の市長や国際機関として6団体が参加し、7つのテーマ(気候変動及び関連施策、資源効率性・3R、持続可能な開発のための2030アジェンダ、生物多様性、化学物質管理、都市の役割、海洋ごみ)について議論を重ね、環境大臣が各国内・世界で果たすべき役割が増しつつあり、気候変動・環境汚染という地球規模での問題に、国内・世界で率先して対処する役割を担うという強い政治的意思を共有した。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>G7各国が協調して取り組むべき地球規模の環境問題の解決に向け、我が国がリーダーシップを発揮するために、G7富山環境大臣会合で議論をしたテーマを伊勢志摩サミットへインプットし各国のリーダー(首脳)において、よりハイレベルでの議論を持つこと。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>環境大臣が各国内・世界で果たすべき役割が増しつつあり、気候変動・環境汚染という地球規模での問題に、国内・世界で率先して対処する役割を担うという強い政治的意思のもと、今後G7各国がそれぞれ国内の対策や国際的協力をさらに進めていく。</p>	新28-0024
施策の予算額・執行額	799 (679)	908 (794)	936 (885)	1,082	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-⑥)

施策名	目標2-3 地球環境保全に関する調査研究						担当部局名	地球環境局 研究調査室	作成責任者名 (※記入は任意)	竹本 明生		
施策の概要	国内外の研究機関とのネットワーク構築等を通じ、地球環境分野のモニタリングや調査研究を推進する。						政策体系上の 位置付け	2. 地球環境の保全				
達成すべき目標	地球環境保全の基盤となる知見、技術、データ、情報を獲得するとともに、途上国等へその知見等を展開・共有し、地球環境問題の解決に貢献する。						目標設定の 考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動の影響への適応計画(平成27年11月27日閣議決定) ・第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定) ・地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) 	政策評価実施予定時期	平成29年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 地球環境保全試験研究費による業務終了翌年度に実施する事後評価(5点満点)で4点以上を獲得した課題数(4点以上の課題数/評価対象課題数)の過去5年間の平均	-	-	各年で60%以上	-	50%	50%	50%	60%	60%	60%	60%	地球環境保全試験研究費は、「研究成果の社会的・経済的・行政的価値」、「研究成果の科学的・技術的価値」等の研究成果の社会的価値に関する指標を用い事後評価(事後評価)を外部評価委員会により実施している。指標と目標の設定については、優れた研究であったと説明できる4点以上の課題が全体の60%を占めることが概ね国民理解を得られるラインと考えられ、また年度ごとの評価では課題数が少なく適切な評価ができないため、過去5年間の平均とする。
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
2 各種成果の政府計画、施策、国際協力、普及啓発等への活用	-	-	-	-	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策等への活用	成果の施策等への活用	成果の施策等への活用	地球温暖化対策として、温室効果ガスの削減や気候変動による影響への適応は必要不可欠であることから、地球環境分野のモニタリングや調査研究を推進し、地球環境保全の基盤となる知見、技術、データ、情報を獲得するとともに、途上国等へその知見等を展開・共有するなど、各種成果を政府計画、施策、国際協力、普及啓発等へ活用することが重要であるため。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度			
(1) 地球環境戦略研究機関拠 出金 (平成10年度)	500 (500)	520 (520)	500 (500)	500	2	<p><達成手段の概要> 地球環境戦略研究機関では、これまでの活動により築いたネットワークや知名度も活かしつつ、顕在化する環境危機に対してより迅速に取り組み、アジア太平洋地域の途上国をはじめとした各国政府、国際機関の環境政策に採用されるような研究成果を提示していくこととしている。さらに単なる研究のみならず、政府間の情報交換の促進や政策形成の支援といった、民間では実施できない高度な公共性および国際性を要する業務を進めている。 このような活動を行うアジア太平洋地域唯一の国際的環境政策研究機関として、アジア太平洋地域の持続可能な開発に向けた取組みに貢献する研究をリードするため、拠出金により支援するものである。</p> <p><達成手段の目標> 地球環境戦略研究機関が実質的な国際機関としての地位を確立し、国際的なネットワークの形成の促進、国際世論形成に対する貢献などを通じて、地球環境問題に対し、我が国がリーダーシップを果たす上で重要な役割を担うこと。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地球環境問題は、我が国の国際貢献が最も期待される分野の一つ。環境省としては、IGESが研究成果や提言を国際的に発信し、科学面から地球環境問題の解決に寄与していくことを期待 我が国が、このように自国のみ利益を超えた公共・公益的な視点で積極的な国際貢献を行うことは、日本の国際的イメージアップと信頼の獲得につながり、日本の大きな国益に合致し、施策の達成すべき目標に寄与する。</p>	086
(2) 地球環境に関するアジア 太平洋地域共同研究・観 測事業拠出金 (平成16年度)	243 (243)	241 (241)	273 (273)	268	2	<p><達成手段の概要> アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)は公募型の先進国・途上国共同研究の推進やセミナー等の開催による能力開発事業の推進を行う。対象案件は、国際公募した上で厳密な審査を経て政府間会合が承認し、その成果は政府間会合に報告される。また、本ネットワークによるセミナーや政策対話を通じて、参加国間の連携を強化するとともに、ウェブ、ニュースレター、研究報告書を通じた情報発信等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 競争的資金を活用した効率的な採択を行い、途上国のニーズに応える形で、我が国の科学的知見を共有する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 競争的資金により地球環境に関する研究の促進、セミナーの開催、ウェブやニュースレター等による成果の情報提供が促進される。途上国による積極的参加によりアジア太平洋地域全体の研究能力の向上に寄与する。</p>	087
(3) 地球環境保全試験研究費 (平成13年度)	280 (273)	279 (278)	258 (256)	220	1.2	<p><達成手段の概要> 地球環境保全試験研究費(H13年度～) 関係行政機関及び関係行政機関の試験研究機関が実施する地球環境の保全に関する試験研究について、効率的かつ総合的な試験研究計画等の推進を図るため、環境省設置法第4条第3号の規定に基づき、関係予算を一括計上し、予算成立後関係行政機関へ移し替えることにより、試験研究の一元的推進を図るもの。</p> <p><達成手段の目標> 地球温暖化の分野等について、長期的視点に立った問題解決に向けての基礎を確保する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業における研究は、中長期的視点も踏まえ、計画的・着実に進めるべきものであり、観測結果等の成果は、地球温暖化対策を始め地球環境政策の立案・実施に科学的基盤を与えるものである。</p>	088

(4)	気候変動評価・適応推進事業(平成18年度)	232 (231)	254 (239)	418 (380)	429	2	<p>国内適応計画推進 <達成手段の概要> ・気候変動適応情報プラットフォームを構築・運営し、適応計画策定ガイドラインを作成し、地方公共団体の気候変動の影響評価および適応計画策定を支援する。 ・適応計画のフォローアップ方法を調査検討し、フォローアップを行う。 ・気候変動の影響評価に関する最新情報を収集・整理する。</p> <p><達成手段の目標> ・地方公共団体の気候変動の影響評価および適応計画策定を促進する。 ・適応計画の試行的なフォローアップにより、施策の実施状況を把握する。 ・気候変動の影響評価に関する最新知見を得る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・地方公共団体における気候変動影響評価・適応計画策定を直接支援するとともに、ガイドライン等を策定することで、他の地方公共団体における取組の促進も期待できる。 ・フォローアップ方法を検討することで、適応施策の進捗を適切に把握し、気候変動の影響評価および必要に応じた適応計画の見直しに適切に反映させることができる。</p> <p>適応にかかると開発途上国の支援 <達成手段の概要> 国家・地方適応計画策定を視野に入れた気候変動影響評価を各国(インドネシア、モンゴル、太平洋小島嶼国等)政府機関及び研究機関等と協働して実施する。日本の適応計画作成の過程で行った気候変動影響評価の経験・知見を基に、アジア太平洋諸国を対象とした気候変動影響評価及び適応計画策定に関する能力向上ワークショップを開催する。</p> <p><達成手段の目標> 我が国の科学的研究能力による人材育成及び日本の適応計画策定の知見共有をすることを通じて、各国の適応計画策定等に貢献する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> インドネシア)政府関係者・研究者を中心としたコンソーシアムを構築し気候変動の影響評価を行い、北スマトラ州、東ジャワ州等の地方適応計画策定における科学的根拠の基礎として寄与する。 モンゴル)日本-モンゴル両国の気候変動適応分野の政府関係者・研究者を中心としたコンソーシアムを構築し、適応計画策定にかかる影響評価を行う。 太平洋小島嶼国)我が国技術の適応分野への活用を踏まえた調査研究を行う。 アジア太平洋地域)気候変動影響評価・適応計画の能力向上に関するワークショップの開催、APANフォーラムなどを活用した人材育成を行う。</p>	再掲 (78)
(5)	温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」による地球環境観測事業(平成18年度)	109 (106)	112 (110)	103 (89)	20	2	<p><達成手段の概要> 衛星による宇宙からの温室効果ガス観測は、全球の温室効果ガスの濃度や分布の観測に極めて有効であり、「いぶき」は、平成21年の打ち上げ以後、観測を続けている。衛星搭載センサの経年劣化や大気・雲の状態により、データは日々特性が変化するため、品質を管理し質のよいデータを提供し続けるためには、地上観測等によるデータを用いた検証が重要である。 本業務では、「いぶき」観測データの検証・補正の他、得られたデータを用いた研究のとりまとめや利用促進を進める情報発信を通じ、気候変動に関する政策の立案・実施に貢献するものである。</p> <p><達成手段の目標> ・「いぶき」観測データの継続的な精度維持 ・「いぶき」観測データから得られる研究成果による全球炭素循環の理解と気候変動の科学への貢献 ・「いぶき」観測データの公表による、データの利用促進と気候変動に関する政策への貢献</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 「いぶき」観測データに対し、地上や航空機によって得られた検証データを用いて補正をかけ、データの精度管理を行う。また、「いぶき」データを用いて行う研究に対して公募研究を選定することにより、研究成果の管理やとりまとめを行うと同時に、「いぶき」の継続的な観測によって得られる成果を国内外に広く発信する。</p>	再掲 (291)
(6)	いぶき(GOSAT)観測体制強化及びいぶき後継機開発体制整備(平成24年度)	2,115 (735)	1,124 (4,058)	1,144 (934)	24	2	<p><達成手段の概要> 世界初の温室効果ガス専用観測衛星として打ち上げられた「いぶき」は、平成21年の打上げ後、設計寿命を超えた現在も観測を続けている。その観測成果をREDD+などの気候変動政策に活用するとともに、宇宙基本計画に明記された後継機の打上げや、他国の衛星との協力を推進するため、後継機の開発を行うとともに、GOSATから得られるデータをREDD+などに用いるためのデータ処理技術開発を行う。</p> <p><達成手段の目標> ・REDD+活動による温室効果ガスの削減・吸収効果を定量的に把握し、世界の森林破壊・減少に伴う温室効果ガス排出の削減に貢献する。 ・「いぶき」後継機を継続して開発し、全球の温室効果ガスの長期的観測を実現するとともに、都市単位での人為起源の温室効果ガス排出源の特定や気候変動監視情報を提供する。 ・「いぶき」後継機の観測データの高度かつ迅速なデータ利用を図るためのデータ処理能力の高速化を実現する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> REDD+のMRVシステム構築を図るとともに、「いぶき」後継機用に開発した観測センサの精度実証を行う。また、衛星観測データの高度処理を行うためのシステム整備を行うことで、環境技術の研究開発の発展に資する。</p>	再掲 (291)
施策の予算額・執行額		3,479 (2,088)	2,530 (5,446)	2,696 (2,432)	1,461	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-⑦)

別紙1

<p>施策名</p>	<p>目標3-1 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策を含む)</p>				<p>担当部局名</p>	<p>総務課 大気環境課 環境管理技術室 自動車環境対策課 水・大気環境国際協力推進室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>江口 博行(総務課長) 田路 龍吾(環境管理技術室長) 瀧口 博明(大気環境課長/自動車環境対策課長) 吉川 和身(国際協力推進室長)</p>			
<p>施策の概要</p>	<p>固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、大気環境の状況をより的確に把握するため、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。</p>				<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>3. 大気・水・土壌環境等の保全</p>					
<p>達成すべき目標</p>	<p>大気汚染に係る環境基準達成率の向上及び降水酸性度の減少を図り大気環境の改善、保全を推進する。</p>				<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>環境基本法第16条に定める環境基準 越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成29年8月</p>			
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>目標値</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>								<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>1 全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)</p>	<p>—</p>	<p>100%</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。</p>
<p>2 全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)</p>	<p>—</p>	<p>100%</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。</p>
<p>3 大都市域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)</p>	<p>—</p>	<p>100%</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>自動車NOx・PM法は、自動車交通量が多く、自動車単体の排出ガス規制などの措置のみによっては大気環境基準の確保が困難な地域を指定し、特別の対策を行う法律であり、その対策地域に設置された自動車排出ガス測定局における環境基準達成率は、当該地域における対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。</p>
<p>4 アスベスト大気濃度調査において、10本/リ未満で石綿が検出された地点数の割合。(%)</p>	<p>—</p>	<p>100%</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>大気汚染防止法において、特定粉じん発生施設の敷地境界基準は10本/リとされており、当該測定指標は、アスベストの飛散防止対策を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。</p>
<p>5 全国の継続測定地点における水銀の指針値達成率(%)</p>	<p>—</p>	<p>100%</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」(第七次答申)より、水銀の指針値は年平均値が0.04μg Hg/m³以下と設定されており、全国の大気中の水銀濃度が指針値を継続的に達成していることを図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として設定した。</p>
<p>測定指標</p>	<p>目標</p>		<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>								
<p>6 国内及び東アジア地域における酸性雨・黄砂に係るモニタリングデータの把握・共有</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>全国の酸性雨調査及び黄砂飛散状況のモニタリングデータを公表することにより、国民の不安解消及び調査研究への活用を図るほか、モニタリングデータを関係諸国間で共有し、酸性雨及び黄砂の対策を国際的に議論するための基礎データとすることにより、東アジアの大気環境の改善に資することを目標とした。</p>								
<p>7 放射性物質に係る環境汚染の防止</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>諸外国等の放射性物質に係る取組状況等や放射性物質による健康影響に関する最新情報等の把握により、我が国における一般環境中の放射性物質による環境の汚染の防止のための措置等及びその在り方に関する検討等を行い、必要に応じた放射性物質に係る環境汚染の防止のための措置をとるため、測定指標として選定した。また、当該措置をとることにより、大気環境の改善・保全を図ることを目標とした。</p>								

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額 28年度	関連する 指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度				
(1) 大気環境基準等設定業務費 (昭和49年度)	27 (22)	28 (38)	28 (27)	25	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸外国及び国際機関等における大気環境基準等の設定・改定状況など大気保全政策の動向に関する最新の情報を収集・整理 ・既に環境基準等が設定されている物質及び優先順位の高い有害大気汚染物質について、環境目標値の新規設定等に資するべく、健康影響に関する国内外の情報を収集・整理 ・有害大気汚染物質に関し、得られる科学的知見に制約がある場合の有害性及び曝露評価手法の確立に資するための検討を実施 <p><達成手段の目標(28年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな環境目標値の設定及び科学的知見に制約がある場合の健康リスク評価手法等に関するガイドラインの妥当性を把握 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害大気汚染物質を含む大気汚染物質に係る環境目標値の新規設定等に向けた検討を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護等に寄与する。 	089
(2) 大気環境監視測定網整備推進費 (昭和46年度)	126 (75)	117 (71)	113 (72)	95	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気測定局測定データ整備・解析 ・環境大気測定機器精度管理調査 ・国設大気環境測定所の維持管理 ・大気環境監視適正化事業 <p><達成手段の目標(28年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染状況の継続的把握、測定機器の精度管理体制の改善 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気環境保全施策を進めるための基礎資料の整備を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 	090
(3) 大気汚染防止規制等対策推進費 (昭和47年度)	7 (11)	18 (20)	68 (122)	45	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定発生源から平成236年度に排出された大気汚染物質量の調査 ・都道府県等の大気汚染防止法施行状況調査 <p><達成手段の目標(278年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染物質に係る環境基準確保のための施策の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の健康の保護、環境基準の確保を図るための規制の適正化に寄与する。 	091
(4) 有害大気汚染物質等対策推進費 (平成23年度組替)	124 (104)	117 (100)	110 (94)	138	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気環境モニタリングの実施 ・排出抑制対策技術に係る調査・普及 ・事業所における排出実態調査 <p><達成手段の目標(28年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率の向上 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>①大気環境モニタリング及び排出実態調査の実施により有害大気汚染物質による大気汚染状況や主たる排出源を解明する。 ②排出抑制対策技術の普及を進めることによる事業者の自主的な排出抑制対策の推進を通じ、有害大気汚染物質の環境基準の達成に寄与する。</p>	092
(5) アスベスト飛散防止総合対策費 (平成23年度組替)	33 (28)	29 (25)	30 (30)	43	4	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染状況の把握 ・飛散防止対策の検討 <p><達成手段の目標(28年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスベストによる健康被害の未然防止に向けた、飛散防止対策の更なる推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスベストによる健康被害の防止を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 	093
(6) 在日米軍施設・区域周辺環境保全対策費 (昭和53年度)	11 (12)	11 (12)	12 (7)	11	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国に駐留している米軍が使用している施設・区域に起因する環境問題について、環境省が米側との調整の上で調査を実施 <p><達成手段の目標(28年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に引き続き施設・区域に係る水質・大気の状態調査を実施し、施設・区域内及びその周辺の環境汚染問題の未然防止を図る。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・区域内及びその周辺の環境汚染問題の未然防止を図るため、在日米軍施設・区域の環境調査を実施し、排出基準を超過していた場合には、改善・対策の要望等を行う。 	094

(7)	コベネフィット・アプローチ 推進事業費 (平成22年度)	105 (102)	116 (115)	120 (114)	115	6	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジアの環境所管官庁・国際機関等が参加しているアジア・コベネフィット・パートナーシップの活動支援を通じた普及・啓発活動 ・二国間覚書等に基づく協力の推進(共同研究・セミナー/研修等) ・コベネフィット分野等の解析モデルの実績を有する国際研究機関の研究活動支援の実施 <p><達成手段の目標(28年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア・コベネフィット・パートナーシップの活動支援等を通じたコベネフィット・アプローチの普及 <p><施策の達成すべき目標への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア地域で課題となっている環境汚染対策と温室効果ガスの排出削減対策を同時に実現するコベネフィット(共通便益)・アプローチを推進することにより、大気環境を含む環境改善と保全を推進するとともに、温暖化対策に寄与する。 	095
(8)	公害防止管理推進調査対 策検討費 (平成19年度)	3 (3)	2 (1)	2 (1)	2	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体の公害防止体制の更なる充実を図ることを目的として、組織整備法における手引き等の検討 <p><達成手段の目標(28年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体の公害防止体制の充実に向けた調査検討による効果的な公害防止体制の促進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害防止に係る不適正事案を防止し、事業者及び地方自治体における効果的な公害防止の取組が促進されることにより、排出基準が遵守され大気汚染に係る環境基準の達成に寄与する。 	096
(9)	微小粒子状物質(PM2.5) 総合対策費 (平成20年度)	185 (179)	495 (394)	500 (435)	649	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体における微小粒子状物質の常時監視体制の強化 ・成分分析及び二次粒子生成機構把握・発生源寄与解析により、シミュレーションを実施 <p><達成手段の目標(28年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・微小粒子状物質に係る対策の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・微小粒子状物質による大気汚染の状況の把握及びその結果に基づく対策の検討を通じ、微小粒子状物質の環境基準の達成に寄与する。 	097
(10)	大気環境監視システム整 備経費 (昭和47年度)	154 (152)	144 (138)	175 (171)	160	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定発生源からの大気汚染物質に係る排出量把握 ・全国の大気汚染常時監視結果や光化学オキシダント注意報等発令状況等を提供 ・ホームページにおける花粉飛散量のリアルタイムでの公表 <p><達成手段の目標(28年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染状況の把握及び国民への正確な情報のリアルタイムでの継続的な提供 ・花粉観測システムの適切な維持管理及び運用 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気環境保全施策を進めるための基礎資料の整備を通じた、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 ・花粉による健康被害の未然防止を通じ、大気環境の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 	098
(11)	越境大気汚染対策推進費 (平成23年度組替)	305 (298)	338 (321)	326 (319)	342	6	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内における越境大気汚染に関するモニタリングの実施 ・東アジア地域におけるEANET等を通じた大気汚染問題の解決に向けた取組の推進 <p><達成手段の目標(28年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・信頼性のある国内モニタリングデータの取得、国際協力の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・精度保証・精度管理がなされた国内モニタリングの実施、技術指導等を通じたEANET参加国のモニタリング能力の向上に寄与する。 	099
(12)	自動車大気汚染対策等推 進費 (平成23年度組替)	163 (142)	162 (142)	155 (156)	170	1,2,3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車等移動発生源からの排ガス抑制について施策の効果等を把握 ・局地汚染対策の取組、対策地域全体の基準確保目標の評価手法の検討 ・自動車NOx・PM総量削減基本方針の中間レビューとりまとめ <p><達成手段の目標(28年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車等移動発生源からの排出ガス対策の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車等移動発生源からの排ガス対策の促進により、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 	100

<p>オフロード特殊自動車排出 (13) ガス対策事業費 (平成18年度)</p>	<p>42 (36)</p>	<p>42 (19)</p>	<p>37 (29)</p>	<p>48</p>	<p>1,2,3</p>	<p><達成手段の概要> <ul style="list-style-type: none"> ・規制実施及び強化に係る調査及び技術検討 ・立入検査に関する体制整備等に係る検討及び運用 ・届出等各種事務処理の効率化のためのオフロード法情報管理システムの改修および運用保守 ・地方環境事務所における立入検査に関する事務を履行するための体制整備及び運用 <p><達成手段の目標(28年度)> <ul style="list-style-type: none"> ・特定特殊自動車からの排出ガス対策の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> <ul style="list-style-type: none"> ・特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 </p> </p></p>	<p>101</p>
<p>船舶・航空機排出ガス対 (14) 策検討調査 (平成19年度)</p>	<p>8 (14)</p>	<p>9 (9)</p>	<p>9 (7)</p>	<p>9</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶・航空機排出ガスの実測およびシュミレーションによる実態把握 ・船舶・航空機排出ガスに関する国際動向調査 <p><達成手段の目標(28年度)> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶・航空機排出ガス対策の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶・航空機排出ガス対策の推進により、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 </p> </p></p>	<p>102</p>
<p>自動車排出ガス・騒音規 (15) 制強化等の推進 (平成12年度) 【関連28-⑧】</p>	<p>114 (101)</p>	<p>218 (187)</p>	<p>207 (206)</p>	<p>211</p>	<p>1,2,3</p>	<p><達成手段の概要> <ul style="list-style-type: none"> ・中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十二次答申)」(平成27年2月)に基づく、燃料蒸発ガス低減対策、ガソリン直噴車PM規制対策及び二輪車の国際基準調和等。 <p><達成手段の目標(平成28年度)> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車排出ガス低減対策の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の排出ガス低減により、特に自排局において、大気汚染に係る環境基準達成状況の改善に寄与する。 </p> </p></p>	<p>103</p>
<p>自動車交通環境監視測定 (16) 費 (昭和38年度)</p>	<p>76 (59)</p>	<p>67 (53)</p>	<p>67 (54)</p>	<p>59</p>	<p>1,2,3</p>	<p><達成手段の概要> <ul style="list-style-type: none"> ・国設自動車交通環境測定所の測定データ整備・解析 ・国設自動車交通環境測定所の維持管理 <p><達成手段の目標(28年度)> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染状況の把握及び国民への正確な情報のリアルタイムでの継続的な提供 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> <ul style="list-style-type: none"> ・大気環境保全施策を進めるための基礎資料の整備を通じ大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 </p> </p></p>	<p>104</p>
<p>国際連合地域開発セン (17) ター拠出金 (平成16年度)</p>	<p>30 (30)</p>	<p>30 (30)</p>	<p>30 (30)</p>	<p>27</p>	<p>-</p>	<p><達成手段の概要> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア地域における環境的に持続可能な交通(EST)の推進活動に対する拠出 <p><達成手段の目標(28年度)> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア地域の環境的に持続可能な交通の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア地域における環境的に持続可能な交通の推進活動を通じて、アジア諸国の大気環境の改善を図ることにより、国内の大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 </p> </p></p>	<p>105</p>
<p>東アジア酸性雨モニタリ (18) グネットワーク拠出金 (平成14年度)</p>	<p>96 (96)</p>	<p>83 (83)</p>	<p>85 (85)</p>	<p>88</p>	<p>6</p>	<p><達成手段の概要> <ul style="list-style-type: none"> ・東アジア酸性雨モニタリングネットワークの運営経費に対する拠出 <p><達成手段の目標(28年度)> <ul style="list-style-type: none"> ・EANETの活動推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> <ul style="list-style-type: none"> ・EANETのマニュアル整備等の活動を通じた、EANET参加国のモニタリング能力の向上に寄与する。 </p> </p></p>	<p>106</p>
<p>環境測定等に関する調査 (19) 費 (昭和50年度)</p>	<p>20 (20)</p>	<p>20 (23)</p>	<p>20 (20)</p>	<p>18</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要> <ul style="list-style-type: none"> ・環境測定分析に従事する諸機関が、均一に調整された環境試料を指定された方法又は任意の方法により分析することによって得られる結果と前処理条件、測定機器の使用条件等との関係、その他分析実施上の具体的な問題点等の調査を行う。 <p><達成手段の目標(平成28年度)> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の分析機関におけるデータのばらつきに関する実態を把握する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> <ul style="list-style-type: none"> ・分析機関の分析者が自己の技術を客観的に認識して、環境測定分析技術の一層の向上を図る。 ・各分析法についての得失を検討して、分析手法、分析技術の改善を図る。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> <ul style="list-style-type: none"> ・環境測定分析の精度の向上を図り、環境測定データの信頼性を確保することにより、正確な大気環境の測定が可能となり効果的な施策を講ずることにより、大気環境の保全に資する。 </p> </p></p></p>	<p>107</p>

放射線物質による一般環境汚染に係る基準等調査検討費 (20) (平成25年度)	36 (31)	36 (9)	18 (14)	16	7	<達成手段の概要> ・国内外における一般環境中の放射性物質に係る考え方や措置の在り方等に関する最新動向や取組み状況等、放射性物質に係る健康影響に関する情報収集・整理及び検討 <達成手段の目標(平成28年度)> ・放射性物質に係る環境汚染の防止 <施策の達成すべき目標への寄与の内容> ・必要に応じた放射性物質に係る環境汚染の防止により、大気環境の改善・保全に寄与する。	108
水銀大気排出対策推進事業費 (21) (平成27年度)	-	-	71 (75)	36	5	<達成手段の概要> ・国内外の排出抑制技術等の調査 ・制度の周知及び排出抑制対策の促進 <達成手段の目標(平成28年度)> ・水銀大気排出対策の制度・運用体制の構築 ・水銀大気排出インベントリーの精緻化 <施策の達成すべき目標への寄与の内容> ・BAT/BEPを適用した水銀の大気排出規制制度及び運用体制等の構築を通じ、長期的な視点での人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。	109
施策の予算額・執行額	1665 (1515)	2082 (1790)	2183 (2072)	2307	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-⑧)

別紙1

施策名		目標3-2 大気生活環境の保全				担当部局名		大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課		作成責任者名 (※記入は任意)		行木 美弥(大気生活環境室長) 田路 龍吾(環境管理技術室長) 瀧口 博明(自動車環境対策課長)	
施策の概要		騒音・振動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策を講じることにより、大気生活環境を保全する。				政策体系上の位置付け		3. 大気・水・土壌環境等の保全					
達成すべき目標		騒音・振動・悪臭の発生防止や、ヒートアイランド問題の改善により、良好な生活環境を保全する。				目標設定の考え方・根拠		環境基本法第16条に定める環境基準		政策評価実施予定時期		平成29年8月	
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1	騒音に係る環境基準達成率(%)	-	-	100%	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の騒音の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
2	騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(達成割合(%)／(評価対象:千戸)	-	-	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の自動車騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
3	航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	-	-	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の航空機騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
4	新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	-	-	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の新幹線騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
5	振動に係る全国の苦情件数(件)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	振動に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の振動の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
6	悪臭に係る全国の苦情件数(件)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	悪臭に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の悪臭の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
7	熱中症予防サイトの閲覧数(アクセス件数:万件)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	熱中症予防サイトの閲覧数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の熱中症予防の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度			
騒音・振動・悪臭公害防止 (1) 強化対策費 (昭和63年度)	45 (42)	41 (38)	41 (42)	41	1,5,6	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度における騒音・振動・悪臭に係る法施行データ等を、生活環境情報総合管理システムで管理・集計・分析し、施行状況調査の結果や環境影響評価を行う上での基礎情報等として、報道発表や報告書の公表等により情報を発信 ・鉄道騒音・風力発電施設等から発生する騒音に関する知見の収集・測定評価方法の整理及び、騒音・低周波音に関する知見の地方公共団体職員等への周知 ・地方公共団体がより適切な悪臭対策を進めるための事例集、マニュアル等の作成。また、悪臭物質濃度の測定方法、臭気指数算出方法等について、必要な課題の整理や更新案の作成、最新の状況を把握するための知見の収集 <p><達成手段の目標(28年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音・振動・悪臭の法施行状況について、国民や地方公共団体職員の知識や関心を深める。 ・鉄道騒音について来年度以降の調査計画を作成するとともに、風力発電施設の騒音について評価手法を確立し、地方公共団体等が活用可能な測定評価マニュアルの作成を行う。 ・地方公共団体における悪臭防止に係る技術・ノウハウの普及による、悪臭苦情件数の低減。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音・振動・悪臭に係る法施行データの基礎資料の整備・公表を通じ、国民の関心を深めるとともに、地方公共団体の進める騒音・振動・悪臭防止施策の策定・推進に寄与する。 ・騒音の評価評価手法を整備し、適切に評価するためのマニュアル等を整備するとともに地方公共団体等に知見を周知することにより、より効果的かつ現実的な騒音等対策が実施され、地域の音環境の改善に寄与する。 ・事例集の作成や測定方法・算出方法等の更新は、かねてより地方公共団体から要望のあったところであり、見直しを行うことによって、悪臭防止に係る技術・ノウハウが普及され、悪臭の程度(濃度・指数)の低減、悪臭被害の長期化が防止され、悪臭苦情件数の低減に寄与する。 	110
クールシティ推進事業 (2) (平成18年度)	87 (88)	70 (76)	47 (43)	43	7	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市における必要な適応策導入量について定量的に把握することによる効率的な適応策の実施方法の明確化 ・ビニールハウス等熱中症が発生しやすい地点における暑さ指数(WBGT)と気象台におけるWBGTの違いを把握し、よりきめ細やかな情報提供を検討 ・インターネットを活用した熱中症に関する予防情報の提供 ・震災の影響や節電の取組を踏まえたヒートアイランド現象及び熱中症の発生状況の把握、ヒートアイランド対策手法の検討を実施 <p><達成手段の目標(28年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・街路空間の適応策の導入すべき地点や導入後の効果の検証手法等を普及啓発する。 ・複数の適応策導入の効果を検証するため、モデル的に複数の適応策を実施し、その効果を検証する。 ・全国841地点(気象庁アメダスデータ)において算出したWBGTの予測値・実況値や、実際の生活の場を考慮して算出した暑さ指数(WBGT)参考値及び熱中症による救急搬送者数等の情報をインターネットを通じて提供する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒートアイランド対策大綱の見直しにより、適応策が盛り込まれた旨の情報発信を行い、地方公共団体等におけるヒートアイランド対策の普及に寄与する。 	111

<p>(3) 交通騒音振動対策調査検討費 (平成13年度)</p>	<p>47 (43)</p>	<p>45 (39)</p>	<p>53 (42)</p>	<p>48</p>	<p>2.3.4.5</p> <p>①自動車騒音・道路交通振動対策の推進(平成17年度) ②沿道・沿線対策の推進新幹線鉄道騒音(平成22年度) ③新幹線鉄道騒音・振動対策、航空機騒音対策の推進(平成16年度) <達成手段の概要> ①平成24年4月に常時監視業務が一般市へ移譲されたため、確実なデータ収集を行い全国の状況把握を実施(179団体⇒857団体⇒860団体)(業務を行うにあたって必要となる常時監視マニュアルを平成23年9月に公表済) ①道路交通振動については、測定値が要請限度値を超えることは稀であるが依然として苦情が絶えず、振動の評価が現状に即していないことが考えられることから、道路交通振動が及ぼす影響の予測や適切な評価方法の検討を実施 ②道路沿道や新幹線鉄道沿線において騒音に配慮した土地利用を推進するため、沿道・沿線の土地利用に関する実態調査や関連法制度の調査を実施するとともに、沿道沿線対策の具体的な方策の検討を実施(交通騒音問題の未然防止のための沿道・沿線対策に関するガイドラインを平成26年4月に公表済) ③地方公共団体に対し、平成24年11月に作成した航空機騒音測定・評価マニュアル及び平成22年5月に作成した新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアルの定着を図る ③マニュアルに基づく測定調査により実態把握を実施し、対策効果の確認や環境基準達成状況を把握 <達成手段の目標(28年度)> ①円滑な自動車騒音常時監視業務の実施のための説明会を開催するとともに、平成26年4月に公表された日本音響学会 道路交通騒音予測式のシステムへの反映を実施 ②交通騒音問題の未然防止について、対策の実効性を高める方策について検討 ③新幹線騒音については、新規開業路線等を対象に、マニュアルに基づく測定調査等を実施して環境基準の達成状況を把握し公表 ③航空機騒音については、平成25年4月の新基準施行を受けて、マニュアルに基づく測定調査等を実施するなどして、マニュアル内容の検証を実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ①全国の自動車騒音状況を一元的に把握し公表することで、騒音対策がより効率的、効果的に実施され、騒音に係る環境基準達成状況の改善に寄与する。 ②沿道・沿線の住居立地が抑制される等の効果により、新たな騒音問題の未然防止が図られる。また、環境基準達成に向けて、既存の要対策箇所に対する騒音対策が一層推進される。 ③測定・評価方法を見直すことにより、現状をより適切に把握することができる。この成果をもとに、環境基準達成に向けて騒音対策がより効率的、効果的に実施される。</p>	<p>112</p>
<p>(4) 自動車排出ガス・騒音規制強化等の推進 (平成12年度) 【再掲28-⑦】</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>1.2</p> <p><達成手段の概要> ・中央環境審議会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(第三次答申)」(平成27年7月)に基づく、マフラー性能等確認制度の見直しの検討及び使用過程車に対するタイヤ騒音規制の適用時期に関する検討。 <達成手段の目標(平成28年度)> ・自動車単体騒音低減対策の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・自動車単体騒音の低減により、騒音に係る環境基準達成状況の改善に寄与する。</p>	<p>103 【再掲28-⑦】</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>179 (173)</p>	<p>156 (153)</p>	<p>141 (127)</p>	<p>132</p>	<p>施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-⑨)

別紙1

施策名	目標3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む)				担当部局名	環境管理技術室 水環境課 閉鎖性海域対策室 地下水・地盤環境室 海洋環境室	作成責任者名 (※記入は任意)	渡邊 康正(水環境課長/ 地下水・地盤環境室長) 根木 桂三(閉鎖性海域 対策室長) 平野 智巳(海洋環境室 長)			
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保、アジア地域等における水環境改善に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。				政策体系上の 位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全					
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。				目標設定の 考え方・根拠	環境基本法第16条に定める環境基準 湖沼水質保全特別措置法に基づく各指定湖沼 の湖沼水質保全計画 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別 措置法に基づく総量削減基本方針 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 水循環基本計画	政策評価実施予定時期	平成29年8月			
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持されるものが望ましい基準」として定められたものであり、人の健康の保護を図るうえで、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。	
2 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)	-	100%	(河川) -	100%	100%	100%	100%	100%	100%	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持されるものが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図るうえで、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。	
			(湖沼) -	93.1%	92.0%	93.9%					
			(海域) -	55.3%	55.1%	55.6%					
			[全体] -	79.8%	77.3%	79.1%					
3 地下水における水質環境基準の達成率(%)	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持されるものが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は人の健康の保護を図るうえで、地下水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。		
4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等	-	-	「別紙のとおり」								閉鎖性海域については、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量削減基本方針等のもと、各海域の水質改善の状況を的確に把握し、水質保全を図ってきたところであり、当該水域の環境基準達成率は、対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定したものの。
5 地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える沈下が発生していない地域の割合について100%を目指す。	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	環境基本法第2条第3項で「地盤の沈下」は公害の一つとして位置付けられている。建築物等の基礎杭の許容応力度計算において年間2cmを超える地盤沈下については負の摩擦力を考慮することが推奨された経緯から(旧建設省による通達、昭和50年住指発第2号)、測定指標として選定したものの。	

測定指標	目標	目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
		25年度	26年度	27年度	28年度		
6 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)	180以下	-	-	-	平成19年4月より海洋投入処分の許可制度を導入し、廃棄物の海洋投入処分量は国際条約によって原則禁止になったことを踏まえ、海洋投入処分量を増加させないために、平成22年度の海洋投入処分実績の近似値を目標値とした。また、本数値が少ないことが、海洋環境保全に資するものであり、海洋環境保全の状況を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。		
7 アジア地域等における我が国の水環境改善支援の推進	-	-	-	-	水循環基本計画(H27.7閣議決定)において、アジア各国の連携強化、情報共有の促進等により、水環境管理制度等の改善や水処理技術の移転等の支援を推進することが規定されているため		
8 水環境中の放射性物質の存在状況の把握・共有	-	-	-	-	水質汚濁防止法に基づき、全国の水環境中の放射性物質の存在状況を常時監視し、その情報を国民に提供することは、健全な水循環の確保に資する。		
9 海洋ごみ(漂流・漂着・海底ごみ)に関する調査・研究結果の把握・共有	-	-	-	-	海岸漂着物等処理推進法等に基づき、海洋ごみの実態を把握し、その情報を国民に提供することは、海洋環境の保全に資する。		
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度			
(1) 水質環境基準検討費 (平成24年度)	170, (146)	142, (127)	129 (109)	157	1.2,3	<達成手段の概要> ・環境基準項目等の追加・基準値の見直し及び水域類型当てはめを行うための情報収集・検討 ・適切な科学的判断に基づく、必要な環境基準等の設定及び見直し、類型の適切な当てはめ及び見直し <達成手段の目標(28年度)> ・環境基準項目等の追加・基準値の見直し及び水域類型当てはめを行うための情報収集・検討 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・水質汚濁に係る環境基準等の目標設定に寄与する。	113
(2) 排水対策推進費 (平成23年度組替)	83, (79)	68, (51)	68 (78)	87	1.2,3	<達成手段の概要> ・水質汚濁防止法の施行状況や排水の排出実態を把握するための調査 ・現在排水規制の対象とされていない項目について、規制の必要性を判断するための調査・検討 ・暫定排水基準の撤廃・強化に向けた排水処理技術の開発・普及・検討 ・生物応答を用いた新たな排水管理手法についての調査・検討 <達成手段の目標(28年度)> ・工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を適切に規制するために必要な調査・検討 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を適切に規制するために必要な調査・検討を行い、公共用水域における水質環境基準達成状況等の向上に寄与する。	114
(3) 水質関連情報利用基盤整備費 (平成23年度組替)	17, (17)	17, (18)	42 (54)	31	1.2	<達成手段の概要> ・「水質監視業務関連システム」、「水質環境総合管理情報システム」及び「全国水生生物調査システム」について、システムの効率的な一括運営(保守・管理・更新) <達成手段の目標(28年度)> ・水環境関連情報の提供・更新等(公共用水域水質データ、水浴場水質データなど) <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・システムを用いて効率的に常時監視結果の収集を行うとともに、広く国民に水環境関連情報をわかりやすく発信することにより、水環境保全施策の推進に寄与する。	115
(4) 総量削減及び閉鎖性海域管理推進費 (昭和53年度)	96, (77)	102, (95)	105 (93)	94	4	<達成手段の概要> ・発生源別汚濁負荷量等の状況を経年的に把握し、水質総量削減等の対策の効果を確認 ・第8次総量削減基本方針の検討及び総合的な水環境改善対策の推進 <達成手段の目標(28年度)> ・第8次総量削減基本方針の策定 ・東京湾、伊勢湾等における汚濁負荷量の削減 ・閉鎖性海域における水環境改善のための総合的な実態調査及びデータ分析 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・発生負荷量と水質改善状況を経年的に把握し、これをもとに水質総量削減の目標や達成方策を検討し、着実に推進を図ることにより、閉鎖性海域の水環境改善に寄与する。	116

(5)	閉鎖性海域環境保全推進等調査費(有明海・八代海総合調査評価委員会経費を含む)(平成19年度)	128 (114)	137 (128)	132 (128)	132	4	<ul style="list-style-type: none"> <達成手段の概要> ・有明海・八代海等総合調査評価委員会における検討に資するための環境再生に向けた各種調査の実施 <達成手段の目標(28年度)> ・有明海・八代海等の再生に向けた評価の実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・環境悪化の原因・再生方策を調査により把握し、環境基準達成率の向上を効率的・効果的に達成すべき方法を提示することで、閉鎖性海域の水質改善に寄与する。 	117
(6)	豊かさを実感できる海の再生事業(平成22年度)	42 (52)	20 (22)	70 (70)	135	4	<ul style="list-style-type: none"> <達成手段の概要> ・湾・灘ごとの実情を踏まえた「きれいで豊かな海」の確保に向けた方策の検討 <達成手段の目標(28年度)> ・藻場・干潟の分布状況の把握 ・底質・底生生物調査、湾・灘ごとの詳細分析 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・湾・灘ごとの水環境の実態や藻場・干潟等の状況を踏まえた生物多様性・生物生産性の確保された「きれいで豊かな海」の実現に資する。 	118
(7)	湖沼環境対策等推進費(平成23年度組替)	51 (33)	38 (32)	37 (37)	37	2	<ul style="list-style-type: none"> <達成手段の概要> ・湖沼の水質汚濁メカニズムを解明し、新基準等に対応した効果的な水質保全対策の実施手法を検討 ・新たな基準等や課題を踏まえた湖沼の水質保全制度の見直し検討 <達成手段の目標(28年度)> ・新基準等に対応する水質保全対策の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・湖沼の特性及び汚濁原因に応じた、効果的な水質保全対策を検討することにより、湖沼の水質改善の推進に寄与する。 	119
(8)	水質・底質分析法検討費(平成23年度組替)	32 (28)	26 (9)	25 (11)	25	1,2,3	<ul style="list-style-type: none"> <達成手段の概要> ・新たに環境基準等に設定が予定されている物質について公定分析法等の検討・策定 ・先進的・効率的な分析法の検討 <達成手段の目標(28年度)> ・環境基準等の見直しに係る公定分析法の検討、国内外の分析技術の知見を収集し、現行公定法との比較調査により新たな分析手法の導入の検討 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・新たな環境基準項目に対応した先進的・効率的な分析方法を早急に確立し、より効果的な測定体制を図り、効率的な水環境のモニタリングの実施や水環境の状況の的確な把握により、水環境保全施策の推進に寄与する。 	120
(9)	地盤沈下等水管理推進費(平成19年度)	20 (15)	16 (19)	14 (12)	16	5	<ul style="list-style-type: none"> <達成手段の概要> ・地盤沈下状況調査結果の取りまとめ ・適正な地下水の保全と利用のための管理方策の検討 <達成手段の目標(28年度)> ・地下水の実態に基づいた新たな地下水採規制のあり方の検討に向け、地下水採取量や地盤沈下量の経年データを整理 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・地下水流域全体の地下水・地盤環境情報を統合的に捉え、流域の地域特性を踏まえた地下水・地盤環境の管理手法の確立により、適正な地下水の利用と保全及び地盤沈下の防止に資する。 	121
(10)	国際的な水環境改善活動推進等経費(平成22年度組替)	175 (170)	181 (173)	126 (102)	111	7	<ul style="list-style-type: none"> <達成手段の概要> ・中国の農村地域等に適した水環境管理技術の導入実証モデル事業、国際セミナー等の実施 ・水環境の悪化が顕著なアジア・モンスーン地域において、水環境管理に携わる関係者間の協力体制の構築、各国の政策課題分析や政策担当者の能力向上への支援 <達成手段の目標(28年度)> ・中国の畜産排水処理改善に向けた現地調査、技術提言等の実施 ・アジアの水環境改善に向けた知見の収集、各国支援の実施および年次会合、ワークショップ等の開催 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要> ・活動成果を各国関係者間で共有することにより、各国の政策立案、技術の普及、政策担当者の能力向上等を推進し、国際的な水環境問題の改善に寄与する。 	122
(11)	海洋環境関連条約対応事業(昭和61年度)	67 (69)	69 (67)	68 (81)	74	6	<ul style="list-style-type: none"> <達成手段の概要> ・ロンドン条約、マルポール条約やバラスト水管理条約等の遵守について適切に対処 ・国際的な動向を把握 ・海洋投入処分の許可制度の適正な施行 <達成手段の目標(28年度)> ・廃棄物の海洋投入処分量の削減等 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・海洋環境保全関連条約に関する海外の動向、国内の状況等の情報を踏まえて廃棄物の海洋投入処分に関する在り方等を検討し、海洋投入処分量の削減を図り、もって海洋環境の保全に資する。 	123

(12)	海洋環境モニタリング推進事業 (平成10年度)	70; (61)	66; (64)	76 (67)	79	6	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本周辺の海域において、測線及び測地点を設定し、6～8年で一巡するように汚染物質等を調査 ・海洋汚染等防止法に基づき実施される「廃棄物の海洋投入処分」が行われた海域の汚染状況を調査 <p><達成手段の目標(28年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果の国民への情報提供 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋環境における汚染物質の状況、海洋汚染等防止法に基づき実施される「廃棄物の海洋投入処分」が行われた海域の汚染状況、バックグラウンド数値の経年的変化を適切に把握することにより、廃棄物の海洋投入処分に係る規制の適切な実施、廃棄物の海洋投入処分に関する在り方の検討等我が国周辺海域における海洋環境保全対策の効果的な実施に資する。 	124
(13)	ロンドン議定書実施のための不発弾陸上処理事業 (平成19年度)	1239; (1239)	815; (814)	955 (954)	868	6	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度に発見され、陸上自衛隊が安全化措置を実施した不発弾について、陸上自衛隊の所要の指導監督の下、平成26年度末までに民間事業者において処理 ※4年の国庫債務負担行為として事業を実施 <p><達成手段の目標(28年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不発弾の陸上処理体制の整備・運用により、海洋投入処分による不発弾処理件数「0」とする。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不発弾について、引き続き適正に陸上での処理を行うことで、海洋投入処分量の削減に資する。 	125
(14)	漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業 (平成19年度)	79; (63)	84; (69)	2,938 (2,776)	479	9	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・漂流・漂着・海底ごみの実態把握 ・原因究明及び発生抑制対策について検討 ・都道府県等が実施する漂流・漂着・海底ごみの回収・処理や発生抑制対策等の取組に対して補助金を交付。 <p><達成手段の目標(28年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・漂流・漂着・海底ごみ対策の総合的かつ効果的な推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・漂流・漂着・海底ごみの実態把握、回収・処理の推進、原因究明及び発生抑制対策の実施等により、各地域において総合的かつ効果的な漂流・漂着・海底ごみ対策を推進する。 	126
(15)	我が国の優れた水処理技術の海外展開支援 (平成25年度組替)	73; (70)	79; (81)	86 (86)	90	7	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募を通じて選定した民間事業者による実現可能性調査(FS)や現地実証試験を支援し、我が国水関連企業の有する優れた水処理技術の海外展開を促進・支援する。 <p><達成手段の目標(28年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実現可能性調査(FS)や現地実証試験を通じ海外展開実績の増加を図る <p><政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国企業の海外進出を支援することにより国際的な水環境の改善に寄与する。 	127
(16)	国連大学拠出金(低炭素型水環境改善システム研究事業) (平成26年度)	—	90; (90)	90 (90)	90	7	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジアの異なる発展段階にある数カ国の都市とその周辺地域を選定し、汚濁負荷、土地利用予測、人口動態、都市計画・政策等の情報を収集・解析し、政策を検討した上で、それらの導入・整備による水質保全及び低炭素化に係る効果を評価する。また、対象地域ごとに、気候変動対策に係る資金調達の可能性を含め水環境改善のための戦略をまとめ、関係者に提案するとともに、都市における水環境改善のためのデータ整備・政策評価手法をとりまとめる。 <p><達成手段の目標(28年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ収集・分析を踏まえたデータベースの構築、水質予測モデルの構築、低炭素を踏まえた政策立案のための評価手法の開発、ワークショップ等の実施を通じ、アジアの途上国の能力強化を支援する。 <p><施策の達成すべき目標への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジアの途上国の政策立案・実施能力の向上を図るため、人口増加・都市化・低炭素化等を総合的に考慮した排水管理・水質保全政策を進めるための情報整備・政策評価手法の提供を行うことにより、健全な水循環の確保を目指す。 	128
(17)	放射性物質による水質汚濁状況の常時監視 (平成26年度)	—	118; (80)	92 (70)	83	8	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水環境中の放射性物質による水質汚濁の状況を常時監視するため、公共用水域及び地下水において、水質等の放射性物質の測定を実施、結果をとりまとめ公表する。 <p><達成手段の目標(28年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域及び地下水について、それぞれ全国110地点規模での放射性物質の状況把握。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水環境中の放射性物質の存在状況を把握することにより、水環境の保全施策の推進に寄与する。 	129

<p>健全な水循環に係る総合 (18) 対策推進費 (平成27年度)</p>	-	-	113 (105)	54	<p>1.2.3</p> <p><達成手段の概要> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動が湖沼の水質等に与える影響について、モデル湖沼におけるシミュレーションによる定量的な影響予測及び評価し、その影響に対する適応策を取りまとめる。 ・民間の主体的・自発的取組の促進と官民連携の機会の場を創出する官民連携事業を推進する。 ・現在、未規制であり潜在的なリスクを抱える化学物質について、工場・事業場からの排出実態の把握及び公共用水域における存在状況の把握を通じ水環境におけるリスク方策について検討を行う。 <p><達成手段の目標(28年度)> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動によるモデル湖沼の水質・生態系への影響予測および適応策の検討を行う。 ・水環境に係わる官民連携の機会の場を創出する官民連携事業を実施する。 ・浄水処理対応困難物質(H26年度 厚労省通知,14項目)を対象とし、各物質のリスク情報を整理し、リスク方策の検討を行う。 <p><政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動が水質及び生態系に与える影響を適切に把握し、将来の気候変動に伴い想定される影響に対して適切な適応策を講じることにより、水環境の保全に寄与する。 ・民間の主体的・自発的取組の推進と官民連携の機会の場の創出により、国民が水環境の重要性について意識を高めることに寄与する。 ・水質汚濁防止法の指定物質への追加の必要性について検討し、事業所及び自治体におけるリスク管理体制の推進に寄与する。 </p></p></p>	132
<p>(19) 地下水質保全推進費 (平成26年度)</p>	-	7 (7)	18 (16)	61	<p>3</p> <p><達成手段の概要> <ul style="list-style-type: none"> ・「有害物質を含む」水の基準の設定方法について、その妥当性を検証するため、基準値の見直しを含めた規制のあり方の検討と物質の挙動等の知見の収集 ・水質汚濁防止法に基づく地下水の水質の汚濁の状況の結果をとりまとめるとともに、汚染原因等を分析し、結果を公表 ・水循環基本計画に基づく地下水マネジメントの推進にあたり、地域の関係者間の合意形成を図るために必要とされる、地下水の収支・挙動や汚染メカニズムや対策効果等の可視化を可能とし、地域の関係者が使用可能なシミュレーションモデルの構築に向けた検討を行う。また、地下水環境基準項目の中で超過率が最も高く、超過が長期にわたり継続している硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に対し、面的な地下水汚染に対し、地域が主体となった取組の推進を行うための実例の収集整理分析を中心としたガイドラインの策定に向けた検討を行う。 <p><達成手段の目標(28年度)> <ul style="list-style-type: none"> ・「地下水質測定結果」としてとりまとめ、毎年度公表 ・シミュレーションモデルの構築を進める。また、硝酸性窒素等対策ガイドラインの策定を進める。 ・地下浸透基準値が設定されている有害物質29項目のうち14項目を中心として科学的知見を収集する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> <ul style="list-style-type: none"> ・地下浸透規制の適正化、また、全国の地下水質の汚染状況を把握した上で、地域における地下水マネジメントの実現による健全な地下水環境の維持により、国民の健康の保護・生活環境の保全を図ることに寄与する。 </p></p></p>	133
<p>施策の予算額・執行額</p>	2342 (2233)	2075 (1946)	5184 (4939)	2703	<p>施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	

4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)

別紙

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値						
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(%)(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
			100		79.3 98.2	77.3 98.2	78.0 96.5	調査中	/	/	/
大阪湾における水質環境基準の達成率(%)(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
			100		66.7 100	66.7 100	66.7 100	調査中	/	/	/
東京湾における水質環境基準の達成率(%)(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
			100		63.2 83.3	63.2 83.3	63.2 83.3	調査中	/	/	/
伊勢湾における水質環境基準の達成率(%)(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
			100		56.3 57.1	56.3 85.7	50.0 71.4	調査中	/	/	/
赤潮の発生件数[件] (瀬戸内海/有明海/八代海)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			-		116/44/16	83/40/16	97/37/11	調査中	/	/	/

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-10)

別紙1

施策名	目標3-4 土壤環境の保全				担当部局名	土壤環境課	作成責任者名 (※記入は任意)	是澤 裕二(土壤環境課長)				
施策の概要	<p>○畑作物中のカドミウム及び米中のヒ素に関する規格基準設定に備え、農用地土壤汚染防止法における対策地域指定要件等の規制手法確立を目指すための科学的知見の集積を図る。</p> <p>○市街地等土壤汚染対策については、土壤汚染による人の健康被害の防止のために、土壤汚染対策法に基づき、土壤汚染による環境リスクの適切な管理を確保する。</p> <p>○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壤汚染対策地域において対策事業を実施する。</p>				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壤環境等の保全						
達成すべき目標	土壤汚染による環境リスクを適切に管理し、土壤環境を保全する。				目標設定の考え方・根拠	土壤汚染対策法 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律 ダイオキシン類対策特別措置法	政策評価実施予定時期	平成29年8月				
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
1 作物中カドミウム濃度と土壤中カドミウム濃度の関係を調査した品目数の累計調査率(%)	—	100%			—	—	—	—	—	—	—	農用地の土壤の汚染防止等に関する法律では、汚染が確認された農用地について都道府県知事は農用地土壤汚染対策地域として指定することができ、指定された地域では、国民の健康の保護等のため、汚染の防止、除去等の必要な措置が実施される。米以外の農作物についてカドミウムの規格基準が設定された場合を想定し、栽培条件や農作物ごとのカドミウム吸収特性に関するデータの収集・解析等に係る検討を実施している。調査した品目数の調査率は、これらの進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。
2 米中ヒ素濃度と土壤中ヒ素濃度の関係を調査した土壤数の累計調査率(%)	—	100%			—	—	—	—	—	—	—	農用地の土壤の汚染防止等に関する法律では、汚染が確認された農用地について都道府県知事は農用地土壤汚染対策地域として指定することができ、指定された地域では、国民の健康の保護等のため、汚染の防止、除去等の必要な措置が実施される。ヒ素については、作物の生育阻害の観点からの指定要件はあるが、国民の健康の保護の観点から米についてヒ素の規格基準が設定された場合を想定し、米中と土壤中のヒ素濃度の相関や分析手法に係る検討を実施している。調査した土壤数の調査率は、これらの進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠									
3 土壤汚染対策法第6条に規定する要措置区域における指示措置の実施率(%) (成果実績=指示措置実施区域数/要措置区域数)	100%	—	土壤汚染対策法では、土壤汚染がある土地を健康被害のおそれの有無に応じて区域指定しており、土壤汚染による健康被害のおそれがある土地は、要措置区域として指定されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壤汚染による健康被害の防止という観点から重要であり、要措置区域における汚染の除去等の措置を実施し区域指定を解除された区域の実施率を指標として選定した。									
4 ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率(%)	100%	—	ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施することになる。このため、ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。									

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度			
(1) 農用地土壌汚染対策費 (平成19年度)	36 (34)	31 (30)	28 (28)	26	1,2	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策地域の指定要件の見直しに資するため、土壌及び農作物中の有害物質の濃度の相関関係や農作物がどのように土壌から有害物質を吸収するか等の基礎データを収集 <p><達成手段の目標(28年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・畑作物について、土壌及び作物中のカドミウム濃度の相関関係についてのデータを収集し、実態の解明を進める。 ・コメについて、土壌及び作物中のヒ素濃度の相関関係についてのデータを収集し、実態の解明を進める。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・得られたデータを活用し、必要に応じて対象となる有害物質や農用地土壌汚染対策地域の指定要件等を見直すことで、農用地土壌の汚染に起因して人の健康を損なうおそれがある農作物が生産されることを防止し、国民の健康保護に寄与する。 	134
(2) 市街地土壌汚染対策費 (平成14年度)	248 (202)	190 (182)	235 (191)	243	3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法の施行状況、土壌汚染対策の実態を把握するため、都道府県・政令市へ調査を行い、土壌汚染対策の基礎データ収集を実施 ・指定調査機関の信頼性確保のための試験を実施 ・土壌汚染対策法の改正法の施行から5年が経過したことを受け、土壌汚染対策法に基づく調査、指定区域における対策及び搬出土壌の処理等に係る事項について検討を実施 <p><達成手段の目標(28年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・政令市に対し調査票を発送して調査結果を回収し結果の解析を実施し、土壌汚染対策法の施行状況等を把握する。 ・技術管理者試験を実施し、土壌汚染状況調査に関する知識及び技術を有する者である技術管理者を確保する。 ・土壌汚染対策法に基づく調査、指定区域における対策及び搬出土壌の処理等に係る事項について検討を実施し、検討結果をとりまとめる。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法の施行状況、土壌汚染対策の実態を把握することにより、土壌汚染対策法及び省令・通知・ガイドライン等の改正の際の基礎資料として活用し、土壌環境の保全に寄与する。 ・技術管理者試験を実施することにより、指定調査機関の信頼性確保に寄与し土壌環境の保全に寄与する。 ・土壌汚染対策法に基づく調査、指定区域における対策及び搬出土壌の処理等に係る検討結果を、今後の土壌汚染対策の在り方に係る検討の際に活用し、土壌環境の保全に寄与する。 	135
ダイオキシン類土壌汚染対 策費 (平成12年度)	22 (16)	17 (17)	34 (28)	19	4	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が実施するダイオキシン類による土壌の汚染の除去等の対策に係る費用の一部を補助 ・ダイオキシン類と有機化合物等との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を調査 <p><達成手段の目標(平成28年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後新たに対策地域が指定された場合には、速やかに補助を実施することにより、対策の推進を図る。 ・カラム試験を用いて、有機化合物との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動の解明を進める。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が実施するダイオキシン類による土壌の汚染の除去等の対策に係る費用の一部を補助することにより、早急かつ適切な土壌汚染対策に寄与する。 ・油等との有機化合物等との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を把握することで、科学的知見に基づく調査・対策の実現に寄与する。 	136
施策の予算額・執行額	306 (252)	238 (229)	297 (247)	288	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-⑪)

別紙1

施策名	目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策				担当部局名	ダイオキシン対策室 農業環境管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	江口 博行(ダイオキシン対策室長) 小笠原 毅輝(農業環境管理室長)				
施策の概要	ダイオキシン類について、総排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農業について農薬の使用に伴い水産動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験に基づき速やかに水産動植物の被害防止に係る農業登録保留基準(水産基準)を設定する。				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全						
達成すべき目標	ダイオキシン類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。 水産基準が未設定の農薬について、平成32年度までに全ての基準を設定する。				目標設定の考え方・根拠	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画 生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定) 環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)			政策評価実施予定時期	平成29年8月		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画に定められる目標値(※)の達成状況は対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。 (※当面の間、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続する(削減目標量:176g-TEQ/年))		
1	-	176	176	176	176	176	176	176	176			
ダイオキシン類排出総量 (g-TEQ/年)	-	176	136~138	128~130	121~123	集計中						
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	農業取締法に基づく水産基準の迅速かつ的確な設定により農薬の環境リスクの低減に資することができるため、農業登録保留基準の設定及び設定不要と評価した農薬有効成分数を測定指標として設定した。なお、目標年度は生物多様性国家戦略2012-2020及び環境基本計画において平成32年度までにすべての農薬有効成分について登録保留基準を設定することとしている。		
2	-	565	359	436	466	496	526	556	565			
水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定及び設定不要と評価した農薬数(累計)	-	565	386	413								
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠									
3	100%	-	ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。									
ダイオキシン類に係る環境基準達成率(%)	100%	-										

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額 28年度	関連する 指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度				
(1) 農薬登録保留基準等設定費 (平成17年度)	94 (79)	102 (84)	97 (82)	110	2	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬登録保留基準を設定する農薬について毒性文献データの収集及び評価資料の作成 <p><達成手段の目標(28年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬登録保留基準値設定及び設定不要と評価した農薬の有効成分数累計:466 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬登録保留基準は、農薬の毒性評価に基づき設定するものであり、毒性文献データを収集し最新の知見に基づくことが重要である。 	137
(2) ダイオキシン類総合対策費 (平成12年度)	73 (56)	67 (67)	54 (51)	48	1, 3	<p><達成手段の概要></p> <ol style="list-style-type: none"> ①ダイオキシン類対策特別措置法施行状況、常時監視結果、排出量データのとりまとめ ②ダイオキシン類分析機関の精度管理に係る審査を実施 ③臭素系ダイオキシン類等に関する国際動向把握、情報収集、情報提供等を実施 <p><達成手段の目標(28年度)></p> <ol style="list-style-type: none"> ①ダイオキシンの排出実態等の正確な把握 ②今年度の委員会の活動内容等の情報収集 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ol style="list-style-type: none"> ①排出実態等を把握することで、目標達成に向けた効果的な対策の検討を行うことができる。 ②極微量分析にともなう精度管理が要求されるダイオキシン類分析において分析機関の精度管理水準の維持・向上に寄与する。 ③臭素系ダイオキシン類等の排出可能性がある施設からの排出量、周辺一般環境での汚染状況等を測定・データを蓄積する。 	138
施策の予算額・執行額	167 (135)	169 (151)	151 (133)	158	<p>施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定) 第3部生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画 第6節田園地域・里地里山 1生物多様性保全をより重視した農業生産の推進 ・環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定) 第2部今後の環境政策の具体的な展開 第1章重点分野ごとの環境政策の展開 第9節包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組 		

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-12)

別紙1

施策名	目標3-6 東日本大震災への対応(環境モニタリング調査)				担当部局名	大気環境課 水環境課 海洋環境室 地下水・地盤環境室 環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	瀧口 博明(大気環境課長) 渡邊 康正(水環境課長/地下水・地盤環境室長) 平野 智巳(海洋環境室長)
施策の概要	被災地及び周辺地域の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全		
達成すべき目標	被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。			目標設定の考え方・根拠	総合モニタリング計画 大気汚染防止法	政策評価実施予定時期	平成29年8月	
測定指標	目標	目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報の把握・共有	-	-		政府の総合モニタリング計画等に基づき実施される放射性物質モニタリングやアスベストの濃度調査などにより、被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、それらの情報を国民に提供することは、国民の不安解消と復旧・復興に資する。				
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度				
(1) 環境モニタリング調査(平成23年度)	1159 (965)	869 (790)	788 (677)	751	1	①アスベスト大気濃度モニタリング調査(平成23年度) ②公共用水域放射性物質モニタリング調査等(平成24年度) ③地下水の放射性物質モニタリング調査(平成24年度) ④被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査(平成24年度) <達成手段の概要> ①被災地周辺におけるアスベスト大気濃度の調査 ②放射能汚染が特に懸念される地域(福島県及びその近隣県)の公共用水域における水質、底質、水生生物の放射性物質のモニタリング調査等 ③放射能汚染が特に懸念される地域(福島県及びその近隣県)における地下水の放射性物質濃度のモニタリング調査等 ④東日本大震災の被災海域における海水、海底堆積物の環境基準項目(生活環境項目、健康項目)、有害物質、放射性物質などのモニタリング調査等。 <達成手段の目標(28年度)> ①大気中のアスベスト繊維数濃度が 10 [本/L]以下であった地点の比率の向上 ②公共用水域における放射性物質濃度の把握及び調査結果の公表 ③地下水中の放射性物質濃度の把握及び調査結果の公表 ④被災地海域の水質や有害物質濃度の把握及び調査結果の公表 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ①汚染状況を的確に把握し、情報を広く国民へ提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。また、測定結果をアスベストの飛散・ばく露防止対策にフィードバックすることにより、大気汚染の防止を図り、人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 ②公共用水域の放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を広く国民へ提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。 ③地下水中の放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。 ④被災地海域の有害物質、放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。	環境11-①	
施策の予算額・執行額	1159 (965)	869 (790)	788 (677)	751	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)			

①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化いおう エ. 二酸化窒素 キ. トリクロロエチレン コ. 微小粒子状物質(PM2.5)
 イ. 一酸化炭素 オ. 光化学オキシダント ク. テトラクロロエチレン
 ウ. 浮遊粒子状物質 カ. ベンゼン ケ. ジクロロメタン

②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO₂) ウ. 光化学オキシダント オ. 一酸化炭素(CO)
 イ. 浮遊粒子状物質(SPM) エ. 二酸化いおう(SO₂) カ. 微小粒子状物質(PM2.5)

③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO₂) イ. 浮遊粒子状物質(SPM)

年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	目標年	目標値
①ア	99.6	99.7	99.6	99.7	99.7	99.6	-	100
イ	100	100	100	100	100	100	-	100
ウ	98.8	93.0	69.2	99.7	97.3	99.7	-	100
エ	100	100	100	100	100	100	-	100
オ	0.1	0	0.5	0.4	0.3	0	-	100
カ	99.8	100	99.5	100	99.8	100	-	100
キ	100	100	100	100	100	100	-	100
ク	100	100	100	100	100	100	-	100
ケ	100	100	100	100	100	100	-	100
コ	-	32.4	27.6	43.3	16.1	37.8	-	100
②ア	95.7	97.8	99.5	99.3	99.0	99.5	-	100
イ	99.5	93.0	72.9	99.7	94.7	100	-	100
ウ	0	0	0	0	0	3.6	-	100
エ	100	100	100	100	100	100	-	100
オ	100	100	100	100	100	100	-	100
カ	-	8.3	29.4	33.3	13.3	25.8	-	100
③ア	92.9	95.7	99.1	98.6	98.6	99.1	-	100
イ	100	99.0	75.6	100	92.3	100	-	100

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築					担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室		作成責任者名 (※記入は任意)	循環型社会推進室長		
施策の概要	循環型社会形成推進基本計画等を着実に実行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、3Rイニシアティブに基づいて国際的な循環型社会構築を図る。					政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進					
達成すべき目標	循環型社会形成推進基本計画に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、3Rイニシアティブに基づき国際的に3Rを推進することにより、循環型社会の形成を目指す。					目標設定の考え方・根拠	循環型社会形成推進基本法に基づき、我が国の経済社会を、大量生産・大量消費・大量廃棄型から持続可能な循環型社会へ変革する。		政策評価実施予定時期	平成29年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 資源生産性(GDP/天然資源等投入量)(万円/トン)	25	H12年度	46	H32年度	-	42	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第三次循環型社会形成推進基本計画(H25年5月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。
2 循環利用率(循環利用量/総物質投入量)(%)	10	H12年度	17	H32年度	-	14~15	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第三次循環型社会形成推進基本計画(H25年5月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。
3 廃棄物最終処分量(百万トン)	56	H12年度	17	H32年度	-	23	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第三次循環型社会形成推進基本計画(H25年5月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。
4 焼却設備やリサイクル設備等の輸出額(一般社団法人日本産業機械工業会のごみ処理装置の輸出額を想定)	3,000	H26年度	6,000	H42年度	-	-	-	-	-	-	-	成長戦略(日本再興戦略2016)において、「焼却設備やリサイクル設備等の輸出額を2030年度までに倍増させることを目指す」と記載があるため。
5 廃棄物分野の技術協力をはじめとする各種支援の実施国における、廃棄物関連制度等の整備状況	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
6 アジア太平洋3R推進フォーラムでの議論等を通じて、アジア太平洋各国における3R国家戦略の策定や廃棄物処理の適正な実施を促進することになる、同地域における循環型社会構築に向けた貢献	協力覚書等に基づく協力関係の構築		H31年度		廃棄物分野における我が国の経験、先進的な技術や法制度等をアジアを中心とする発展途上国に移転することは、途上国の持続的な発展に資するとともに、我が国の静脈産業の発展にも寄与する、極めて意義深い政策。特に廃棄物対策が未整備な途上国に対しては廃棄物関連制度の策定支援が重要であり、協力覚書に基づく支援の実施実績が、我が国の貢献に関する指標として適切である。							
7 報告書の公表等を通じた、国際資源パネルの日本を含む世界各国の横断的な課題解決への貢献	アジア太平洋各国における3R推進		毎年度		アジア太平洋3R推進フォーラムは、アジア太平洋地域における3Rに関する最も重要なハイレベル会合の一つとして位置づけられており、会合の成果として採択したハノイ3R宣言(同地域が2023年までに目指すべき目標)に基づく具体的な取り組みのフォローアップ等を通じて、各国における3R関連の事業形成や政策立案の促進や廃棄物管理の制度の構築等に貢献することが求められている。							
	報告書による世界の課題解決への貢献		毎年度		UNEP国際資源パネルは、各国から専門家が参集して、世界規模での持続可能な社会について科学的に討議する国際的に重要な場であり、当パネルの活動成果として報告書の公表等を通じて、世界各国の横断的な課題解決へ貢献することが求められている。							

<p>平成27年G7エルマウ・サミットにおける、各国の資源効率に関する優良事例や教訓等を情報交換することを目的としたG7アライアンスワークショップをG7サミット議長国が開催するという合意に基づき、資源効率に関連するワークショップを議長国たる日本が開催する。また、資源効率性に関する海外動向や国際合意等を踏まえつつ、我が国の資源効率性向上に向けた取組等の国際的な発信や次期循環基本計画の改定に向け、今後の新たな3R・循環型社会の俯瞰的・戦略的な検討を行う。</p>	<p>第4次循環型社会形成推進基本計画策定</p>	<p>H30年度</p>	<p>本年度の議長国として、G7アライアンスワークショップを開催し、我が国の資源効率性向上に向けた取組等を国際的に発信し、国際的な議論においてリーダーシップを発揮していくことが求められている。また、今後の新たな3R・循環型社会の俯瞰的・戦略的な検討を行うことが求められており、平成30年度に策定予定の第4次循環型社会推進室形成推進基本計画にインプットすることが目標として適切である。</p>
---	---------------------------	--------------	---

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度			
<p>循環型社会形成推進等経費 (1) 費 (平成13年度)</p>	<p>141 (154)</p>	<p>125 (148)</p>	<p>125 (142)</p>	<p>116</p>	<p>1,2,3</p>	<p><達成手段の概要> 循環資源の発生状況等を踏まえ、従来からの経年的データに加え、毎年度設定するテーマに対応した新たなデータを収集・分析し、循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会白書を作成し、国会へ提出するほか、英語版の作成等を含め、国内外への情報発信を実施する。 また、循環型社会の形成に向け、循環基本基本計画に規定された物質フロー図のデータ更新、指標及び取組指標の進捗把握・評価、国を含む各主体の取組状況の把握・評価及び課題検討等を行うほか、地域の循環物質に応じた地域循環系の形成促進に向けた検討や地域の実情に応じた補助事業の実施、取組みが遅れているリデュース・リユースの促進に向けた検討等を実施する。 さらに、先進事例に対する大臣表彰と小中学生への意識啓発を目的としたポスターコンクールの表彰を実施する3R推進全国大会の開催及び地方大会の開催のほか、「Re-Style」Webサイト(http://www.re-style.env.go.jp/)による情報発信等による国民への普及啓発を実施する。</p> <p><達成手段の目標(平成28年度)> 循環型社会形成推進法(平成12年法律第110号)第14条に基づき、毎年、循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況並びに政府が循環型社会の形成に関して講じた施策に関する報告(循環型社会白書)を作成し、国会に報告を行う。 また、第三次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月閣議決定)の進捗状況を適切に把握し、かつ、同基本計画全般に係る施策(3R推進全国大会及び地方大会の開催等の3Rの普及啓発活動並びに3Rのうち取組が遅れているリデュース・リユースの促進)を実施することで、循環型社会の形成を推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> リデュース・リユースを重視した3Rによる循環型社会づくりを推進し、広く国民に向けた普及啓発を行うことにより、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の減少に寄与する。</p>	<p>139</p>
<p>我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(国際展開支援)(平成23年度)</p>	<p>434 (307)</p>	<p>446 (406)</p>	<p>340 (330)</p>	<p>270</p>	<p>4</p>	<p><達成手段の概要> 海外展開の計画のある事業について、実現可能性調査、現地関係者との合同ワークショップ、研修等の支援を行う。また、海外の廃棄物処理に関する情報の収集・提供、我が国循環産業・技術の海外への情報発信を行う。これらにより、我が国循環産業の海外展開を促進する。</p> <p><達成手段の目標(28年度)> 先進的な我が国循環産業が、海外において事業展開することを支援し、世界規模で環境負荷を低減し、我が国経済の活性化につなげる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業において、実現可能性調査等の実施により循環産業の海外展開を促進することにより、日本全体の焼却設備やリサイクル設備等の輸出額に資することとなる。</p>	<p>143</p>

<p>(3) アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業 (平成21年度)</p>	<p>71 (63)</p>	<p>66 (48)</p>	<p>64 (64)</p>	<p>42</p>	<p>5</p>	<p><達成手段の概要> アジアにおける循環型社会の構築を温暖化対策にも貢献しつつ実現するため、アジアにおける低炭素・循環型社会の形成に向けた政策立案を支援する。また、世界をリードする我が国の知見・経験を最大限活用し、資源循環に関する情報・知見の整備、3Rの優良取組事例の共有を行う。</p> <p><達成手段の目標(平成28年度)> アジアにおける循環型社会の構築を温暖化対策にも貢献しつつ実現するため、アジアにおける低炭素・循環型社会の形成に向けた政策立案を支援する。また、世界をリードする我が国の知見・経験を最大限活用し、資源循環に関する情報・知見の整備、3Rの優良取組事例の共有を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> アジア各国に対する、廃棄物分野の技術協力をはじめとする各種支援の実施を通して、当該支援対象国の廃棄物関連制度等の整備を促進し、アジアにおける低炭素・循環型社会形成に貢献する。</p>	<p>142</p>
<p>(4) アジア諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金 (平成21年度)</p>	<p>22 (22)</p>	<p>26 (26)</p>	<p>30 (30)</p>	<p>49</p>	<p>6</p>	<p><達成手段の概要> 各国における3R関連の事業形成や政策立案を促進するため、各国間の政策対話の推進や多様な関係者間の協力等を通じてアジア地域の3Rを推進するプラットフォームである「アジア太平洋3R推進フォーラム」を開催するとともに、同地域における廃棄物分野のデータや情報、指標等を整備した「アジア太平洋3R白書」策定等を行うため、実施主体となる国連機関(国連地域開発センター(UNCRD))に対して拠出を行う。</p> <p><達成手段の目標(平成28年度)> 2004年にG8首脳間で合意された「3Rイニシアティブ」や、2009年に設立された「アジア3R推進フォーラム」、及び2005年に開始した「3Rに関する日中韓セミナー」等に基づき、各国政府や各主体との協力、連携を進めること等により、国際社会における3R推進のリーダーシップを発揮するとともに、我が国の循環産業の海外展開促進にも貢献するため、アジアにおける循環型社会づくりのための政策立案支援、政策・技術に関する知見の共有等を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> アジア太平洋3R推進フォーラムの成果として、アジア太平洋地域が2023年までに目指すべき目標を掲げたハノイ3R宣言の採択、同宣言に基づく具体的な取組のフォローアップ、同地域における廃棄物分野のデータ、情報、指標を整備する「アジア太平洋3R白書」策定等を通じて、アジア太平洋各国における3Rや適正な廃棄物管理の制度の構築に貢献する。</p>	<p>141</p>
<p>(5) UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」支援 (平成20年度)</p>	<p>14 (14)</p>	<p>16 (16)</p>	<p>19 (19)</p>	<p>20</p>	<p>7</p>	<p><達成手段の概要> 資源分野における世界の著名な科学者及び専門家による独立したパネルである国連環境計画(UNEP)「持続可能な資源管理に関する国際パネル」(UNEP国際資源パネル)では、天然資源の利用によるライフサイクルにわたる環境影響に関する独立した科学的評価を行うとともに、これらの影響を低減する方法に関する理解の増進のための活動を行っている。このパネルの活動を支持し日本の課題を含め世界規模での課題解決に向けた検討を進めるため、同パネルに対して、参加国として応分の拠出を行う。</p> <p><達成手段の目標(平成28年度)> 持続可能な社会と資源管理のあり方を世界レベルで科学的に検討する場として、国際的に重要な位置づけとなっている国連環境計画(UNEP)「持続可能な資源管理に関する国際パネル」(UNEP国際資源パネル)の事業活動へ参加することにより、世界各地の横断的な課題解決に寄与する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当パネルは、我が国からの拠出を活用した、世界レベルでの持続可能な社会のあり方を各国専門家が科学的に討議する国際的に重要な場であり、日本人研究者が参画することにより、当パネルにおける議論の充実化が図られ、日本を含む世界各国の課題解決に貢献する研究や報告書の作成につながる。</p>	<p>140</p>
<p>(6) 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(ビジネスモデル支援)</p>	<p>206 (189)</p>	<p>212 (135)</p>	<p>160 (134)</p>	<p>104</p>	<p>3</p>	<p><達成手段の概要> 各リサイクル法制度を越えて循環資源の有効利用の展開を図る上では、民間企業の活力・創意工夫を活かした循環型社会ビジネスとしての取組が重要であり、新たな循環型社会ビジネスモデルの形成の促進に向けて、①循環資源の高度利用(水平リサイクル、再生材の高品質・高付加価値化等)・資源回収のためのリサイクル技術の調査・実証を行うとともに、②既存のリサイクル施設を活用した関係事業者等のネットワーク構築による循環資源の安定調達、循環資源やエネルギーの相互融通、リサイクル製品の規格化・安定供給による需要拡大等のための実証事業を実施し、これらのリサイクル技術の実用化・リサイクルシステムの社会実装を図る。</p> <p><達成手段の目標(平成28年度)> 民間企業の活力・創意工夫を活かして、リサイクルの量に着目した取組に加えて、素材の性質に応じてリサイクルの質を向上させるとともに、資源循環のバリュー・チェーン化の取組を通じて、品目や素材の枠にとられないリサイクルを促進することにより、環境負荷の低減(廃棄物の最終処分量の削減等)、及び持続可能な資源活用並びに国内経済の活性化を図り、「環境と経済が好循環する持続可能な循環型社会」を構築することを目指す。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業の目標である一般廃棄物(ごみ)のリサイクル率を引き上げることで、第三次循環型社会形成推進基本計画における最終処分量の減少につながる。</p>	<p>144</p>

G7等国際動向を踏まえた(7)次期循環型社会形成推進基本計画等検討事業	-	-	160	51	8	<p><達成手段の概要> 平成27年G7エルマウ・サミットにおける、各国の資源効率に関する優良事例や教訓等を情報交換することを目的としたG7アライアンスワークショップをG7サミット議長国が開催するという合意に基づき、資源効率に関連するワークショップを議長国たる日本が開催する。また、本年5月にG7富山環境大臣会合で取りまとめられた「富山物質循環フレームワーク」を含め、資源効率性に関する海外動向や国際合意等を踏まえつつ、我が国の資源効率性向上に向けた取組等の国際的な発信や次期循環型社会形成推進基本計画（以下、「次期循環基本計画」という。平成30年度改定予定。）の改定に向け、今後の新たな3R・循環型社会の俯瞰的・戦略的な検討を行う。具体的には、国際的な目標・指標の動向を踏まえた我が国としての目標・指標の設定、循環型社会形成のための政策パッケージや3R・循環型社会の中長期的な方向性の検討、中長期的な方向性の検討に向けた資源循環における経済的側面の分析、及び再生資源利用・環境配慮設計等の事業者による3R活動の評価手法の開発を行う。</p> <p><達成手段の目標（平成28年度）> 平成27年G7エルマウ・サミットにおける首脳宣言に資源効率に関する取組が盛り込まれ、本年5月にはG7伊勢志摩サミット首脳宣言でも言及された「富山物質循環フレームワーク」が取りまとめられており、こうした国際的な3Rや資源循環対策に係る動向を踏まえつつ、俯瞰的・長期的な視点から、新たな3R・循環型社会の検討を進め、平成28年の我が国で開催されるG7サミットや次期循環基本計画にインプットしていくとともに、我が国の3Rの取組について世界に発信し、国際的な資源循環の議論をリードする。</p> <p><施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> 本事業では、本事業で開催する資源効率に関連するワークショップでの議論を踏まえながら次期循環基本計画に盛り込むべき要素を検討し、その成果が次期循環基本計画に盛り込まれることとなる。</p>	新28-0025
-------------------------------------	---	---	-----	----	---	--	----------

施策の予算額・執行額	888 (749)	891 (779)	738 (719)	652	施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次循環型社会形成推進基本計画 ・インフラ輸出戦略（平成26年度改訂版）（平成26年6月3日） 第2章4.（4）2ポツ目 p24 第3章 1 国別取組 7ポツ目 p30 第3章 4 大洋州 現在の取組状況 1ポツ目 p34 ・日本再興戦略2016（平成28年6月2日） 第2 I 10.（2）vii）②制度・運営・技術協力をパッケージにした循環産業の国際展開の推進 p.139
------------	--------------	--------------	--------------	-----	-------------------------------	--

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-14)

別紙1

施策名	4-2 各種リサイクル法等の円滑な施行によるリサイクル等の推進							担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 リサイクル推進室		作成責任者名 (※記入は任意)	リサイクル推進室長
施策の概要	各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。							政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進			
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。					目標設定の考え方・根拠	各リサイクル法、施行令、省令、施行規則、基本方針		政策評価実施予定時期	平成28年6月		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量(千トン)	-	-			「別紙のとおり」						第7期市町村分別収集計画(平成26年)における分別収集見込量に基づき設定	
2 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率(%)	-	-			「別紙のとおり」						特定家庭用機器再商品化法基本方針に基づき設定	
3 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%)	-	-			「別紙のとおり」						食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(平成27年7月策定)に基づき設定	
4 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材、%)	-	-			「別紙のとおり」						「建設リサイクル推進計画2014」に基づき設定 (特定建設資材の再資源化等実施率のうち、建設発生木材について「建設リサイクル推進計画2014」の目標値を達成していないため)	
5 資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池の自主回収・再資源化率(%)	-	-			「別紙のとおり」						パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令、及び密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者の使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令に基づき設定	
6 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(ASR)及びガス発生器(エアバッグ類:AB)の再資源化率(%)	-	-			「別紙のとおり」						使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則に基づき設定	
7 小型家電リサイクル法における使用済電気電子機器等の回収量[万トン]	-	-			「別紙のとおり」						使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針に基づき設定	
8 エコタウン等において実施したモデル事業の実装事業数(累計)	-	-			「別紙のとおり」						リサイクル製品の規格化・安定供給による需要拡大等のための実証事業を支援することによって得られる波及効果等の効果を、より直接的に評価するための指標を設定。	
9 容器包装リサイクル法に基づき再商品化されたもののうちペットボトルへ再商品化された割合(ペットボトル)	-	-			「別紙のとおり」						容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針に基づき設定	
10 ペットボトルの国内再商品化率(国内再資源化量/指定ペットボトル販売量)	-	-			「別紙のとおり」						容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針に基づき設定	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度			
(1) 容器包装リサイクル推進 事業費(平成18年度)	54 (52)	61 (64)	90 (79)	80 (-)	1	<p><達成手段の概要> 容器包装リサイクル法の円滑な運用や高度化のために必要な調査検討、普及啓発等を行う。</p> <p><達成手段の目標(28年度)> 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量を増加させる。</p> <p><施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 容器包装リサイクル法の適正な運用を通じて市町村の適切な事務の遂行・住民の参加意識の向上等を促進することにより、分別収集量の増加に寄与する。</p>	145
(2) 家電リサイクル推進事業 費(平成19年度)	14 (32)	36 (40)	39 (40)	37 (-)	2	<p><達成手段の概要> 家電リサイクル法の高度化及び適正な施行に資する調査検討等を行う。</p> <p><達成手段の目標(28年度)> 特定家庭用機器の回収率を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 家電リサイクル法の高度化および適正施行を推進することで、特定家庭用機器の回収率の向上に寄与する。</p>	146
(3) 資源の有効利用促進に係る 適正化事業費(平成19 年度)	2 (2)	2 (2)	2 (△2)	2 (-)	3	<p><達成手段の概要> 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品の回収率・再資源化率の更なる向上等のための調査検討等を行う。</p> <p><達成手段の目標(28年度)> パソコン及び小型二次電池の自主回収・再資源化率を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 指定再資源化製品に関する法の施行状況の把握及び製造事業者等による適正な回収・リサイクルの確保等により、再資源化率の向上に寄与する。</p>	146
(4) 食品リサイクル推進事業 費(平成19年度)	9 (7)	9 (9)	31 (67)	35 (-)	4	<p><達成手段の概要> 食品リサイクル法の円滑な施行のための調査検討や、食品ロス削減や食品リサイクルループ形成を促進するための事業を行う。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> 食品循環資源の再生利用等実施率を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 食品リサイクル法の円滑な施行を図り、また、食品ロス削減や食品リサイクルループ形成を促進することにより、再生利用等実施率の向上に寄与する。</p>	147
(5) 建設事リサイクル推進事 業費(平成19年度)	4 (3)	3 (5)	3 (5)	3 (-)	5	<p><達成手段の概要> 適切な分別解体による再資源化方策の検討を行う。</p> <p><達成手段の目標(28年度)> 特定建設資材の再資源化等率を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 建設リサイクル法の円滑な施行を図ることにより、特定建設資材の再資源化等の実施率の向上に寄与する。</p>	148
(6) 自動車リサイクル推進事 業費(平成22年度)	7 (6)	16 (27)	21 (28)	23 (-)	6	<p><達成手段の概要> 自動車リサイクル法の円滑な施行や高度化を図るための調査検討等を行う。</p> <p><達成手段の目標(28年度)> 自動車破砕残さやガス発生器の再資源化率を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自動車リサイクル法の円滑な施行及び高度化を図り、再資源化率の向上に寄与する。</p>	149
(7) レアメタル等を含む使用済 小型電気電子機器リサイ クル推進事業費(平成25年 度)	950 (810)	801 (826)	300 (641)	182 (-)	7	<p><達成手段の概要> 小型家電リサイクル法の施行を受けて、使用済小型電子機器等の回収等を行う実証事業等を実施する。</p> <p><達成手段の目標(28年度)> 使用済小型電子機器等の回収量を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 小型家電リサイクル法の円滑な施行を図り、回収量の向上に寄与する。</p>	150

<p>(8) 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(ビジネスモデル支援)</p>	<p>206 (189)</p>	<p>212 (135)</p>	<p>160 (134)</p>	<p>104 (-)</p>	<p>8,9,10</p> <p><達成手段の概要> 各リサイクル法制度を越えて循環資源の有効利用の展開を図る上では、民間企業の活力・創意工夫を活かした循環型社会ビジネスとしての取組が重要であり、新たな循環型社会ビジネスモデルの形成の促進に向けて、①循環資源の高度利用(水平リサイクル、再生材の高品質・高付加価値化等)・資源回収のためのリサイクル技術の調査・実証を行うとともに、②既存のリサイクル施設を活用した関係事業者等のネットワーク構築による循環資源の安定調達、循環資源やエネルギーの相互融通、リサイクル製品の規格化・安定供給による需要拡大等のための実証事業を実施し、これらのリサイクル技術の実用化・リサイクルシステムの社会実装を図る。</p> <p><達成手段の目標(平成28年度)> 民間企業の活力・創意工夫を活かして、リサイクルの量に着目した取組に加えて、素材の性質に応じてリサイクルの質を向上させるとともに、資源循環のバリュー・チェーン化の取組を通じて、品目や素材の枠にとらわれないリサイクルを促進することにより、環境負荷の低減(廃棄物の最終処分量の削減等)、及び持続可能な資源活用並びに国内経済の活性化を図り、「環境と経済が好循環する持続可能な循環型社会」を構築することを目指す。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業の目標である一般廃棄物(ごみ)のリサイクル率を引き上げることで、第三次循環型社会形成推進基本計画における最終処分量の減少につながる。</p>	<p>144</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>1,246 (1,101)</p>	<p>924 (1,140)</p>	<p>646 (994)</p>	<p>466</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p> <p>○日本再興戦略2016 第2具体的な施策 10. 環境・エネルギー制約の克服と投資拡大(レアメタル等を含む使用済小型電気電子機器リサイクル推進事業費) ○経済財政運営と改革の基本方針2016 ~600兆円経済への道筋~ 第2章 成長と分配の好循環の実現 5. 安全・安心な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保(食品リサイクル推進事業費)</p>	

指標

測定指標		指標								目標年度	目標値	
1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千ト] ア. ガラス製容器 イ. 紙製容器包装 ウ. ペットボトル エ. プラスチック製容器包装 2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率[%] 3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%] ア. 食品製造業 イ. 食品卸売業 ウ. 食品小売業 エ. 外食産業 4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材:%) 5. 資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率[%] (※処理された廃棄物の重量に対する再資源化量の割合) ア. デスクトップパソコン イ. ノートブックパソコン ウ. ブラウン管式表示装置 エ. 液晶式表示装置 オ. ニカド電池 カ. ニッケル水素電池 キ. リチウムイオン電池 ク. 小形制御弁式鉛蓄電池 6. 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%] ア. 自動車破砕残さ(シュレッダーダスト) イ. ガス発生器(エアバッグ類) 7. 小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万ト] 8. エコタウン等において実施したモデル事業の実装事業数(累計) 9. 容器包装リサイクル法に基づき再商品化されたもののうちペットボトルへ再商品化された割合(ペットボトル) 10. ペットボトルの国内再商品化率(国内再資源化量/指定ペットボトル販売量)		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	目標年度	目標値		
		指標1	ア	814 786	810 798	807 782	781 調査中	779	777	775	30年度	775 (計画値)
			イ	130 89	133 90	132 82	136 調査中	136	138	139		139 (計画値)
			ウ	305 299	306 302	305 292	305 調査中	306	306	308		308 (計画値)
			エ	818 727	846 734	759 731	763 調査中	770	774	775		775 (計画値)
		指標2	-	- 49	- 53.1	- 調査中	-	-	-	56	30年度	56
		指標3	ア	85 95	85 95	85 95	95 調査中	95	95	95	平成27年度～平成31年度	95
			イ	70 58	70 58	70 57	70 調査中	70	70	70		70
			ウ	45 45	45 45	45 46	55 調査中	55	55	55		55
			エ	40 24	40 25	40 24	50 調査中	50	50	50		50
指標4	-	- 89.4	- 94.4	- 調査中	-	-	-	95	30年度	95		
指標5	ア	50 77.8	50 78.4	50 76.6	50 調査中	50	50	50	各年度	50		
	イ	20 59.4	20 59.3	20 60.4	20 調査中	20	20	20		20		
	ウ	55 71.6	55 70.9	55 71.6	55 調査中	55	55	55		55		
	エ	55 72.6	55 74.3	55 74.4	55 調査中	55	55	55		55		
	オ	60 72.6	60 72.2	60 71.1	60 調査中	60	60	60		60		
	カ	55 76.6	55 76.6	55 76.6	55 調査中	55	55	55		55		
	キ	30 61.1	30 60.5	30 57.9	30 調査中	30	30	30		30		
	ク	50 50	50 50	50 50	50 調査中	50	50	50		50		
指標6	ア	50 93～96.8	50 96.0～97.7	50 -	70 調査中	70	70	70	各年度	50(～26年度) 70(27年度～)		
	イ	85 93.3～94.8	85 93.7～94.6	85 -	85 調査中	85	85	85		85		
指標7	-	- 2.40	- 5.05	14 調査中	-	-	-	-	27年度	14		
指標8	-	- 1	- 2	3 2	4	5	6	-	32年度	8		
指標9	-	- 8.2	13 11.2	15 12.9	16 調査中	-	-	-	32年度	30		
指標10	-	- 43.6	- 44.6	- 47.6	調査中	-	-	-	32年度	70		

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-15)

別紙1

施策名	目標4-3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)				担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課		作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物対策課長			
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。				政策体系上の位置付け	4.廃棄物・リサイクル対策の推進						
達成すべき目標	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。				目標設定の考え方・根拠	廃棄物処理施設整備計画等			政策評価実施予定時期	平成29年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 (1)一般廃棄物の排出量(百万トン)	55	H12年度	41	H32年度	-	-	-	-	-	-	-	第三次循環型社会形成推進基本計画
1 (2)一般廃棄物の排出量(kg/人)	433	H12年度	325	H32年度	-	-	-	-	-	-	-	第三次循環型社会形成推進基本計画
2 一般廃棄物のリサイクル率(%)	21	H24年度	27	H32年度	-	-	-	-	-	-	-	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する背景の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
3 (1)一般廃棄物の最終処分量(百万トン)	4.7	H24年度	4.0	H32年度	-	-	-	5.0	-	-	-	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する背景の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
3 (2)一般廃棄物の最終処分量(kg/人)	36	H24年度	31	H32年度	-	-	-	39	-	-	-	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する背景の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
4 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ/年)	33	H22年度	33	当面の間	-	-	-	-	-	-	-	我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				関連する指標	達成手段の概要等						平成28年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度								
循環型社会形成推進交付金(公 (1)共) (平成17年度)	66,905 (65,706)	92,356 (89,626)	69,187 (67,864)	36,470	1.2.3	<達成手段の概要> ・市町村等が広域的な地域について作成する循環型社会形成推進地域計画に基づき実施される事業の費用に交付金を交付する。 ・効率的かつ的確な施設整備事業の実施のため必要な調査を実施する。 ・東日本大震災等に起因する電力不足への対応や今後の防災体制の強化等の観点から、高効率エネルギー回収及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する施設整備を促進する。 <達成手段の目標> 市町村等の自主性と創意工夫を活かした総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援することにより、地域における循環型社会の形成を推進する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理の推進						154

<p>廃棄物処理等に係る情報提供経費等 (平成10年度)</p>	<p>12 (29)</p>	<p>15 (13)</p>	<p>15 (14)</p>	<p>15</p>	<p>1,2,3,4</p>	<p>■廃棄物処理等に係る情報提供経費 <達成手段の概要> ・廃棄物処理業関係PRTR届出データ取りまとめ・支援システムの改善 ・廃棄物処理技術等情報提供システムの改善 ・廃棄物処理施設入札・契約適正化システム管理運営 <達成手段の目標> 循環型社会構築の促進・普及啓発等 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等の推進 ■ダイオキシン類削減対策総合推進費 <達成手段の概要> ・ダイオキシン類排出実態調査 ・一般廃棄物処理施設の技術管理者に対する講習会 <達成手段の目標> ダイオキシン類による環境汚染の防止又はその除去のための施設の設置又は改善 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の適正処理の推進</p>	<p>151</p>
<p>(3) 災害等廃棄物処理事業費補助金 (昭和49年度)</p>	<p>89,785 (59,791)</p>	<p>3,894 (3,733)</p>	<p>3,939 (3,348)</p>	<p>200</p>	<p>-</p>	<p><達成手段の概要> 市町村が実施した災害廃棄物及び漂着ごみの収集・運搬・処分に係る事業に対し補助を行う。 <達成手段の目標> 災害等により発生した廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、地域住民の生活環境の保全を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の適正処理の推進</p>	<p>152</p>
<p>(4) 廃棄物処理施設災害復旧事業 (平成23年度)</p>	<p>85 (48)</p>	<p>65 (47)</p>	<p>525 (230)</p>	<p>30</p>	<p>-</p>	<p><達成手段の概要> 市町村が実施した災害により被災した一般廃棄物処理施設の復旧に係る事業に対し補助を行う。 <達成手段の目標> 災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設を復旧させることで、廃棄物処理体制の回復を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の適正処理の推進</p>	<p>155</p>
<p>(5) 廃棄物処理施設整備費補助 (平成12年度)</p>	<p>12,294 (12,288)</p>	<p>5,373 (5,334)</p>	<p>4,555 (4,649)</p>	<p>2,352</p>	<p>-</p>	<p><達成手段の概要> ・産業廃棄物の処理施設の円滑な整備を推進するため、廃棄物処理センター等による産業廃棄物のモデル的な処理施設の整備を行うもの。 ・廃棄物処理センターによる廃棄物処理施設整備に係る基礎調査を実施するもの。 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社が行うPCB廃棄物処理のための拠点的広域処理施設の整備に対し事業費の一部を補助する。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備事業を行うもの。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・公共関与による産業廃棄物処理施設整備を促進することにより、廃棄物の適正な処理を行う施設を確保 ・本調査により、施設の基本構想の策定を支援することにより、廃棄物処理センターによる適正な処理を図る。 ・拠点的広域処理施設の経年劣化を考慮し、長期設備保全計画の策定とこれに基づく設備の点検・補修・更新を行う。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備により、廃棄物の適正な処理を行う施設を確保</p>	<p>153</p>
<p>(6) 東京オリンピックを契機とした一般廃棄物の統一分別ラベル導入検討事業 (平成27年度)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>30 (21)</p>	<p>18</p>	<p>1,2,3</p>	<p><達成手段の概要> ・これまでに国内外で開催された国際的イベント及び開催地、公共施設等を対象として、ごみ排出の実態を調査するとともに、それぞれのごみ分別ルールについて情報収集を行い、その課題や対応についての整理し、今後の方向性を検討するもの。 ・東京都や関係自治体、民間事業者等と連携し、ごみの分別ラベルの認知度向上及び普及について検討するもの。 ・上記により一度に大量に発生する廃棄物の減量化及び再資源化を推進するもの。 <達成手段の目標> ・東京オリンピックを契機に、東京都市圏(大会エリア)において、空港や駅等の公共施設に一般廃棄物の統一分別ラベル等の導入を目指し、廃棄物を排出する者にとって分かりやすい仕組みを導入する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等の推進</p>	<p>157</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>169,081 (137,862)</p>	<p>101,703 (98,753)</p>	<p>78,251 (76,126)</p>	<p>39,085</p>	<p>施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) ・第三次循環型社会形成推進基本計画 ・廃棄物処理施設整備計画 ・国土強靱化基本計画</p>		

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-16)

別紙1

施策名	目標4-4産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)				担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課		作成責任者名 (※記入は任意)	産業廃棄物課長			
施策の概要	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。				政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進						
達成すべき目標	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。				目標設定の考え方・根拠	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・関係法令等			政策評価実施予定時期	平成29年8月		
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1 産業廃棄物の排出量(百万トン)	379	H24年度	390	32年度	-	-	-	423	-	-	-	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
2 産業廃棄物のリサイクル率(%)	55	H24年度	56	32年度	-	-	-	53	-	-	-	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
3 産業廃棄物の最終処分量(百万トン)	13	H24年度	12	32年度	-	-	-	18	-	-	-	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
4 PCB廃棄物(トランス類・コンデンサ類)の処理(台)	-	-	347,000	37年度	-	-	-	-	-	-	-	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、PCB廃棄物処理基本計画に沿って平成37年度までにPCB廃棄物を全量処理する
5 PCB廃棄物(安定器・汚染物)の処理(t)	-	-	11,000	37年度	-	-	-	-	-	-	-	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、PCB廃棄物処理基本計画に沿って平成37年度までにPCB廃棄物を全量処理する
6 電子マニフェストの普及率(%)	-	-	50	28年度	-	-	-	-	50	-	-	第三次循環型社会形成推進基本計画
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 廃棄物処理施設整備費補助(平成12年度)	12,294 (12,288)	5,373 (5,334)	4,746 (4,649)	4,352	4	<達成手段の概要> ・産業廃棄物の処理施設の円滑な整備を推進するため、廃棄物処理センター等による産業廃棄物のモデル的な処理施設の整備を行うもの。 ・廃棄物処理センターによる廃棄物処理施設整備に係る基礎調査を実施するもの。 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社が行うPCB廃棄物処理のための拠点的広域処理施設の整備に対し事業費の一部を補助する。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備事業を行うもの。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・公共関与による産業廃棄物処理施設整備を促進することにより、廃棄物の適正な処理を行う施設を確保。 ・本調査により、施設の基本構想の策定を支援することにより、廃棄物処理センターによる適正な処理を図る。 ・拠点的広域処理施設の経年劣化を考慮し、長期設備保全計画の策定とこれに基づく設備の点検・補修・更新を行う。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備により、廃棄物の適正な処理を行う施設を確保。					153 【再掲】	
(2) 廃棄物処理システム開発費(平成13年度)	14 (5)	10 (12)	85 (60)	12	1,2,3	<達成手段の概要> ・国による統一番号付与及び自治体の許可情報等を共有する活用基盤として適正かつ効率的な運用に必要な保守、更改等の拡充整備を行う。 <達成手段の目標> ・国及び自治体事務の効率化及び適正な行政処分の実施。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・処理業者による適正処理の確保・推進。					158	

(3)	廃棄物処分基準等設定費 (平成4年度)	55 (60)	117 (118)	131 (116)	124	3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存産業廃棄物処理施設等に係る維持管理等の実態調査を実施。 ・産業廃棄物処理施設における処理基準等の調査検討業務を実施。 ・有害廃棄物の適正処理方針に係る調査検討を実施。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理施設周辺の大気・水質等の定点調査を実施し、周辺環境への影響が生じていないことを確認。 ・調査検討の結果を踏まえ、必要に応じて産業廃棄物の処理に係る各種基準を見直す。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理施設周辺の生活環境の保全。 ・産業廃棄物の適正な処理の確保。 	159
(4)	産業廃棄物等処理対策推進費 (平成2年度)	16 (6)	13 (17)	13 (13)	13	1,2,3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の排出実態を調査。 ・産業廃棄物の検定方法の改正について検討を行う。 ・環境大臣認定制度(広域、再生利用、無害化処理)の現地調査。 ・大臣認定対象外の廃棄物で今後対象とすることが有効であると考えられる廃棄物の再生利用を行う者及び再生利用の用に供する施設の調査、検討。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の排出・処理状況のとりまとめ。 ・産業廃棄物の検定方法の改正等について検討を行う。 ・大臣認定事業者等の認定基準の適合を担保。 ・大臣認定対象外の廃棄物で今後対象とすることが有効であると考えられる廃棄物の認定基準の策定。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな目標設定や公共関与による効果的な施設整備の実施にあたっての基礎資料作成へ寄与。 ・産業廃棄物の検定方法について、現状に則した見直しを行うための基礎資料作成へ寄与。 ・大臣の認定制度において、効率的な廃棄物の適正処理を確保。 ・再生利用認定制度の対象の拡充等を図ることにより、循環型社会推進形成推進基本計画に掲げる再生利用量の目標の達成に寄与。 	160
(5)	産業廃棄物適正処理推進費 (平成10年度)	59 (42)	29 (24)	27 (32)	27	1,3	<p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等に対する技術的支援により不法投棄等の拡大防止や支障の除去等の徹底を図る。 ・各地域における不法投棄等の実態を把握することにより、産業廃棄物の不法投棄等対策に係る政策形成を図る。 ・不法投棄等を早期発見・早期対応できる体制を整備することにより未然防止・拡大防止を図るほか、地方環境事務所を核とした関係機関によるネットワークの強化を図る。 <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等に対して不法投棄等の行為者等への責任追及や支障除去等の手法に関する助言等を行う専門家チームを現地へ派遣するなど、不法投棄等事案に係る支障除去等対策の円滑かつ適正な実施を支援するとともに、担当職員の見直し等について資質向上を図る。 ・都道府県等における不法投棄等の残存事案の実態調査等を行う。 ・全国ごみ不法投棄監視ウィーク等を契機として国の関係機関、都道府県等、市民等が連携した合同の監視パトロールや啓発普及活動等を行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現を推進。</p>	169 【再掲】
(6)	産業廃棄物処理業優良化推進事業費 (平成22年度)	4 (2)	4 (2)	4 (3)	4	1,2,3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士等暴力団排除の専門家を講師に招き、産廃業者、自治体等に対する講習会を開催、また資料の配布等により、積極的な啓発活動を行う。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団の徹底的な排除による健全な産廃処理業界の構築。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理業者による適正処理の確保・推進。 	161
(7)	ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業 (平成16年度)	50 (50)	44 (44)	40 (45)	100	6	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストシステムの機能強化及び電子マニフェストの普及のための説明会等を実施する。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストの普及を促進する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストの普及に伴い、排出事業者・処理業者の情報管理の合理化、廃棄物処理システムの透明化、都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化が推進され、以て不法投棄事案の減少を図ることが可能となるもの。 	162

(8)	石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業 (平成19年度)	6 (8)	6 (5)	6 (5)	6	3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 石綿含有廃棄物等の処理について、高度な無害化技術を有する事業者を国が認定する。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 高度な技術を有する認定事業者数の増を図る。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 石綿含有廃棄物等の適正かつ円滑な処理を実現する。 	163
(9)	PCB廃棄物適正処理対策推進事業 (平成13年度)	146 (207)	133 (126)	166 (164)	327	4	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 処理困難なPCB廃棄物の適正処理や、低濃度PCB廃棄物、PCB汚染物に関する適正な処理を推進するため、技術的な観点から調査を行う。 地方自治体による使用中機器及び未届機器の掘り起こし調査の支援を行う。 PCB特別措置法に基づく全国のPCB廃棄物の保管等の状況に関する適切な把握等により、PCB廃棄物の円滑かつ確実な処理の推進のための情報としての活用を図る。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 実証試験評価数:8(PCB廃棄物(高圧トランス等)全体累積処理台数:347,000台(平成37年度)) <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 多種多様なPCB廃棄物の適正処理の確保を図る。 	164
(10)	PCB廃棄物対策推進費補助金 (平成13年度)	1,500 (1,500)	6,900 (6,900)	1700 (1700)	4,200	4	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 処理費用負担能力の小さい中小企業者等のPCB廃棄物処理に係る費用負担を軽減するための助成を行う。 中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対し、PCB処理設備のPCB除去及び原状回復のための費用を出資する。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 中小事業者に対する助成額の合計:約30億円(PCB廃棄物(高圧トランス等)全体累積処理台数:347,000台(平成37年度)) <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業者等が保有するPCB廃棄物の適正な処理を確保する。 	165
(11)	水俣条約に基づく水銀廃棄物の環境上適正な管理推進事業 (平成26年度)	-	50 (62)	140 (123)	155	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 水銀使用廃製品等からの水銀回収スキームの調査検討、金属水銀の安定化・固型化技術の調査研究、廃金属水銀の長期的な管理体制の調査検討等を実施し、水銀廃棄物の環境上適正な処理方法や最終処分基準の方向性について検討を行う。また、途上国の水銀廃棄物の環境上適正な管理の能力向上を図る。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 金属水銀はこれまで有価物として取引されてきたが、水銀に関する水俣条約の発効により、水銀の使用用途が制限され、余剰となった金属水銀及び水銀含有物が廃棄物として処分される事態が想定される。このため、これらの水銀廃棄物の処理方針について検討を行い、国内外における環境上適正な水銀廃棄物の処理体制を確保する施策を推進する必要がある。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現を推進。 	166
(12)	廃棄物の適正処理の更なる推進に向けた廃棄物処理法の点検 (平成27年度)	-	-	8 (7)	4	1,2,3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 上述の平成22年度廃棄物処理法改正で策定された排出事業者責任等に係る施行状況の点検・評価を行い、廃棄物処理法等の制度全般の点検を行うための調査・検討を行う。また、産業廃棄物処理施設の維持管理や技術上の基準等を調査し、必要に応じて検討会にて基準等の検討を行う。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成22年)の施行後5年を迎えるため、廃棄物処理法の施行状況や産業廃棄物処理施設等の維持管理等の実態を調査し、廃棄物の処理を巡る処理技術や社会情勢の変化に即した法制度の整備を行うことにより、生活環境への影響を未然に防止する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等に向けた制度の構築に寄与する。 	167
(13)	産業廃棄物処理業のグリーン成長・地域魅力創出促進支援事業 (平成27年度)	-	-	125 (116)	100	2,3	<p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理業がグリーン成長、地域の魅力を創出する産業へと変革していくことを支援する。 <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理業がグリーン成長、地域の魅力を創出する産業へと変革していくことを支援するため、産業廃棄物ビジネスの振興、業界の優良化、高付加価値型環境産業への転換促進、海外展開の推進及び地域社会に貢献できる産業への転換支援、担い手確保・技術労働者支援などを行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理業のグリーン成長を通じた産業廃棄物処理体制の維持・向上による、産業廃棄物のリサイクル率の向上及び最終処分量の減少。 	168
施策の予算額・執行額		14,274 (14,260)	1,2736 (12,686)	7,190 (7,034)	9,424	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		・第三次循環型社会形成推進基本計画

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標4-5 廃棄物の不法投棄の防止等				担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	作成責任者名 (※記入は任意)	産業廃棄物課長				
施策の概要	・廃棄物の処理に伴い環境保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去の推進 ・爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理の推進 ・特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制の推進				政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進						
達成すべき目標	・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現 ・有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現 ・廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現				目標設定の考え方・根拠	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法 ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律	政策評価実施予定時期	平成29年8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数(件)	90	平成26年度	50	平成32年度	-	115	102	91	81	72	63	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄等の拡大防止対策や支障の除去等を推進しているため。目標値については、26年度時点で前倒して目標を達成したことから、更に高い目標を設定(平成32年度:100件→50件)。
2 特定支障除去等事業の件数(件)	-	-	0	平成34年度	10	13	13	13	13	13	11	産廃特措法に基づく特定支障除去等事業の各計画期間に基づき設定。
3 産業廃棄物の不法投棄の新規発生件数(件)	187	平成24年度	150	平成32年度	150	150	150	150	150	150	150	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄等の未然防止対策を推進しているため。目標値については、24年度時点の減少傾向を踏まえ設定。
4 ハーセル条約締約国会議で採択される、拠出プロジェクト関連のガイドライン等数(件)	-	-	4	平成32年度	-	-	0	1	-	-	-	締約国等が各国の規制等の重要な指針とする各種ガイドラインに、我が国の経験や知見を適切に盛り込むことで、先進国としての責務を果たすことにつながるため。目標値は、近年の締約国会議での成果を踏まえ、最大水準に設定。
5 ハーセル条約違反の輸出について我が国が輸入国から通報を受領した件数(件)	9	平成26年度	4	平成29年度	-	-	-	8	6	4	-	当該通報件数は、事業者への制度に係る普及啓発や水際対策の効果を測る指標となるため。目標値は、所要の措置に必要な期間を勘案し、直近実績(平成26年度、9件)を基準値とした上で、当面半減を目標にしたもの。
6 クリアランス物のトレーサビリティが確保できていない事案(件)	-	-	0	平成32年度	0	0	0	0	0	0	0	クリアランス物が適正に取り扱われるためには、そのトレーサビリティを確保することが必要不可欠であるため、全てのクリアランス物に関しトレーサビリティを確保することを目標として設定した。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等						平成28年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 産業廃棄物適正処理推進費(平成10年度)	59 (42)	29 (24)	27 (32)	27	1, 3	<達成手段の目標> ・都道府県等に対する技術的支援により不法投棄等の拡大防止や支障の除去等の徹底を図る。 ・各地域における不法投棄等の実態を把握することにより、産業廃棄物の不法投棄等対策に係る政策形成を図る。 ・不法投棄等を早期発見・早期対応できる体制を整備することにより未然防止・拡大防止を図るほか、地方環境事務所を核とした関係機関によるネットワークの強化を図る。 <達成手段の概要> ・都道府県等に対して不法投棄等の行為者等への責任追及や支障除去等の手法に関する助言等を行う専門家チームを現地へ派遣するなど、不法投棄等事案に係る支障除去等対策の円滑かつ適正な実施を支援するとともに、担当職員の現場対応等について資質向上を図る。 ・都道府県等における不法投棄等の残存事案の実態調査等を行う。 ・全国ごみ不法投棄監視ウィーク等を契機として国の関係機関、都道府県等、市民等が連携した合同の監視パトロールや啓発普及活動等を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会を実現						0169

<p>有害廃棄物等の環境上適 (2) 正な管理事業等拠出金 (平成18年度)</p>	<p>30 (30)</p>	<p>35 (35)</p>	<p>40 (40)</p>	<p>39</p>	<p>4</p>	<p><達成手段の目標> ・バーゼル条約実施上重要性の高い国際的なガイドライン等の作成に関する活動について支援を行う。 ・アジア地域におけるワークショップの開催について支援を行うなど、国際社会における我が国の信頼強化やプレゼンスの拡大につながることにつながるよう、有害廃棄物等の越境移動に関する環境上適正な管理に貢献する。 <達成手段の概要> ・有害廃棄物等の環境上適正な管理促進に関する活動のうち、バーゼル条約締約国会議(GOP)で議論されている国際的なガイドライン等に係る議論等に関連するものであって、我が国のバーゼル条約実施上重要性の高い活動について、引き続き支援を行う。 ・また、我が国が主体となって行ってきた有害廃棄物等の不法輸出入防止に関する事業に関して、ワークショップの開催経費等の支援等を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 廃棄物等の不適正な越境移動の防止を実現</p>	<p>0170</p>
<p>(3) クリアランス物管理システム運用費(平成18年度)</p>	<p>2 (2)</p>	<p>3 (4)</p>	<p>19 (8)</p>	<p>2</p>	<p>6</p>	<p><達成手段の目標> クリアランス制度(核燃料物質によって汚染された物のうち、放射能濃度が国の定める基準値以下であるものを、有価物と同様に資源として有効に再利用、あるいは一般の産業廃棄物として適正な処分を行うことを可能とする制度)の導入にあたり、本制度の厳格な運用を行うとともに、万一の事態にも対応できるようクリアランスされた廃棄物(放射能濃度が国の定める基準値以下であることを確認されたもの)等のトレーサビリティ(履歴、所在地等が追跡できること)を確保することを目的とする。 <達成手段の概要> 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に基づき排出されるクリアランス物のトレーサビリティを確保するための管理システムを運用等するとともに、地方環境事務所による立入検査の実施及びそれに伴う知識の習得、放射線測定機器の点検整備を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 有害物質等を含む廃棄物の適正管理を実現</p>	<p>0171</p>
<p>(4) バーゼル条約実施等経費(平成8年度)</p>	<p>46 (44)</p>	<p>47 (45)</p>	<p>50 (37)</p>	<p>73</p>	<p>5</p>	<p><達成手段の目標> 国内外のバーゼル条約の実施体制を強化し、有害廃棄物等の不法輸出入の防止及び環境上適正な管理を推進する。このため、バーゼル条約に基づく国内法を厳格に運用するとともに、国際資源循環に資する環境上適正な有害廃棄物等の輸出入管理方を展開する。 <達成手段の概要> バーゼル条約に基づく、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)を厳格に施行するため、輸出入事業者等への法規制に関する周知徹底を行うとともに、アジア各国等との情報交換や連携強化を図るため、有害廃棄物等の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを開催する等、バーゼル条約の適切な運用に関する取組を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 廃棄物等の不適正な越境移動の防止を実現</p>	<p>0172</p>
<p>(5) 産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金(平成10年度)</p>	<p>3,808 (3,779)</p>	<p>3,230 (2,993)</p>	<p>2,604 (2,453)</p>	<p>300</p>	<p>2</p>	<p><達成手段の目標> 不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障等の除去を促進するため、都道府県等が行政代執行で実施する支障除去等事業を推進する。 <達成手段の概要> 生活環境保全上の支障又はそのおそれがある不法投棄等事案であって、かつ、行為者が不明等であるために都道府県等がやむを得ず行政代執行により支障の除去等を行う場合、 ・平成10年6月17日以降の不法投棄等事案については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき「産業廃棄物適正処理推進センター」に設置された基金から、対象都道府県等に対する支援を実施しており、本事業は当該基金の造成に必要な経費を補助する。(定額補助) ・また、平成10年6月16日以前の不法投棄等事案については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の規定により策定した実施計画に基づき支障除去等事業を実施する都道府県等に対し、当該事業に必要な経費の一部を補助する。(補助率1/3または1/2) <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現を推進</p>	<p>0173</p>
<p>(6) 廃棄物等の越境移動の適正化推進費(平成25年度)</p>	<p>8 (9)</p>	<p>34 (47)</p>	<p>48 (44)</p>	<p>67</p>	<p>5</p>	<p><達成手段の目標> 廃棄物や有害物質を含む使用済電気電子機器等が不法に輸出され、不適正に処理された結果として、輸出先国において環境汚染や健康被害が発生することを防止するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)に基づき、廃棄物等の輸出入を適正に管理する方策を展開する。 <達成手段の概要> 廃棄物処理法及びバーゼル法に基づく廃棄物等の輸出入の適正な管理のため、規制対象物の明確化に係る調査・検討や地方環境事務所の体制の充実をとおして水際対策の強化等を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 廃棄物等の不適正な越境移動の防止を実現</p>	<p>0174</p>

(7) 廃棄物処分基準等設定費 (平成4年度)	55 (60)	117 (118)	131 (116)	124	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存産業廃棄物処理施設等に係る維持管理等の実態調査を実施。 ・産業廃棄物処理施設における処理基準等の調査検討業務を実施。 ・有害廃棄物の適正処理方策に係る調査検討を実施。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理施設周辺の大気・水質等の定点調査を実施し、周辺環境への影響が生じていないことを確認。 ・調査検討の結果を踏まえ、必要に応じて産業廃棄物の処理に係る各種基準を見直す。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理施設周辺の生活環境の保全。 ・産業廃棄物の適正な処理の確保。 	0159 【再掲】
施策の予算額・執行額	4,008 (3,964)	3,495 (3,267)	2,918 (2,729)	632	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第三次循環型社会形成推進基本計画」(平成25年5月31日閣議決定) ・「日本再興戦略 2016」(平成28年6月2日閣議決定) 	

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28—⑱)

別紙1

施策名	目標4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理				担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室		作成責任者名 (※記入は任意)	浄化槽推進室長			
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。				政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進						
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な汚水処理施設整備である浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。				目標設定の考え方・根拠	浄化槽法		政策評価実施予定時期	平成29年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 浄化槽適正普及管理率(%)=合併浄化槽基数×11条検査率(合併)/浄化槽全数	-	-	40%	30年度	-	-	-	-	-	-	40%	浄化槽による水環境保全を図るにあたっての指標として、合併処理浄化槽の整備と適正な維持管理の状況を評価する指標とし、短期での目標値を実績と実現性を踏まえ設定した。(指標については、廃棄物処理施設整備計画の改定に併せ検討中)
					22%	24%	26%	調査中				
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度								
浄化槽指導普及事業費等(昭和59年度)	52 (39)	56 (58)	52 (47)	62	1	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽の設置及び維持管理について各自治体の実態調査や事例収集を通じ、浄化槽の適正普及管理に係る制度・手法に関する検討を行う。 平成12年の浄化槽法改正により原則新設禁止となった単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するための効果的な手法の検討を行う。 浄化槽の更なる普及に向けたシナリオや戦略の検討を行う。 市町村浄化槽整備計画の策定支援を行うとともに、市町村設置事業を実施する市町村の負担軽減に資するPFI手法の普及促進を図る。 浄化槽システム全体の強靱化を図る。 試験合格者、講習修了者からの免状交付申請に応じ、免状を作成・発送する。また、免状の記載事項に変更があった場合の書換等に対応するため、これまでに交付した浄化槽管理士の情報を台帳として整備・更新する。 都道府県・市町村の浄化槽行政担当者に対し、浄化槽の具体的な整備内容・方法や課題への取り組み等に関して、環境省が調査した情報の還元や自治体との情報交換等の実施を通じ、国及び自治体間での連携を図り、国及びブロック毎の自治体間のネットワークを構築・情報交換を活発化させる。 NPOとの連携により浄化槽に関する情報を提供・共有することによりネットワークの形成を促進する。 水処理に関するセミナー等において浄化槽のミニチュアモデルを用いた展示等による広報を行い、広く浄化槽の普及啓発を図る。 					175	
(4) し尿処理システム国際普及推進事業費(平成21年度)	14 (13)	15 (15)	15 (16)	16	-	<ul style="list-style-type: none"> 海外の関係者へ日本のし尿処理に関する経験と技術を発信し、途上国等におけるし尿処理の課題を共有するためのネットワークを構築する。 国内外の有識者や技術者と連携して浄化槽等の分散型汚水処理施設の普及に向けた戦略を策定する。 					176	
(5) 浄化槽情報基盤整備支援事業費(平成27年度)	-	-	50 (50)	50	-	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体が抱えている浄化槽台帳システム導入に際しての課題に対する技術的支援及び運営段階におけるフォローアップを行うことで、地域の実情に適した浄化槽台帳システムの整備を支援する。 上記モデル事業の事例に基づく諸課題及び解決策を整理、集約した上で、他の自治体に情報提供する。 					177	
施策の予算額・執行額	67 (52)	71 (73)	117 (113)	128	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定) 廃棄物処理施設整備計画(平成25年5月31日閣議決定)						

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-19)

別紙1

施策名	目標4-7 東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理)				担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物対策課長				
施策の概要	東日本大震災により発生した災害廃棄物の安全かつ迅速な処理を推進する。				政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進						
達成すべき目標	処理が完了していない福島県の一部地域については、市町と連携して国の代行処理等による支援を通じ、できるだけ早期の処理完了を目指す。				目標設定の考え方・根拠	福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検	政策評価実施予定時期	平成29年8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 災害廃棄物の処理・処分割合(%)	-	-	100%	-	58%	97%	99%	/	/	/	/	東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)において、平成26年3月末までの処理完了を目指していたが、平成25年8月に福島県の災害廃棄物の処理を総点検し、できるだけ早期に処理完了を目指すこととした。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号					
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 災害等廃棄物処理事業費補助金	386,350 (344,249)	75,882 (48,574)	1,056 (5,820)	565	1	市町村が実施した東日本大震災により発生した災害廃棄物の収集・運搬・処分に係る事業に対し「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づき補助率を嵩上げて補助を行う。	復204					
(2) 災害廃棄物処理代行業	14,559 (2,828)	3,148 (1,474)	9,446 (8,933)	24,201	1	「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づき、特定被災地方公共団体である市町村の長から要請があった4市町における災害廃棄物(可燃物)の処理事業を国が代行して行う。	復205					
(3) 循環型社会形成推進交付金	8,152 (7,262)	9,636 (7,379)	12,631 (9,833)	10983	1	被災地の市町村等や広域処理により災害廃棄物の処理を行う市町村等が整備する一般廃棄物処理施設に対して財政措置による支援を行う。	復206					
施策の予算額・執行額	409,061 (354,339)	88,666 (57,427)	23,133 (24,586)	35,749	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		・東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)					

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標4-8 東日本大震災等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策				担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課災害廃棄物対策室			作成責任者名 (※記入は任意)	災害廃棄物対策室長 熊倉 基之		
施策の概要	災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対策を推進する。				政策体系上の位置付け	4.廃棄物・リサイクル対策の推進						
達成すべき目標	東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理について、平時の備えから大規模災害発生時の対応も含めた対策の推進を図る。				目標設定の考え方・根拠	廃棄物処理法、廃棄物処理基本方針、廃棄物処理施設整備計画、国土強靱化基本計画等			政策評価実施予定時期	平成29年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 都道府県における災害廃棄物処理に関する計画策定率	8%	25年度	60%	30年度	-	-	-	-	10%	20%	60%	廃棄物処理基本方針 国土強靱化基本計画
					-	8%	9%	9%	-	-	-	
2 ごみ焼却施設における老朽化対策率	77%	25年度	85%	30年度	-	-	-	-	-	-	90%	廃棄物処理施設整備計画 国土強靱化基本計画
					-	77%	79%	88%	-	-	-	
3 熊本地震において発生した災害廃棄物処理進捗率	0%	28年度	100%	30年度	-	-	-	-	30%	90%	100%	廃棄物処理法
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業 (平成26年度)	-	833 (801)	20,695 (20,171)	3,504	1.2	<達成手段の概要> ・大規模災害が発生した場合においても、一度に膨大に発生する災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、自治体における事前の備えを充実させるために、ハード面・ソフト面の両面から対策を強化する。 ・平成27年に改正した廃棄物処理法及び災害対策基本法を踏まえて、各種指針やマニュアルを整備し、自治体等の関係者にわかりやすく周知する。 ・全国に8つの地域ブロック協議会を開催し、モデル事業の実施や情報の集約等を行うことで、災害廃棄物対策を支援する。 ・自治体を支援する体制として、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)を充実させる。 ・市町村等による廃棄物処理施設整備事業への支援を拡充 <達成手段の目標> 災害発生時においても、適正かつ円滑・迅速な廃棄物の処理が実施可能となるよう、施設整備も含めた強靱な廃棄物処理システムの構築を目指す。 関連団体との連携強化や災害時の専門家の派遣体制の整備を進めるとともに、地方環境事務所と連携して、地域ブロック単位で、国・地方公共団体・民間事業者が参加する協議会等を設置して災害廃棄物対策の具体化を進める。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・一般廃棄物の適正処理、強靱化対策					0156	
(2) 災害等廃棄物処理事業費補助金 (昭和49年度)	89,785 (59,791)	3,894 (3,733)	3,939 (3,348)	200	3	<達成手段の概要> ・災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、被災自治体に対して財政支援を行う。 <達成手段の目標> ・熊本県内で発生した大量の災害廃棄物を、熊本県及び熊本市が作成した実行計画にを踏まえ、平成30年度末までに完了させる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・一般廃棄物の適正処理					0152	
施策の予算額・執行額	89,785 (59,791)	4,727 (4,534)	24,634 (23,519)	3,704	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		・第三次循環型社会形成推進基本計画 ・廃棄物処理施設整備計画 ・国土強靱化基本計画 等					

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28—⑳)

別紙1

施策名	5-1.基盤的施策の実施及び国際的取組				担当部局名	自然環境局 自然環境計画課 野生生物課 生物多様性センター	作成責任者名 (※記入は任意)	自然環境計画課長 奥田 直久 野生生物課長 植田 明浩				
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。				政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進						
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。				目標設定の考え方・根拠	生物多様性国家戦略2012-2020	政策評価実施予定時期	平成29年6月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 「生物多様性」の認識状況	30%	16年度	75%	平成31年度	-	-	-	-	-	-	75%	生物多様性国家戦略2012-2020において、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画の横断的・基盤的施策の一つとして「生物多様性の主流化の促進」を掲げており、その数値目標として、同測定指標を用いているため。
2 生物多様性地域戦略策定済自治体数(都道府県)	18都道府県	23年度	47都道府県	平成32年度	-	-	-	-	-	-	-	生物多様性国家戦略2012-2020において、おおむね平成32年度までの間に重点的に取り組むべき施策の方向性を示した基本戦略の一つとして「生物多様性を社会に浸透させる」ことを掲げており、地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定を促進していく際の数値目標として、同測定指標を用いているため。
3 生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の改善状況	-	22年度	100%	平成32年度	-	-	-	-	-	-	-	生物多様性に関する国際的な目標である愛知ターゲットの達成にむけて、わが国の生物多様性国家戦略2012-2020において国別目標及び関連指標を定めている。この関連指標の状況が、施策の進捗状況を測定するための指標として適切であるため。
4 全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[整備図面数/全国土図面数]	国土の35%	平成18年度	100%	平成32年度	69%	72%	77%	80%	-	-	-	生物多様性国家戦略2012-2020等において、国土の自然環境の基本情報図である縮尺1/2.5万植生図については、平成32年までに国土の可能な限り広い面積を整備するなど早期の全国整備を進めるとしている。そのため、今後も需要が多い地域を中心に、整備を進める必要があるため。
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
5 生物多様性保全に係る必要な国際的取組の状況	生物多様性保全のための国際的な取組の推進		-		各国の愛知目標達成に向けた取組の推進を促進するとともに、国際的な枠組みに参加しリーダーシップ・パートナーシップを発揮・構築することで、地球規模の生物多様性保全に寄与するため。							
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号					
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 国際分担金等経費(昭和54年度)(関連:28-㉒、28-㉓)	277百万円 (277百万円)	254百万円 (254百万円)	261百万円 (258百万円)	261百万円	5	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 生物多様性条約事務局に専門家を長期派遣し連絡調整を図るとともに、生物多様性日本基金の運営管理を通じて、愛知目標の達成に向けた取組を推進する。 SATOYAMAイニシアティブの事務局である国連大学に抛出し、同イニシアティブを推進するための国際パートナーシップの運営や優良事例の分析、SATOYAMAイニシアティブを具現化する各国でのパイロットプロジェクトの実施及び複数のIPSIメンバーが協力して行う協力活動を推進する。 南極条約事務局に抛出し、南極条約協議国会議の取りまとめ・運営を実施する条約事務局を支援することにより、南極地域の環境保全に対する国際的な貢献と連携の確保に資する。 <p><達成手段の目標></p> <p>愛知目標達成に向け、各国の国家戦略の策定・改定を進めるため、個別の技術支援・助言や、情報共有・発信を目的としたウェブサイトの運営を通じて、きめ細やかな支援を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの参加団体数を増加させるとともに複数メンバーによる協力活動を推進する。 南極条約事務局における会合等の運営及び支援、協議会間の情報交換及び連絡、文書の作成及び翻訳が適切に行われるよう推進する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 各国の愛知目標達成に向けた取組が促進されるとともに、我が国の生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮と国際的なパートナーシップの強化が期待される。 SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの参加団体数を増加させることで取組の裾野を広げるとともに、協力活動を推進することで生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた現場の取組が強化される。それにより、施策の達成すべき目標である「国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。」に貢献する。 	178					

(2) 生物多様性センター維持運営費 (平成10年度)	70百万円 (69百万円)	82百万円 (59百万円)	95百万円 (84百万円)	94百万円	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性センターの維持運営に必要な施設維持管理を行う。 ・文献等の資料、動植物標本及び生物多様性情報を収集・管理・提供する。 ・生物多様性の保全に関する普及啓発を実施する。 <p><達成手段の目標></p> <p>適切な施設の維持・運営、文献・標本・生物多様性情報等の収集・管理等、生物多様性の保全に関する普及啓発を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。</p>	179
(3) 自然環境保全基礎調査費 (昭和48年度)	199百万円 (195百万円)	192百万円 (180百万円)	191百万円 (189百万円)	201百万円	4	<p><達成手段の概要></p> <p>1/2.5万植生図の整備、人間活動や開発等による生態系の変化状況の把握等、自然環境に関する全国的な基盤情報データを着実に蓄積する。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合:国土の約80%</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。</p>	180
(4) 地球規模生物多様性モニタリング推進事業費 (平成15年度)	381百万円 (367百万円)	335百万円 (347百万円)	335百万円 (315百万円)	335百万円	3	<p><達成手段の概要></p> <p>国内の各生態系の調査サイトにおけるモニタリングの実施、データを整理・発信する。東・東南アジア地域の生物多様性情報の整備、分類学能力構築のための研修を実施する。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>モニタリングサイト1000調査を継続実施する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。」に寄与する。</p>	181
(5) 地球規模生物多様性情報システム整備推進費 (平成6年度)	94百万円 (90百万円)	112百万円 (114百万円)	112百万円 (113百万円)	103百万円	3	<p><達成手段の概要></p> <p>生物多様性情報システム(J-IBIS)等を引き続き整備し、WebGIS技術を用いた提供を行うなど生物多様性保全に係る情報の利活用を推進する。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>J-IBISの機能及び提供情報を拡充する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。</p>	182
(6) 生物多様性基本施策関係経費 (平成20年度)	36百万円 (34百万円)	38百万円 (30百万円)	38百万円 (37百万円)	38百万円	1.2.3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約第10回締約国会議(平成22年10月名古屋で開催)で採択された愛知目標の達成に向け、平成24年9月に閣議決定された生物多様性国家戦略2012-2020に基づき生物多様性関連施策の着実な推進を図る。生物多様性条約第12回締約国会議(COP12)において実施予定の愛知目標の達成状況に関する中間評価の結果を踏まえ、「生物多様性国家戦略2012-2020」進捗状況を確認した上で、同戦略の取組をさらに加速するための方策を検討する。 ・生物多様性の状況に関する調査分析を行い、生物多様性基本法に基づく生物多様性白書を作成する。 ・生物多様性保全のための気候変動への適応策の検討のため、手法の評価・検証を行う。また、適応策の一つとして、自然生態系の有する機能を生かした防災・減災対策の基本的な考え方の普及を図る。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性基本法第10条に基づき、毎年、生物多様性の状況及び政府が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して講じた施策に関する報告(生物多様性白書)を作成し、政府刊行物として市販及びweb掲載により、生物多様性の現状について国民に周知する。 ・生物多様性条約第6条及び生物多様性基本法第11条に基づき平成24年9月に策定された生物多様性国家戦略2012-2020の着実な実施に向け、生物多様性関連施策の一層の展開を図る。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性国家戦略は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本計画であり、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全に関する施策実施の根拠となることから、同戦略の取組を加速させることは、施策の達成すべき目標である「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める」ことに寄与する。 ・年次報告は広く国民にも読まれるため、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発」に寄与する。 	193

<p>(7) 「国連生物多様性の10年」推進事業費 (平成23年度)</p>	<p>21百万円 (17百万円)</p>	<p>17百万円 (17百万円)</p>	<p>16百万円 (16百万円)</p>	<p>15百万円</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要> 「国連生物多様性の10年日本委員会」を主要なセクターの参画を得て設立し、各セクターや地域における取組のサポート、セクター間の連携促進、国民的理解と参画の増進、生物多様性国家戦略改定へのインプット、他国の委員会とのネットワークを構築する。 <達成手段の目標> ・愛知目標の達成に向け、各セクター間の情報交換を目的とした全国ミーティングや地域フォーラムの開催、委員会が推奨する連携事業の認定、生物多様性の認知度向上のための普及啓発ツールの作成等を実施する。また、これまでの成果と課題をとりまとめた中間評価をふまえ、後半5年の目標と取組をまとめたロードマップを作成する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・「国連生物多様性の10年日本委員会」の事業を実施・推進することで、「生物多様性」に関する国民的な認知度向上、理解増進につながる。このことは、施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。 ・生物多様性に関する各セクターの取組を後押しすることで、生物多様性の保全と持続的な利用を促進し、生物多様性を社会に浸透させることにつながる。このことは、施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。</p>	<p>183</p>
<p>(8) 中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費(平成24年度:愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費)(平成23年度:ポスト2010年目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費)</p>	<p>72百万円 (73百万円)</p>	<p>54百万円 (58百万円)</p>	<p>50百万円 (47百万円)</p>	<p>45百万円</p>	<p>3</p>	<p><達成手段の概要> ・生物多様性国家戦略に掲げた名古屋議定書の締結に向けた国内措置の具体的な検討を実施する。 ・経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るべく、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた事業者の取組に関する情報収集・発信を行い、経済社会における生物多様性の保全等の促進方策を検討する。 ・国内の自然保護地域や自然環境保全施策により保全される生物多様性が有する経済的価値評価を実施する。 <達成手段の目標> ・名古屋議定書に対応する国内措置案を策定する。 ・「生物多様性民間参画ガイドライン」や「生物多様性に関する民間参画に向けた日本の取組」の普及による事業者の取組の促進や事業者団体の取組支援を行うほか、策定から約7年が経過する同ガイドラインについては、有識者、事業者等の意見を聞きつつ改訂の検討を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・国内措置案を策定することで名古屋議定書を締結し、議定書の実施に貢献する。 ・個々の事業者によるサプライチェーンも考慮した自主的な取組の促進を図るとともに、事業者間及び多様な主体間の連携・協働を促進することにより、民間部門における自発的な生物多様性の取組が推進され、自然環境の保全に寄与する。このことは、施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。 ・生物多様性が有する価値を経済的な評価により可視化し、評価結果等を活用して生物多様性の重要性についての普及広報等を推進することで、生物多様性の主流化に貢献する。このことは、施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。</p>	<p>184</p>
<p>(9) 生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム推進費(平成25年度)</p>	<p>36百万円 (28百万円)</p>	<p>31百万円 (20百万円)</p>	<p>45百万円 (44百万円)</p>	<p>55百万円</p>	<p>3</p>	<p><達成手段の概要> ・生物多様性と生態系サービスの評価等に関する調査を行う。 ・既存の観測データ、調査結果の収集を行う。 ・日本人専門家をIPBESの総会、学際的専門家パネル会合、タスクフォース及び専門家グループ会合、地球規模生物多様性情報機構(GBIF)の会議へ派遣し、報告書作成の支援を行うことにより、我が国の知見をインプットするとともに国際的な検討に貢献する。 <達成手段の目標> ・生物多様性と生態系サービスの評価等に関する調査を報告書にまとめる。 ・既存の観測データ、調査結果の収集を行う。 ・IPBES作業計画2014-2018の成果物(成果文章)が計画に則り作成され、IPBES総会にて承認・公表される。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・評価及び予測結果について広く広報や啓発を行うことにより、生物多様性・生態系サービスと暮らしのつながりについての理解を深め、生態系等の重要性が認識され保全や持続可能な利用に向けた取組の一層の推進を図ることで、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発」に寄与する。 ・生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム(IPBES)等に対して、科学的評価や生物多様性情報等のサブスタンスに係るインプットを積極的に行い貢献し、「国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る」ことに寄与する。</p>	<p>203</p>
<p>(10) アジア太平洋地域生物多様性保全推進費(昭和57年度)</p>	<p>52百万円 (50百万円)</p>	<p>63百万円 (54百万円)</p>	<p>83百万円 (74百万円)</p>	<p>66百万円</p>	<p>5</p>	<p><達成手段の概要> ・アジア・オセアニア地域において国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の活動を主導し、サンゴ礁生態系のモニタリング及び管理向上を目指す。 <達成手段の目標> ・アジア・オセアニア地域のサンゴ礁生態系モニタリングの体制構築のために必要な情報収集、合意形成プロセスを進める。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・国際的なサンゴ礁保全のための唯一の国際枠組みであるICRIの推進により「国際的枠組みへの参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全」に寄与する。</p>	<p>186</p>

(11)	森林・乾燥地・極地保全対策費(「熱帯林等森林保全対策調査費」及び「南極地域自然環境保全対策費」の統合) (平成23年度)	37百万円 (34百万円)	35百万円 (24百万円)	35百万円 (33百万円)	30百万円	5	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 世界の森林の保全及び持続可能な経営、砂漠化/土地劣化対処に関する住民参加の取組の促進に向けた普及啓発を実施する。 南極地域の環境保全に関する国際的枠組みの遵守とその発展に向けた自然資源の総合的な保全・管理を担保する。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 世界の森林の持続可能な利用と生物多様性の保全を図るためのガイドライン・プラットフォームの更新を実施。また、砂漠化/土地劣化に対処するため、乾燥地における持続可能な牧草地管理のための住民参加による計画・管理モデルの普及浸透を図り、国内でも有識者による検討を行う。 南極地域の環境実態把握モニタリングの実施、南極環境保護議定書附属書VIへの対応の継続、南極特別保護地区等の変更に対する国内担保措置、南極環境保護法に基づく手続きやその変更の更なる周知徹底を行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 世界の森林の保全及び持続可能な経営の推進方策の検討及び砂漠化対処手法の検討調査等を実施し、生物多様性条約、国連森林フォーラムや砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に積極的に貢献することで、世界の森林地域及び乾燥地域における生物多様性の保全等に寄与する。 	187
(12)	アジア保護地域イニシアティブ構築推進事業 (平成25年度)	96百万円 (92百万円)	34百万円 (32百万円)	32百万円 (18百万円)	32百万円	5	<p><達成手段の概要></p> <p>我が国を含むアジアにおける保護地域の管理水準の向上のため、第1回アジア国立公園会議(平成25年11月、仙台市)や第6回世界国立公園会議(平成26年11月、オーストラリア)の成果を踏まえ、我が国がリーダーシップを発揮してアジアにおける保護地域に係る連携のための枠組みを構築し、こうした枠組みに基づき国立公園等の保護地域の管理手法等に関する情報共有や能力開発等の事業を実施する。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>我が国を含むアジアにおける愛知目標の達成を含めた生物多様性条約に基づく取組の推進に資するため、アジアにおける国立公園等の保護地域に係る連携のための枠組みを構築し、保護地域の管理水準の向上を目指す。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>各国の愛知目標達成に向けた取組が促進されるとともに、我が国の生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮と国際的なパートナーシップの強化を図ることにより、施策の達成すべき目標である「国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。」に貢献する。</p>	189
(13)	地域における対策・活用推進のための要注意鳥獣等(クマ等)監視業務 (平成27年度)	-	-	30百万円 (20百万円)	30百万円	3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 生態系や農林水産業などへの被害が基大化している要注意鳥獣(クマ等)などについて生息状況調査を実施し、今後の生息分布の予測を実施。 鳥獣対策等に資するため、住民や各種団体並びに専門家による監視体制を構築し、地域における鳥獣の状況を把握し、新たな異常を早期に観測する。 <p><達成手段の目標></p> <p>要注意鳥獣(クマ等)6種の生息情報を収集し、分布状況を明らかにし、公開する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。</p>	190
(14)	生物多様性保全推進支援事業 (平成20年度)(関連:28-22)	191百万円 (169百万円)	130百万円 (121百万円)	75百万円 (74百万円)	75百万円	2	<p><達成手段の概要></p> <p>地域における生物多様性の保全・再生(国内希少野生動植物種等対策、特定外来生物防除対策、生物多様性保護地域保全再生)に資する先進的・効果的活動を支援する。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>国の生物多様性の保全上重要な地域における保全活動を実施する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>本達成手段は地域における生物多様性の保全・再生(国内希少野生動植物種等対策、特定外来生物防除対策、生物多様性保護地域保全再生)に資する活動を推進するものであり、施策の目標の達成に直接的に貢献する。</p>	192
施策の予算額・執行額		1,562百万円 (1,495百万円)	1,377百万円 (1,310百万円)	1,398百万円 (1,331百万円)	1,378百万円	<p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p> <p>生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日 閣議決定)</p>		

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28—22)

別紙1

施策名	5-2.自然環境の保全・再生				担当部局名	自然環境局 自然環境計画課 野生生物課 国立公園課	作成責任者名 (※記入は任意)	自然環境計画課 奥田 直久 野生生物課長 植田 明浩 国立公園課長 岡本 光之			
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業を推進することで、自然環境の保全・再生を図る。				政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。 ・国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進するとともに、国内候補地の新規登録を目指す。 ・過去に損なわれた自然について、地域の多様な主体による自然再生の取組を支援することで、自然環境の保全・再生を推進する。 ・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。 ・自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。 				目標設定の考え方・根拠	生物多様性国家戦略2012-2020 自然再生推進法 自然公園法 生物多様性地域連携促進法 自然環境保全法	政策評価実施予定時期	平成29年6月			
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1 自然再生協議会の数	25	H.27	33	H.32	—	—	—	—	—	—	生物多様性国家戦略2012-2020において、「自然再生の着実な実施」を掲げており、その数値目標として用いていた指標を踏まえて設定しているため。
2 当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	—	—	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	100%	国立・国定公園区域及び公園計画の見直しを着実に実施することが目標の達成に寄与すると考えているため。
			6地区 86%	7地区 78%	11地区 85%	7地区 78%					
測定指標	目標		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								
	目標年度										
3 生物多様性の保全に係る各種取組の状況	生物多様性の保全のための必要な取組の推進		—								里地里山等の地域の特性に応じた保全を図るとともに、過去に損なわれた自然の再生、生物多様性保全の先進的・効果的な取組の支援を行うなど、生物多様性の保全のための必要な取組を推進することにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に資するため。
4 保護区の管理状況	保護区の適切な保護・管理		—								原生自然環境保全地域や国内の世界遺産登録地、国立・国定公園地域において、適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に資するため。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度							
(1) 原生的な自然環境の危機対策事業(平成22年度)	5百万円 (4百万円)	5百万円 (4百万円)	5百万円 (4百万円)	6百万円	4	<p><達成手段の概要> 自然環境保全地域等について、危機状況を把握するための調査を実施する。また、調査結果を分析・評価した上で、必要な対策を検討・実施する。</p> <p><達成手段の目標> 自然環境保全地域等の危機状況の把握及び対策等を実施する(自然環境保全地域等の適切な保全管理)。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然環境保全地域等の危機状況の把握及び対策等を実施することにより、当該地域の適切な保全管理を実施することができ、これにより「原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理」の一層の促進に寄与する。</p>				191	

<p>(2) 生物多様性保全推進支援事業 (平成20年度)(関連:28-②)</p>	<p>191百万円 (169百万円)</p>	<p>130百万円 (121百万円)</p>	<p>75百万円 (74百万円)</p>	<p>75百万円</p>	<p>3</p>	<p><達成手段の概要> 地域における生物多様性の保全・再生(国内希少野生動植物種等対策、特定外来生物防除対策、生物多様性保護地域保全再生)に資する先進的・効果的活動を支援する。 <達成手段の目標> 国の生物多様性の保全上重要な地域における保全活動を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本達成手段は地域における生物多様性の保全・再生(国内希少野生動植物種等対策、特定外来生物防除対策、生物多様性保護地域保全再生)に資する活動を推進するものであり、施策の達成すべき目標である、「生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。」に寄与する。</p>	<p>192</p>
<p>(3) 自然再生活動推進費 (平成15年度)</p>	<p>6百万円 (6百万円)</p>	<p>6百万円 (6百万円)</p>	<p>6百万円 (14百万円)</p>	<p>9百万円</p>	<p>1.3</p>	<p><達成手段の概要> 自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設立や自然再生を進めるための技術的課題の解決等の支援を行う。また、自然環境に関する専門的知識を有する学識経験者等による自然再生専門家会議を組織することにより、自然再生の技術課題の解決を図る。 <達成手段の目標> 地域の多様な主体による自然再生の取組を支援することによる、自然環境の保全・再生を推進する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然再生の技術課題の解決等の支援を行うことにより、過去に損なわれた自然について、地域の多様な主体による自然再生の取組を支援することができ、これにより自然環境の保全・再生の推進に寄与する。</p>	<p>193</p>
<p>(4) 国立・国定公園総点検事業費(国立・国定公園新規指定等推進事業 (平成19年度)</p>	<p>154百万円 (137百万円)</p>	<p>104百万円 (77百万円)</p>	<p>102百万円 (96百万円)</p>	<p>100百万円</p>	<p>2.4</p>	<p><達成手段の概要> 国立・国定公園の新規指定又は大規模拡張の候補地とされた地域について、利用計画を検討して土地所有者や地域の関係者等との調整に必要な調査を行うとともに、その他の国立・国定公園についても、海域公園地区の指定を含め見直しに必要な自然環境や利用関係のデータ収集等の調査を行う。 海洋基本法・海洋基本計画・生物多様性国家戦略・海洋生物多様性保全戦略に基づき、海洋の生物多様性保全を推進するため、保護すべき重要な海域を抽出し、海洋保護区設定の検討材料とする。また、サンゴ礁生態系保全行動計画の実施を促進する。 <達成手段の目標> 国立公園の新規指定又は大規模拡張を推進する。海域公園地区の指定を含む公園区域及び公園計画の見直しを推進する。 重要海域抽出のための検討会を立ち上げ、抽出方法を定め、データ収集を行い、重要海域を抽出する。サンゴ礁生態系保全行動計画の点検を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立公園の新規指定又は大規模拡張、海域公園地区の指定を含む公園区域及び公園計画の見直しの根拠となる自然環境や公園利用に関するデータを収集することにより、関係者の理解を得ながら調整を進めることにより、点検等の見直しが進み、「自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理」に寄与する。</p>	<p>194</p>
<p>(5) 特定地域自然林保全整備事業費 (平成4年度)</p>	<p>5百万円 (5百万円)</p>	<p>6百万円 (5百万円)</p>	<p>6百万円 (5百万円)</p>	<p>6百万円</p>	<p>4</p>	<p><達成手段の概要> 世界自然遺産地域等において、モニタリングのための機材や保全のための標識の整備・更新等を行う。 <達成手段の目標> 遺産地域等の基幹的施設の整備・更新(遺産地域等の適切な保全管理) <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> モニタリングのための機材や保全のための標識の整備・更新等を行うことにより、世界自然遺産地域等の適切な保全管理を実施することができ、これにより地域の特性に応じた生態系の保全、維持管理の一層の促進に寄与する。</p>	<p>199</p>
<p>(6) 生物多様性保全回復施設整備交付金事業 (平成25年度)</p>	<p>25百万円 (25百万円)</p>	<p>178百万円 (178百万円)</p>	<p>85百万円 (85百万円)</p>	<p>100百万円</p>	<p>3</p>	<p><達成手段の概要> 国の自然環境を代表する自然特性を有する地域と生態学的に密接な関連を有する地域で、条例等に基づき指定された保護地域その他重要な自然環境を有する地域として選定された里地里山、湿地等において、地方公共団体が行う地域の生態系の保全・回復を図るための生物の生息空間の整備事業のうち、先進的・効果的で全国的な観点から波及効果が期待される事業に対し、その工事に要する費用の一部を補助する。 <達成手段の目標> 国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域に隣接するなど生態学的に密接な関連を有する地域において、地方公共団体が実施する生物多様性の保全・回復のための事業を促進することにより、地域の生物や生態系の有機的なつながりを確保する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地域の特性を踏まえて地方公共団体が行う生物多様性の保全・回復のための事業を支援することにより地域の生物や生態系の有機的なつながりを確保することにより、施策の達成すべき目標である、「生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。」に寄与する。</p>	<p>205</p>

(7) 日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費(平成26年度)	-	661百万円 (501百万円)	617百万円 (530百万円)	450百万円	4	<p><達成手段の概要> 世界自然遺産の屋久島、白神山地、知床、小笠原諸島については、植生の変化、シカの食害、外来種の影響など長期的なモニタリングを実施し、その結果を科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保全管理を一層充実させる。また、国内候補地については、世界遺産の新規登録に向けて必要な各種資料の作成を行うとともに、動植物に係る情報の整理、保全管理上の課題についての検討を行う。</p> <p><達成手段の目標> 順応的な保全管理体制の構築を図る(遺産地域等の適切な保全管理)。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 最新の科学的知見に基づく保全管理体制の強化などにより、遺産地域等の保全管理の質を高めるとともに、生物多様性保全の先進地域としてのモデルを示し、これにより地域の特性に応じた生態系の保全、維持管理の一層の促進に寄与する。</p>	206
(8) 地域循環共生圏構築事業(平成28年度)	-	-	-	85百万円	3	<p><達成手段の概要> 我が国の生態系の種類毎にその恵みを定量評価するとともに、資金メカニズム、ナショナルトラスト、地域間連携、地域資源を活用した流通システム、人材育成の環境づくり等資金や労力を確保する方策検討を行、)国民一人ひとりが、自然の恵みを実感し、自然の恵みを支える気運を醸成するとともに、地域の自然資源のストック(自然資本)の持続的な管理手法とそれを支える仕組みを備えた「地域循環共生圏」を構築する。</p> <p><達成手段の目標> 「地域循環共生圏」の構築を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 「地域循環共生圏」の構築により、地域の自立的な自然環境の保全・再生の推進に貢献する。</p>	新28-0026
(9) 世界遺産保全管理拠点施設等整備(平成24年度)	5百万円 (4百万円)	30百万円 (29百万円)	388百万円 (388百万円)	10百万円	4	<p><達成手段の概要> 世界自然遺産地域を適切に保全管理し、遺産としての価値を維持することは、世界遺産条約国の責務である。とりわけ、小笠原諸島は世界遺産委員会の決議において、侵略的な外来種対策の継続・強化及び侵入・拡散の防止が求められているため、小笠原諸島世界遺産保全管理拠点を設置し、世界遺産としての価値の保全を図る。また、新規に世界自然遺産登録に向けた取組を進めている奄美・琉球についても、保全管理や普及啓発等を担う施設を設置する。</p> <p><達成手段の目標> 本施設を拠点として、世界遺産としての価値の維持を図る。特に、小笠原諸島においては、希少な陸産貝類の安定的な域外保全を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 世界遺産としての価値の維持が図られていることで、世界遺産地域の適切な保全管理に大きく貢献する。</p>	202
(10) 国立公園内生物多様性保全対策費(平成15年度)	88百万円 (77百万円)	86百万円 (85百万円)	107百万円 (91百万円)	107百万円	4	<p><達成手段の概要> 外来生物の侵入や里山の草刈り等の人為的な管理停止の影響により地域固有の生態系に影響が生じている地域において、生態系維持回復事業計画等に基づき、効果をモニタリングしながら順応的な生物多様性保全施策を実施する。また、島嶼といった外来種の影響を受けやすい脆弱な自然環境を有する地域において外来種の防除事業を継続する。さらに捕獲や採取等の規制対象となる動植物の見直し・選定を行い、国立公園等の保護地域に生息・生育する絶滅危惧種等の動植物の保全を強化するとともに、利用調整を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 国立公園等の保護上重要な地域において、過剰利用や生態系攪乱を防止し、生物多様性を保全する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然環境及び個々の生物種の保護による生物多様性の保全や、人と自然との共生等に寄与する。</p>	195
(11) 日光国立公園「那須平成の森」管理運営体制構築事業(平成23年度)	44百万円 (40百万円)	45百万円 (39百万円)	33百万円 (34百万円)	33百万円	4	<p><達成手段の概要> 平成23年5月の一般供用後の変化を継続的にモニタリングするとともに、有識者会議を開催し、自然環境の保全や利用のあり方、モニタリングの体制構築について検討を行う。また、那須平成の森フィールドセンターや那須高原ビジターセンターを拠点として、ガイドツアーや自然体験プログラムの実施、施設内展示、解説等を行うことにより、国民に対して、所管換の趣旨に沿った利用環境を国民に提供する。</p> <p><達成手段の目標> 国民が自然を体験し、自然を学び、自然と人間の共生の在り方を学ぶための利用環境を確保するとともに、多様な生物種が確認される豊かな自然を引き続き保全し、国民が自然に直接ふれあえる場として活用するための体制を構築する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 豊かな自然の中で国民が自然を体験し、自然と人間の共生のあり方を学ぶための場所にふさわしい利用環境を環境省において確保・維持していくことで、自然との共生の推進に資することに寄与する。</p>	196

(12) 特定民有地買上事業費 (平成17年度)	102百万円 (65百万円)	102百万円 (56百万円)	102百万円 (23百万円)	300百万円	4	<p><達成手段の概要> 国立公園等のうち自然環境保全上特に重要な地域であって、民有地であるために当該土地を買い取らない限り私権との調整上厳正な保護管理を図ることができない地域を対象として、土地及びその上に所在する立木を含めて国が買上を行う事業である。 本事業により取得した土地等については、国の行政財産として厳正な保護管理を図る。</p> <p><達成手段の目標> 国立公園等のうち自然環境保全上重要な地域内に所在し、生物多様性保全の観点等から保護の必要性が高い民有地の買上を行い、これらの地域の保護管理の強化を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立公園等のうち自然環境保全上重要な地域内に所在し、生物多様性保全の観点等から保護の必要性が高い民有地の買上を行い、適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に寄与する。</p>	197
(13) 国立公園管理計画等策定調査費(平成18年度)	7百万円 (6百万円)	20百万円 (17百万円)	18百万円 (12百万円)	22百万円	4	<p><達成手段の概要> 各国立公園を管理計画区として地域区分し、多様な主体の連携による適切な公園管理を推進するための具体的な取扱方針等を定めた「管理運営計画」を作成するとともに、平成26年度に改定した「管理運営計画策定要領」の評価・検証を行うため、モデル的な取組を全国の国立公園において実施し、新たな公園管理システムの確立を目指す。</p> <p><達成手段の目標> 自然公園法に基づき、各国立公園における地域の自然的・社会的条件を踏まえて、地域の合意形成を通じて「管理方針」及び「管理運営計画」をとりまとめる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各国立公園において、地域の特性に応じた適切な管理方針を作成し、適切できめ細やか、かつ円滑な国立公園の管理運営が実施されることで、自然との共生の推進に資することに寄与する。</p>	200
(14) 国立公園等民間活動特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業費(平成13年度)	268百万円 (235百万円)	276百万円 (245百万円)	278百万円 (272百万円)	281百万円	3	<p><達成手段の概要> 国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、当該地域の自然環境や社会状況を熟知した地元住民等によって構成される民間事業者等を活用し、国民ニーズや地域ニーズを把握した上で、野生生物の保護や歩道の維持・修繕等の活動を最も効果的かつ効果的に実施し、国立公園管理やサービスのグレードアップを図る。</p> <p><達成手段の目標> 地域の実情に対応した迅速で、きめ細やかな自然環境保全活動を通じて、国立公園等の年間利用者数を毎年2%づつ増加させるよう、利用の推進を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 生物多様性保全、国立公園等の管理やサービスのグレードアップが図られ、国民のニーズにも寄与する。</p>	201
(15) 地方環境事務所電子政府システム維持管理更新費(平成15年度)	14百万円 (14百万円)	23百万円 (23百万円)	39百万円 (37百万円)	24百万円	4	<p><達成手段の概要> 国立公園に係る各種申請等に対して効率的な処理を確保するため、「電子政府構築計画」に基づき、国立公園業務管理システムの適切な維持及び必要な更新を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 国立公園に係る申請届出手続のスピードアップ、行政サービス及び業務効率の向上を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立公園に係る申請届出手続のスピードアップ、行政サービス及び業務効率の向上により、円滑な国立公園管理を行い、人と自然との共生を通して、生物多様性保全に寄与する。</p>	188
(16) 山岳環境保全対策事業(平成25年度)	80百万円 (80百万円)	85百万円 (85百万円)	67百万円 (65百万円)	106百万円	3	<p><達成手段の概要> 山岳環境の保全や、中高年、女性登山者、訪日外国人旅行者の利用増加に対し、環境に配慮した尿処理施設が整備されていない山小屋等トイレを公衆トイレとして活用できるよう推進を図る。</p> <p><達成手段の目標> 国立公園等の外国人の利用者数を毎年20%づつ増加させる目標を達成することにより、山岳地域の優れた自然環境の保全と適正化を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当該事業を通じ、国立公園等をより魅力あるものとするともに、観光地域として再生・活性化することに寄与する。</p>	204

(17) 放射線による自然生態系への影響調査費(平成28年度)	-	-	-	15百万円	3	<p><達成手段の概要> 東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射線による自然生態系への影響を把握するため、野生動植物への放射線の影響を調査するとともに、関係機関や専門家と連携しながら情報収集に努める。</p> <p><達成手段の目標> 放射線による自然生態系への影響を把握する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 野生動植物への放射線影響に関する調査、関係機関等との連携や情報収集を実施することにより、放射線による自然生態系への影響を把握することができ、これにより生物多様性の保全のための必要な取組の一層の推進に寄与する。</p>	新28-0027
(18) 三陸復興国立公園再編成等推進事業費(平成28年度から一般会計)	-	-	-	20百万円	1,2,3	<p><達成手段の概要> 自然公園の再編成による三陸復興国立公園の創設、長距離自然歩道(みちのく潮風トレイル)の路線設定、エコツアー等の公園利用プログラムの作成、自然環境変化状況の把握のための基礎調査等の具体的な取組を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 平成26年度中に三陸復興国立公園に南三陸金華山国定公園を編入、平成27年度までにみちのく潮風トレイルの全路線を設定する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立公園の再編成については、自然環境を活かして復興していく基盤として寄与する。みちのく潮風トレイルの設定については、公園利用者を増やし、地域観光の活性化に寄与する。</p>	新28-0028
(19) 鳥獣保護管理強化総合対策事業費(平成24年度)(関連:28-23)	516百万円 (367百万円)	709百万円 (581百万円)	768百万円 (665百万円)	768百万円	4	<p><達成手段の概要> シカ等の野生鳥獣による深刻な生態系被害を受けている国立公園等の保全地域又は、今後生態系被害が顕在化する可能性がある地域において、野生鳥獣の管理計画を策定するとともに、シャープシューティング等の先進的な捕獲法を導入しつつ捕獲を継続する。</p> <p><達成手段の目標> 生態系の現況把握、野生鳥獣による被害状況把握、対象種の生態特性把握、保全対象の優先度整理、捕獲体制の構築等を行い、野生鳥獣の個体数密度を適正化するための基盤を構築する。また、並行して捕獲を進めることで、生態系被害を与える野生鳥獣の生息頭数を適正化し、被害を終息させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 我が国の生物多様性保全上重要な国立公園等において、野生鳥獣の適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に寄与する。</p>	198
施策の予算額・執行額	1,510百万円 (1,234百万円)	2,466百万円 (2,052百万円)	2,696百万円 (2,395百万円)	2,517百万円	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-23)

別紙1

施策名	5-3.野生生物の保護管理				担当部局名	自然環境局 野生生物課	作成責任者名 (※記入は任意)	植田 明浩			
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。				政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進					
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適切な保護・管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。				目標設定の考え方・根拠	種の保存法、鳥獣保護管理法、外来生物法	政策評価実施予定時期	平成29年6月			
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 (~25年度) 絶滅危惧種の現状把握と保護増殖の進捗状況 (26年度~) 国内希少野生動物種の新規指定数	-	300種	32年度	第4次レッドリストの公表	レッドデータブックの作成	30種	75種	120種	165種	210種	絶滅危惧種の保全を効果的に推進するためには、レッドリストの改訂等による定期的な現状把握を行い、その結果をもとに、種の保存法に基づく国内希少野生動物種の新規指定や見直し等を行う必要があるため。
2 奄美大島におけるマンギースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝日当たりの捕獲数)	-	奄美大島0頭	平成34年度	-	-	-	-	-	-	-	特定外来生物による生態系への被害を防止するため、特に奄美大島において我が国固有の希少野生動物への大きな被害を及ぼしている特定外来生物マンギースを科学的知見に基づき根絶する必要があるため。
3 ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値(全国)を平成23年度比で半減(イノシシは50万頭) (推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)	推定の中央値ニホンジカ328万頭、イノシシ97万頭 ※27年度に算出	平成23年度	平成23年度比で半減(ニホンジカ164万頭、イノシシ50万頭)	平成35年度	-	-	-	-	-	-	ニホンジカ・イノシシによる自然生態系等への影響が深刻であり捕獲の一層の強化が必要であるため。
測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
4 侵略的外来種の状況	侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。		-	外来種の情報収集を行い、対策の優先度の高い外来種を明らかにすることで、外来種による生態系への被害の防止を図るため。また、外来種の侵入経路の把握に努め、より効率的な対策を進めるため。							
5 適切な野生生物保護管理の推進に向けた対策の実施状況	野生生物の適切な保護管理		-	鳥獣の保護・管理の担い手の確保・育成、国際希少野生動物種の保存、遺伝子組換え生物対策、野鳥の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況の監視やモニタリング等を総合的に推進することにより、野生鳥獣の保護・管理の強化に寄与するため。							
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号				
	25年度	26年度	27年度	28年度							
(1) 希少種保護推進費 (平成5年度)	409百万円 (387百万円)	649百万円 (637百万円)	611百万円 (596百万円)	656百万円	1	<達成手段の概要> レッドリストの見直し、保護増殖事業の実施等の国内希少野生動物種の保全に関する事業、国内希少野生動物種の指定に向けた調査等を実施する。 <達成手段の目標> 絶滅危惧種の保全施策を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国内希少野生動物種の新規指定、希少野生動物種の生息状況等の現状把握、保護増殖事業の実施等により種の保存に寄与する。	211				

(2)	トキ生息環境保護推進協力費 (平成13年度)	16百万円 (13百万円)	17百万円 (11百万円)	16百万円 (15百万円)	13百万円	1	<p><達成手段の概要> 日中のトキ保護協力に関する事業</p> <p><達成手段の目標> 絶滅危惧種の保全施策を実施する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 中国におけるトキの生息状況等の現状把握等により、日本のトキ野生復帰の取組等に寄与する。</p>	209
(3)	野生生物保護センター等整備・維持費 (平成4年度)	1679百万円 (1310百万円)	632百万円 (610百万円)	145百万円 (128百万円)	164百万円	1	<p><達成手段の概要> 野生生物保護センター、水鳥・湿地センター、世界遺産センター等維持管理 国内希少野生動植物種の保護増殖及び渡り性水鳥の重要生息地の保全等を推進するための拠点となる施設の整備・改修</p> <p><達成手段の目標> 施設の適切な維持・運営を図る。</p> <p>野生生物保護センター、絶滅危惧種の野生順化施設、水鳥・湿地センター、鳥獣保護区管理棟及び世界遺産センターの整備・増改築・修繕等を実施する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 絶滅危惧種の調査や野生復帰、利用者への普及啓発により種の保存等に寄与する。 絶滅危惧種を含む野生生物及びそれらの生息地の保全に寄与する。</p>	215
(4)	野生生物専門家活用事業 (平成19年度)	30百万円 (34百万円)	35百万円 (38百万円)	35百万円 (39百万円)	40百万円	1	<p><達成手段の概要> 絶滅危惧種の生息状況調査等を実施するための野生生物専門家を雇用</p> <p><達成手段の目標> 絶滅危惧種の保全施策を実施する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 専門家が実施する絶滅危惧種の生息状況調査等により種の保存に寄与する。</p>	220
(5)	国際希少野生動植物種流通管理対策費 (昭和61年度)	7百万円 (6百万円)	89百万円 (79百万円)	27百万円 (27百万円)	27百万円	5	<p><達成手段の概要> ワシントン条約の科学当局としての任務(①野生動植物の国際取引に際し、その取引がその種の存続を脅かすことにならないかを判断し、管理当局に助言すること②標本の同定等条約の適正な実施に必要な科学的知見の集積提供等を行うこと)を遂行するため、条約対象種に係る最新の生物学的・生態学的データの整備や保全状況の把握等の業務を行う。</p> <p><達成手段の目標> 条約対象種等に係る最新の生物学的・生態学的データや保全状況等を把握する。</p> <p><施策の達成すべき目標への寄与の内容> ワシントン条約締約国としての責任を遂行し、国際的に絶滅のおそれのある野生動植物種の保存を図ることに寄与する。</p>	208
(6)	外来生物対策費 (平成16年度)	38百万円 (44百万円)	66百万円 (74百万円)	60百万円 (69百万円)	91百万円	4	<p><達成手段の概要> ①特定外来生物等の選定作業、②外来生物全般に係る侵入・生態及び流通実態等の調査(水際における定点モニタリング調査等を含む)、③「外来生物飼養等情報データベースシステム」の保守点検・運用等行う。</p> <p><達成手段の目標> 達成手段の概要の①～③の通常業務を継続する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 特定外来生物等への選定は、外来生物法に基づく規制対象の追加に資する。外来生物全般に係る調査は、海外から我が国に侵略的な外来生物が導入されること等を阻止し、また今後の防除等の対策のための基礎的情報を提供する。「外来生物飼養等情報データベースシステム」の保守点検・運用は、外来生物法に基づき規制されている特定外来生物の飼養等の規制を担保するために必要なシステムの維持に貢献する。</p>	212
(7)	外来生物対策管理事業地方事務費 (平成18年度)	23百万円 (19百万円)	22百万円 (20百万円)	24百万円 (20百万円)	24百万円	4	<p><達成手段の概要> ①外来生物法に基づく申請・届出の審査、規制内容の申請者への周知及び防除の確認・認定の諸業務を実施するために必要な派遣職員を雇用する。②水際(税関)において任意放棄された特定外来生物等の個体並びに警察及び地方公共団体から引渡された特定外来生物の個体について、引取及び処分等を行うほか、輸入業者・旅行者等への普及啓発事業を行う。</p> <p><達成手段の目標> ①及び②の業務を継続し、外来生物法の実効性を確保する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 外来生物法関連の諸業務を実施するために必要な派遣職員の雇用により、同法に基づく特定外来生物の飼養等の規制を担保する。また、任意放棄された特定外来生物の引取等により、特定外来生物の野外における拡散や被害を防ぐ。</p>	218

(8)	特定外来生物防除等推進事業費 (平成18年度)	419百万円 (408百万円)	432百万円 (423百万円)	451百万円 (441百万円)	486百万円	2	<p><達成手段の概要> 外来生物法第11条に基づいて、特定外来生物の防除を実施するもの。①生態系等への被害を防止するため、ラムサール条約湿地など我が国の生物多様性保全上特に重要な地域において定着が確認された特定外来生物の防除を行うとともに、②生息・生育地が限定的であり、侵略性の高い特定外来生物等について、緊急的に防除を行い、③さらに、全国的に分布、定着し広域で被害を発生させている特定外来生物について、各地の地方公共団体、民間団体及び地域住民が連携して効果的に防除を行えるよう、実施体制や防除手法の検討、地域間の連携や情報共有体制を構築するための事業を行い、特定外来生物の防除が円滑に推進されるよう支援を行う。</p> <p><達成手段の目標> ①、②及び③の考え方に基づく業務を継続することにより、特定外来生物の防除の取組を推進し、特定外来生物による生物多様性への被害を軽減する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ①ラムサール条約湿地など我が国の生物多様性保全上特に重要な地域における特定外来生物の防除、また、②我が国で新たに定着が確認された、もしくは生息・生育地が限定的であり、侵略性の高い特定外来生物等の防除を自ら実施し、生息数を削減することで生態系等への被害を防止する。 ③実施体制や防除手法の検討、地域間の連携や情報共有体制を構築するための事業を行うことにより特定外来生物の防除を自ら実施し、生態系等への被害を防止するとともに、その成果をマニュアル化して周知することで、地域における防除の推進に資する。</p>	219
(9)	遺伝子組換え生物対策費 (平成16年度)	18百万円 (20百万円)	24百万円 (19百万円)	21百万円 (15百万円)	21百万円	5	<p><達成手段の概要> 遺伝子組換え生物の使用承認に当たったの法に基づく学識経験者への意見聴取会合の開催、立入検査の実施、遺伝子組換え生物に関する情報の収集、リスク評価手法の検討、野外での遺伝子組換え生物の生育状況監視、名古屋・クアラルンプール補足議定書締結に向けた情報収集、ホームページ(J-BCH)による国民への情報提供等を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 国内における遺伝子組換え生物の使用等の適切な規制を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 遺伝子組換え生物の使用等の規制を行うとともに、最新の知見に基づく規制を実施するための情報収集や国民への情報提供を行い、我が国の生物多様性の確保に寄与する。</p>	214
(10)	指定管理鳥獣捕獲等事業費 (平成26年度)	-	0百万円 (0百万円)	1,426百万円 (946百万円)	500百万円	3	<p><達成手段の概要> 平成27年5月に施行された改正鳥獣法に基づき実施される都道府県による指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を支援するための交付金を交付する。</p> <p><達成手段の目標> ニホンジカ・イノシシの個体数を、平成23年度の推定値を基準として、平成35年度までに半減する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 都道府県による指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲事業を支援することにより、指定管理鳥獣の管理の強化に寄与する。</p>	221
(11)	鳥獣保護基盤整備費 (平成10年度、一部平成19年度)	40百万円 (46百万円)	41百万円 (46百万円)	41百万円 (53百万円)	41百万円	5	<p><達成手段の概要> 科学的で計画的な鳥獣保護管理の推進の基礎となる情報収集等を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 情報収集等による鳥獣保護管理の基盤整備を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 鳥獣保護管理の基盤を整備することにより、野生鳥獣の保護・管理の適正な推進に寄与する。</p>	210
(12)	鳥獣保護管理強化総合対策事業費 (平成24年度)	516百万円 (367百万円)	709百万円 (581百万円)	768百万円 (665百万円)	768百万円	5	<p><達成手段の概要> 鳥獣保護管理の充実・強化のため、基本指針の見直しに向けた点検・調査、鳥獣保護管理に係る担い手の確保等を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 基本指針の見直しに向けた点検・調査、鳥獣保護管理に係る担い手の確保等を推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 基本指針等の見直しを行うとともに、引き続き鳥獣の保護・管理の担い手の確保・育成、特定鳥獣及び広域分布型鳥獣の保護・管理等を総合的に推進することにより、野生鳥獣の保護・管理の強化に寄与する。</p>	198
(13)	野生鳥獣感染症対策事業費 (平成17年度)	70百万円 (79百万円)	72百万円 (78百万円)	70百万円 (72百万円)	78百万円	5	<p><達成手段の概要> 野鳥の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況の監視やモニタリング、各種調査等の実施による危機管理体制の整備を行う。</p> <p><達成手段の目標> 通常時のサーベイランス等を適切に実施し、発生時に備える。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 野生鳥獣の感染症対策を実施することにより、国民の安全・安心な生活の確保とともに、適正な野生鳥獣の保護・管理の推進に寄与する。</p>	213

(14) 国指定鳥獣保護区対策費 (昭和46年度、一部平成21年度)	27百万円 (32百万円)	25百万円 (24百万円)	23百万円 (23百万円)	23百万円	5	<p><達成手段の概要> 国指定鳥獣保護区における鳥獣の生息状況調査等、新規指定予定箇所の調査等を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 国指定鳥獣保護区の適切な保護管理を推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国指定鳥獣保護区の適切な保護管理を推進すること等により、野生鳥獣の保護管理の適正な推進に寄与する。</p>	217
(15) 希少野生動植物種生息地等保護区管理費 (平成18年度)	8百万円 (7百万円)	8百万円 (8百万円)	8百万円 (8百万円)	8百万円	1	<p><達成手段の概要> 生息地等保護区における対象とする国内希少野生動植物種の生息・生育状況調査等、新規指定予定箇所の調査等を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 生息地等保護区における対象とする国内希少野生動植物種及びその生息・生育環境の適切な保護管理を推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 生息地等保護区の適切な保護管理を推進すること等により、国内希少野生動植物種の保存に寄与する。</p>	216
(16) 国際分担金等経費 (昭和54年度) (関連:28-㉑)、28-㉒)	277百万円 (277百万円)	254百万円 (254百万円)	261百万円 (258百万円)	261百万円	5	<p><達成手段の概要> ・拠出先である国際湿地保全連合により、湿地の保全、調査研究及び普及啓発等のための事業を実施する。 ・バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書を締約国が着実に履行するため、カルタヘナ議定書事務局に拠出する。</p> <p><達成手段の目標> ・湿地の保全、調査研究及び普及啓発等を推進し、世界の湿地の保全及び湿地に依存する人々の生活の維持・向上に寄与する。 ・締約国がカルタヘナ議定書を履行できるようリスク評価等の能力開発を進めるため、各種会議の開催、情報共有・発信を目的としたウェブサイトの運営等の支援を実施し、カルタヘナ議定書の戦略計画を達成する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・国際的な湿地の保全及び湿地を生息地とする水鳥をはじめとする野生生物の保全に寄与する。 ・締約国の取組が促進され、国境を越えて移動する遺伝子組換え生物等が適切に管理されることにより、我が国の生物多様性の確保に寄与する。</p>	178
(17) アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 (昭和57年度) (関連:28-㉑)	52百万円 (50百万円)	63百万円 (54百万円)	83百万円 (74百万円)	66百万円	5	<p><達成手段の概要> ラムサール条約、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ及び二国間渡り鳥保護条約・協定等の実施のための業務を行う。</p> <p><達成手段の目標> アジア太平洋地域において、関係する国、機関、地域住民等との協働による取組の推進を通じて、損失や劣化が著しい湿地生態系の保全及び持続可能な利用の推進、並びに国境を越えて移動する渡り鳥の保全を効果的に推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> アジア太平洋地域における湿地及び渡り鳥の保全に寄与する。</p>	186
施策の予算額・執行額	3,629百万円 (3,099百万円))	3,138百万円 (2,956百万円)	4,070百万円 (3,449百万円)	3,268百万円	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28—24)

別紙1

施策名	5-4.動物の愛護及び管理				担当部局名	自然環境局総務課 動物愛護管理室	作成責任者名	動物愛護管理室長 則久 雅司				
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。				政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進						
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の75%減(平成16年度比)、犬及び猫の殺処分率の減少				目標設定の考え方・根拠	動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づく動物愛護管理基本指針(平成18年10月31日環境省告示第140号)		平成29年6月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 自治体における犬及び猫の引取り数の75%減(平成16年度比)となる10万頭	418千頭	16年度	100千頭	35年度	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、平成35年度までに図られるよう努めるものとされているため。
2 犬及び猫の殺処分率の減少	94%	16年度	減少傾向維持	35年度	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、平成35年度までに図られるよう努めるものとされているため。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成28年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 調査連絡事務費 (平成13年度 ※総理府からの移管前においては昭和49年度から)	8百万円 (7百万円)	96百万円 (75百万円)	105百万円 (96百万円)	109百万円	1.2	<達成手段の概要> 自治体等の連絡会議の開催、動物愛護管理行政関係資料の作成、収容動物検索情報サイトの運用等 <達成手段の目標> 自治体に収容された犬猫の返還・譲渡の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自治体に収容された犬猫を、1頭でも多く元の飼い主へ返還及び新たな飼い主へ譲渡する機会をつくることで、殺処分率の減少に寄与する。					222	
(2) 動物適正飼養推進・基盤強化事業 (平成13年度 ※総理府からの移管前においては昭和52年度から)	75百万円 (63百万円)				1.2	<達成手段の概要> 普及啓発、動物愛護センサス、基本指針の点検などの総合的な施策を実施 <達成手段の目標> 動物愛護管理施策の総合的な推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図るとともに、動物の取扱状況の実態等について継続的に調査及び評価を行うことで課題の着実な達成とさら更なる効果的な施策の展開につなげる。						
(3) 飼養動物の安全・健康保持推進事業 (平成20年度)	6百万円 (3百万円)	11百万円 (4百万円)	6百万円 (2百万円)	6百万円	1	<達成手段の概要> 飼養動物の適切な給餌にかかる普及啓発、ペットフードの安全性等に関する情報の収集及び分析等 <達成手段の目標> 動物の適正飼養の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図る。					223	
動物収容・譲渡対策施設整備費補助 (平成21年度)	80百万円 (76百万円)	69百万円 (59百万円)	87百万円 (80百万円)	95百万円	2	<達成手段の概要> 自治体に引き取られた犬及び猫を返還・譲渡に結びつけることが重要であることから、動物の収容及び譲渡のためのスペースの新築・改築・増築にかかる費用を補助するもの <達成手段の目標> 自治体に収容された犬猫の返還・譲渡の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 1頭でも多くの犬及び猫を元の飼い主へ返還及び新たな飼い主へ譲渡する場を整備することで、殺処分率の減少に寄与する。					224	
(4) 動物愛護管理推進事業 (平成18年度)	2百万円 (1百万円)	2百万円 (4百万円)	1百万円 (4百万円)	1百万円	1	<達成手段の概要> 逸走した危険動物への対応 <達成手段の目標> 動物の適正飼養の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図る。					225	
施策の予算額・執行額	171百万円 (150百万円)	178百万円 (142百万円)	199百万円 (182百万円)	212百万円	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28—25)

別紙1

施策名	5-5.自然とのふれあいの推進										担当部局名	自然環境局 国立公園利用推進室 自然環境整備課	作成責任者名 (※記入は任意)	国立公園利用推進室長 田邊仁 自然環境整備課長 吉田 一博	
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに応えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。										政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進			
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。										目標設定の考え方・根拠	自然公園法 エコツーリズム推進法 エコツーリズム推進基本方針 温泉法	政策評価実施予定時期	平成29年6月	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度						
1 自然公園の年間利用者数の推移(千人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	自然とのふれあいの機会を増加させるため、自然公園の年間利用者数を評価する。 平成27年の利用者数は、集計中であるため未確定。			
2 エコツーリズム推進法に基づく全体構想の認定数(括弧内は総数)	-	20年度	47	40年度	-	-	-	-	3	3	3	全体構想の認定数が増加することは、エコツーリズムの推進に直接的に結びつき、自然と人の共生について国民の意識の向上を図ることに繋がる。			
3 温泉の自噴湧出量(L/分)	651,265	昭和45年度	前年度の水準を維持	-	738,000	677,000	726,000	733,000	-	-	-	温泉資源が保護され、適正に利用されているかは自然の産物である「温泉の自噴湧出量」を把握することで定量的に把握することが可能となるため。			
4 国立公園・国民公園年間利用者数の推移(千人)	-	-	前年度比1%増	-	320,535	349,325	370,957	369,978	-	-	-	自然とのふれあいの機会を増加させるため、国立公園・国民公園の年間利用者数を評価する。 平成27年の利用者数は、集計中であるため未確定。			
5 国立公園における自然再生事業推進のための実施計画数	-	-	16	32年度	-	-	-	-	-	-	-	自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るため、国立公園における自然再生事業推進のための実施計画数を評価する。			
6 国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数	-	-	12	32年度	-	-	-	-	-	-	-	自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るため、国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数を評価する。			
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号								
	25年度	26年度	27年度	28年度											
(1) エコツーリズム総合推進事業費 (平成16年度)	22百万円 (17百万円)	33百万円 (20百万円)	24百万円 (21百万円)	15百万円	2	<達成手段の概要> エコツーリズム推進法に定められている国の責務である全体構想の認定、周知、技術的助言、情報収集、広報活動等を所管省庁と連携して実施する。 <達成手段の目標> エコツーリズム推進全体構想認定数が都道府県に1以上となるよう、エコツーリズムの推進を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> エコツーリズムの推進を図ることで、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」の実現に寄与する。	226								
(2) 自然公園等事業費 (平成6年度)	12,578百万円 (10,998百万円)	9,615百万円 (8,882百万円)	8,426百万円 (8,092百万円)	8,113百万円	4.5.6	<達成手段の概要> 国立公園等において自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、国立公園等の保護上及び利用上重要な事業(登山道、避難小屋、木道、植生復元施設、山岳トイレ等の整備)並びに国民公園等の施設整備を実施し、維持管理を行うもの。 <達成手段の目標> 国立公園等における優れた自然風景地等の保護と、利用の増進を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然公園等事業を通じて、国立公園等における優れた自然風景地等の保護と利用を図るとともに、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供に寄与する。	228								

温泉の保護及び安全・適 (3) 正利用推進事業 (平成18年度)	19百万円 (18百万円)	17百万円 (16百万円)	19百万円 (18百万円)	24百万円	3	<達成手段の概要> 温泉の保護や可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の適正利用等、温泉法の適正な執行を図るための調査を行う。 <達成手段の目標> 温泉法に基づき都道府県等が行う許可の判断基準等に関連する事項を策定し、技術的助言を実施。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当該事業を通じて、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の適正利用を推進するとともに、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供に寄与する。	227
自然公園等利用ふれあい (4) 推進事業 (平成19年度)	2百万円 (1百万円)	2百万円 (1百万円)	10百万円 (9百万円)	10百万円	1.4	<達成手段の概要> 自然とのふれあいの機会・情報の提供等により、自然環境保全に関する理解の深化、各種取組への意欲の増進、適正利用の促進等を図る。 <達成手段の目標> 国立公園等において、重点推進期間等における自然とのふれあい行事を実施するとともに、利用者指導等をおこなう自然公園指導員及び自然解説等をおこなうパークボランティアの技術向上のために研修等を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然とのふれあいの機会及び情報提供等は直接的に自然とのふれあいの場を提供することに寄与する。	229
国立公園におけるユニ (5) バーサルデザインプロ ジェクト事業 (平成28年度)	-	-	-	40百万円	1.4	<達成手段の概要> 訪日外国人や高齢者及び障がい者など、誰もが快適に過ごせる国立公園となるよう、ソフト面でのユニバーサルデザイン化を図る。 <達成手段の目標> ICTを活用した情報発信の充実や、ビジターセンター職員等に対する研修等の実施により国立公園のユニバーサルデザイン化を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立公園の魅力向上により、利用者数の増加をはじめ、地域の観光振興・活性化に寄与する。	新28-0029
施策の予算額・執行額	12,621百万円 (11,034百万円)	9,667百万円 (8,919百万円)	8,479百万円 (8,140百万円)	8,203百万円	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020、日本再興戦略、観光立国実現に向けたアクション・プログラム2016	

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-26)

別紙1

施策名	5-6.東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興)				担当部局名	国立公園課 野生生物課 自然環境整備課			作成責任者名 (※記入は任意)	国立公園課長 岡本 光之 野生生物課長 植田 明浩 自然環境整備課 吉田 一博			
施策の概要	地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園の拡張、被災した公園事業施設の復旧や復興のための整備に取り組む。				政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進							
達成すべき目標	・三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する。				目標設定の考え方・根拠	・東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定) ・三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン(平成24年5月7日 環境省) ・生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定) ・自然公園法			政策評価実施予定時期	平成29年6月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1 三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数(千人)	458	23年度	6,994	32年度	-	-	-	-	-	-	-	-	三陸復興国立公園の創設を始めとする様々な取組によって、当該公園を訪れる者が増加することは、観光拠点の復旧・復興が進んでいると考えられることから、測定指標として「三陸復興国立公園利用者数」を選定した。なお、目標値は、平成32年度における利用者数を震災以前の水準(6,994千人以上)にすることとしている。
2 三陸復興国立公園内の利用拠点(集団施設地区)の年間利用者数(千人)	2,975	17~21年	2,975	32年度	-	-	-	-	-	-	-	-	被災した既存施設の復旧や観光地の再生に資する復興を図るため、三陸復興国立公園内の利用拠点(集団施設地区)での震災前5年間の平均年間利用者数(2,975千人)を目標値として評価する。
3 みちのく潮風トレイル踏破認定証の発行数(人)	/	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	被災地を南北に繋ぎ交流を深めるため、総延長約700kmの長距離自然歩道「みちのく潮風トレイル」(以下、トレイル)の路線設定を進めており、トレイルを歩く者が増えることは、地域内外の交流を生み、地域の活性化にも資すると考えられるため、測定指標として、「踏破認定制度」による認定証の発行数を指標とした。なお、目標値は、3か年程度の発行数の推移を確認したうえで適切な目標値を設定する。 ※踏破認定制度は青森県八戸市~岩手県普代村の区間で複数箇所実施。平成26年度の実績値は開始月の7月からの数値である。なお、数値は利用者数ではなく発行数を示したもの
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								
4 CPUE(一つのわなで捕獲できる捕獲数(イノシシを除く)の減少)	イノシシ等の安全かつ効率的に捕獲し被害が軽減する生息密度に抑える		-		旧警戒区域内等においてイノシシ等の野生鳥獣を捕獲することにより鳥獣等により被害を軽減することは、帰還後の住民の生活環境を整備することに直結し、東日本大震災からの復興に寄与するため、イノシシの生息密度の評価指標の一つであるCPUE(一つのわなで捕獲できる捕獲数)を測定指標とする。								
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等						平成28年行政事業レビュー事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度									
(1) 三陸復興国立公園再編成等推進事業(平成23年度から復興特会)	471百万円 (365百万円)	522百万円 (455百万円)	522百万円 (462百万円)	-	1.2.3	<達成手段の概要> 自然公園の再編成による三陸復興国立公園の創設、長距離自然歩道(みちのく潮風トレイル)の路線設定、エコツアー等の公園利用プログラムの作成、自然環境変化状況の把握のための基礎調査等の具体的な取組を実施する。 <達成手段の目標> 平成26年度中に三陸復興国立公園に南三陸金華山国定公園を編入、平成27年度までにみちのく潮風トレイルの全路線を設定する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立公園の再編成については、自然環境を活かして復興していく基盤として寄与する。みちのく潮風トレイルの設定については、公園利用者を増やし、地域観光の活性化に寄与する。						207(復興庁)	

放射線による自然生態系への影響調査費 (平成25年度から復興特会)	61百万円 (50百万円)	59百万円 (39百万円)	83百万円 (70百万円)	—	—	<達成手段の概要> 東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射線による自然生態系への影響を把握するため、野生動植物への放射線の影響を調査するとともに、関係機関や専門家と連携しながら情報収集に努める。 <達成手段の目標> 放射線による自然生態系への影響把握 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 野生動植物への放射線影響に関する調査、関係機関等との連携や情報収集を実施することにより、放射線による自然生態系への影響を把握することができ、これにより復興に寄与する。	208(復興庁)
三陸復興国立公園等復興事業 (平成24年度)	1,671百万円 (1,442百万円)	1,213百万円 (1,035百万円)	1,363百万円 (924百万円)	859百万円	2	<達成手段の概要> 安全・安心の観点から津波対策等の防災機能を強化しつつ、国立公園の集団施設地区、歩道等及び東北太平洋岸自然歩道の利用拠点等において、被災した既存利用施設の復旧整備や、観光地の再生に資する復興のための整備を行う。 <達成手段の目標> 三陸復興国立公園(平成25年度指定)における利用の回復・増進を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当該事業を通じて、国立公園事業施設の復旧・復興を図ることで、国立公園の利用の回復・増進に寄与する。	210(復興庁)
旧警戒区域内等における鳥獣捕獲等緊急対策事業 (平成25年度)	30百万円 (29百万円)	72百万円 (70百万円)	90百万円 (66百万円)	192百万円	4	<達成手段の概要> 旧警戒区域内等において、イノシシ等野生鳥獣の捕獲等を実施する。 <達成手段の目標> 旧警戒区域内等のイノシシ等野生鳥獣の生息状況を把握し、効率的かつ安全な方法で捕獲等を実施することにより、個体数の削減と被害の軽減を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> イノシシ等野生鳥獣による農業被害や生活環境被害等の軽減を図ることによって、住民の帰還に向けた環境整備の円滑な実施に寄与する。	209(復興庁)
施策の予算額・執行額	2,233百万円 (1,886百万円)	1,866百万円 (1,599百万円)	2,058百万円 (1,522百万円)	1051百万円	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度			
(1) 化学物質環境リスク初期 評価推進費(平成9年度)	79 (77)	81 (82)	81 (80)	81	1	<p><達成手段の概要> 環境リスク初期評価を実施する。 <達成手段の目標(28年度)> 環境リスク初期評価を実施し、14物質程度を目標に結果を取りまとめ、公表する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会の議論も踏まえ、着実に環境リスク初期評価を実施することにより化学物質対策の推進に資する。</p>	232
(2) 子どもの健康と環境に関 する全国調査(エコチル調 査) (平成22年度)	5,980 (5,876)	6,982 (6,632)	5,818 (5,521)	4,663	2	<p><達成手段の概要> 10万組の親子を対象とし、13年間にわたり、質問票による追跡調査等を実施する。 <達成手段の目標(44年度)> 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)の実施により、全国10万人データの解析を行い、健康と環境の関連性を明らかにする。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)の実施により、小児の発育に影響を与える環境要因を解明し、次世代育成に係る健やかな環境の実現に寄与する。</p>	280
(3) 化学物質環境実態調査費 (昭和49年度)	289 (243)	298 (275)	319 (282)	319	3	<p><達成手段の概要> ・一般環境中の化学物質による汚染状況を把握し、施策に活用するため、関係課室からの要望物質について全国規模の調査を実施する。 <達成手段の目標(28年度)> ・80調査物質数・媒体数の分析を実施し公表する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会の議論も踏まえ、着実に一般環境中の化学物質の残留状況調査を実施する。</p>	282
(4) 環境汚染等健康影響基礎 調査費(うち化学物質の内 分泌かく乱作用に関するこ と)	199 (175)	190 (203)	216 (191)	200	4	<p><達成手段の概要> ・化学物質の複合影響及び微量な化学物質と健康影響等との関連性についての知見の収集・分析を行うとともに、化学物質が及ぼす健康影響についての評価方法及びメカニズム解明方法等についての検討を行う。 ・化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進するため、必要な調査研究や試験法の開発、試験等を実施する。 <達成手段の目標(28年度)> ・化学物質の複合影響及び微量な化学物質による健康影響について評価検討を行う ・必要な調査研究や試験法の開発等の進展。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・化学物質が及ぼす健康影響についての評価、メカニズム解明 ・各化学物質の内分泌かく乱作用を評価するための手法等を確立する。</p>	231 281
施策の予算額・執行額	6,588 (6,407)	7,579 (7,219)	6,462 (6,097)	5263	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28—28)

別紙1

施策名	目標6-2 環境リスクの管理				担当部局名	環境保健部 環境安全課 環境リスク評価室 化学物質審査室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境安全課長 立川 裕隆 環境リスク評価室長 笠松 淳也 化学物質審査室長 新田 晃			
施策の概要	化学物質審査規制法(以下「化審法」という。)に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)に基づくPRTRデータを円滑に集計・公表、活用することにより、PRTRデータ等を活用したリスクコミュニケーションの推進を図り、もって環境リスクを低減し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。				政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進					
達成すべき目標	化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進するとともに、対象物質の排出状況等及び化学物質の環境リスクに関する国民の理解を深める。				目標設定の考え方・根拠	化審法、化審法の一部を改正する法律案に対する附帯決議、化管法、化管法に基づくPRTR制度	政策評価実施予定時期	平成30年8月			
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
1 化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数	37物質 23年度	40物質 30年度	-	-	40	40	40	40	40	平成23年4月に全面施行した改正化審法において、スクリーニング評価を行い、優先評価化学物質を指定をした上で、段階的にリスク評価を行う体系となっている。スクリーニング評価の対象となる一般化学物質のうち、全国合計排出量10t超の物質で有害性情報の得られるものについて、平成30年度までにスクリーニング評価における生態毒性に関する有害性評価を終了する。 ※なお、本測定指標については、今年度から予定している検討会・審議会等における化審法の見直しに関する有識者の審議を踏まえて、見直すこととしている。	
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
2 有害性評価困難な化学物質の試験法の開発を実施及び国際機関に対する試験法の標準化の提案・標準化のためのデータ提供	試験法の調査・検討 25年度	標準化の提案やデータ提供 32年度	-	-	試験法案の作成	課題抽出、試験法開発の情報提供	試験法案の改善	試験法案(改)の検証	試験法案(改)の取りまとめ	化審法のリスク評価を加速化するため、既存の試験法では対応できない有害性評価が困難な物質(難水溶性等)について、新たな試験法の開発が必要であるため。 ※なお、難水溶性物質についての底生生物を用いた試験法については、今年度国際会議(経済協力開発機構(OECD))において試験法開発の進捗状況を報告した上で32年度に正式提案する予定であり、OECDでの議論や他国の動向も踏まえて、必要に応じ測定指標を見直す。	
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
3 「化学物質の人へのばく露量総合調査」の進捗状況	- 10年度	ダイオキシン類をはじめとする化学物質に関する情報の蓄積	-	-	-	-	-	人へのばく露量モニタリング調査の実施	人へのばく露量モニタリング調査の実施	・「ダイオキシン類対策特別措置法」において、「国及び地方公共団体が講ずるダイオキシン類に関する施策の指標とすべき耐容1日摂取量は、人の体重1キログラム当たり4ピコグラム以下で政令で定める値とする」とされている。本調査を通じてダイオキシン類をはじめとする化学物質に関する国民の摂取量を測定するとともに調査結果を公表することにより国民の理解を深めることが目標であることから、調査の進捗を測定指標として選定。	

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
4 化管法第一種指定化学物質の届出排出量(トン)	-	-	届出排出量を前年度以下とする	28年度	-	-	-	-	-	159,021	-	化管法に基づくPRTR制度において、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進の結果としての対象化学物質(第一種指定化学物質)の届出排出量を指標として設定した。ここで、排出は最小化させることが望ましいため、現状を維持する水準として前年度の実績を下回ることを目安として設定した。但し、総排出量と環境リスクは必ずしも一致しないため、この点を踏まえた指標・目標値の設定は今後の課題である。
5 化学物質についての理解を深めるリスクコミュニケーション実施状況(化学物質アドバイザーの派遣回数)	24	27年度	24以上	28年度	-	-	-	-	24	-	-	化管法第17条第4項及び第5項に基づき、PRTRデータ等について国民の理解を深めるリスクコミュニケーション実施状況の指標として、化学物質アドバイザー制度に基づくアドバイザー派遣数を設定した。リスクコミュニケーションを推進するため、平成28年度より、派遣数を前年度以上とすることを目標値として設定した。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標					達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度								
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費(平成16年度)	349 (323)	313 (297)	283 (272)	262	1	<p><達成手段の概要> 事業者から提出された製造・輸入数量や毒性試験データ等の資料に加え、届出物質・類似物質等に係る国内外の知見や生態影響に係る専門家の意見を踏まえて分析し、必要な資料を取りまとめて化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価を厚生労働省(人への毒性)及び経済産業省(製造・輸入数量)と共同で実施する。</p> <p><達成手段の目標(28年度)> 全ての一般化学物質等を対象に、化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価を実施する。 ※なお、目標については、今年度から予定している検討会・審議会等における化審法の見直しに関する有識者の審議を踏まえて、見直すこととしている。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化審法に基づくスクリーニング評価の作業により、化学物質の有害性クラスが付与される。</p>					234	
化学物質緊急安全点検調査費(平成25年度)	100 (92)	192 (178)	218 (201)	223	2	<p><達成手段の概要> 既存の試験法では有害性評価が困難な物質(難水溶性等)について試験法の検討・開発等により、化審法に基づくスクリーニング評価・リスク評価を加速化する。</p> <p><達成手段の目標(28年度)> 有害性評価が困難な物質の生態毒性試験法や評価手法等の検討を進める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業により開発された試験法や評価手法等を用い、化審法のリスク評価を加速化するとともに、国際機関に対して試験法の標準化の提案や標準化のためのデータを提供する。</p>					235	
化学物質の人へのばく露(3)総合調査事業費(平成10年度)	107 (99)	105 (93)	105 (96)	94	3	<p><達成手段の概要> 各種モニタリング調査のデータを収集・解析する。</p> <p><達成手段の目標(28年度)> ダイオキシン類の1日摂取量を、人の体重1キログラム当たり4ピコグラム以下とする。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各種モニタリング調査のデータを収集・解析し、食品や大気、水、土壌などの環境を経由して国民が1日に摂取しているダイオキシン類の量を推計することで化学物質対策の推進に資する。</p>					283	

PRTR制度運用・データ活用事業 (平成11年度)	93 (81)	101 (99)	122 (124)	130	4.5	<p><達成手段の概要> 化管法第5条に基づき事業者から届け出られるPRTRデータの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供するほか、PRTRデータを環境リスクの管理やリスクコミュニケーションなどに幅広く活用する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業において、化管法見直しに必要な情報収集・整備を行う。また、本事業において化学物質アドバイザー制度を適切に実施する。</p>	233
施策の予算額・執行額	649 (595)	711 (667)	728 (693)	709	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-29)

別紙1

施策名	目標6-3 国際協調による取組				担当部局名	環境保健部環境安全課、環境保健部環境保健企画管理課 水銀対策推進室		作成責任者名 (※記入は任意)	環境安全課長 立川 裕隆 水銀対策推進室長 高橋 一彰			
施策の概要	POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)や、水銀に関する水俣条約などの化学物質関連条約について、関連する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。				政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進						
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、東アジア地域等を対象とした水銀対策などの化学物質対策に係る国際協力により、地球規模の環境汚染を防止する。				目標設定の考え方・根拠	POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、水銀に関する水俣条約等の化学物質関係の各条約		政策評価実施予定時期	平成30年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
POP条約に基づく化学物質モニタリングの進捗度 1 (一般環境中の測定を行っているPOP条約対象及び候補物質群数)	14物質	23年度	12物質	28年度	12	12	12	12	12	-	-	・POP条約対象物質及び候補物質について、「化学物質環境実態調査における当面の運用方針」に基づき設定した。
途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数(累積)	0	27年度	10	32年度	2	4	6	8	10	/	/	・水銀による環境リスクの低減のため、世界の水銀対策を推進するという施策目的を踏まえ、途上国側のニーズを踏まえて我が国の技術・知見が活用されたプロジェクトへの貢献で評価するもの。 ・平成26～28年度までに10ヶ国にて調査を実施してきたところ、それぞれの国が対象に含まれるプロジェクトを最低1つ形成・支援することを想定。1つのプロジェクトの形成に2年要すると仮定し、目標年度を設定した。
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
GHSに基づく環境有害危険性分類を実施した分類物質数(再分類を含む)	180	27年度	180	28年度	-	-	-	180	-	-	-	・化審法、化管法等においてリスクが懸念される物質について、GHSに基づく環境危険有害性の分類を着実に実施していくため、毎年度の分類物質数によってその進捗状況を把握する。特に、有害性情報の更新を踏まえた昨今の再分類の実施状況に鑑み、平成28年度より「再分類を含めた分類物質数」を新たな測定指標として設定している。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度			
(1) POPs(残留性有機汚染物 質)条約対応関係事業 (平成13年度)	139 (138)	164 (151)	165 (158)	185	1	<p><達成手段の概要> POPs条約における新たな条約対象物質の追加等、条約の動向に対して我が国として適切に対応していくため、国内実施計画に基づき、環境中のPOPs残留状況を正確に把握していく。</p> <p><達成手段の目標(28年度)> 全国で採取した試料(水質・底質・大気・生物)中のPOPs条約対象物質及び候補物質12物質群を分析</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 得られたモニタリングデータは、POPs条約有効性評価のためのアジア太平洋地域モニタリング報告書として取りまとめ、POPs条約締約国会議に提出後、条約の有効性評価資料として使用される。</p>	237
(2) 環境汚染等健康影響基礎 調査費(うち水銀に関する こと)	75 (82)	176 (166)	237 (215)	260	2	<p><達成手段の概要> 我が国の水銀対策技術シーズと途上国側のニーズのマッチング等を通じ、我が国の水銀対策技術の国際展開に係る調査・検討を行うと共に、途上国の水俣条約締結に向けた支援を行う。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> 途上国の水俣条約締結に向けた支援を実施した累積国数</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣条約の発効及び我が国の技術・知見の更なる普及を目指し、過去の調査における知見も活用しつつ、対象国の調査を実施する。また、過去実施したニーズ調査に基づき、外部資金を利用した案件化を図る。</p>	281
(3) 国際分担金等経費	20 (20)	22 (22)	26 (26)	63	1	<p><達成手段の概要> POPs条約締約国が義務的に負担するPOPs条約拠出金を拠出する。また、化学物質の評価手法等の国際標準等を開発しているOECD環境保健安全プログラムに対し分担金の拠出を行う。さらに、水銀による環境リスクの低減を図るため、水俣条約事務局に対し、分担金の拠出を行う。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> 適切な資金拠出の実施</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> POPs、水銀による環境リスクの削減</p>	236
(4) 化学物質国際対応政策強 化事業費	18 (16)	16 (18)	22 (25)	19	3	<p><達成手段の概要> H24年度に策定されたSAICM国内実施計画の着実な進捗管理に向けた、進捗状況把握のための指標の検討を実施するとともに、国際機関等における議論へ発信し国際的なSAICMの取組の推進に資する。また、化学物質と環境に関する政策対話を実施し、多様な主体による化学物質の環境安全に係る政策決定プロセスへの参加と円滑な議論の推進を図る。</p> <p>また、GHS(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)未分類の化学物質について分類を実施するとともに、分類済みの化学物質について、新たな知見や国際動向を踏まえつつ、分類結果の見直しを行い、結果を公表する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 我が国の化学物質対策に係る国際協調の指標となるGHS分類については、本事業において着実に分類及び再分類を進める。</p>	238
施策の予算額・執行額	252 (256)	378 (357)	450 (424)	527	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-30)

別紙1

施策名	目標6-4 国内における毒ガス弾等対策				担当部局名	環境保健部環境安全課環境リスク評価室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境リスク評価室長 笠松 淳也			
施策の概要	平成15年の閣議決定(国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について)等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。				政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進					
達成すべき目標	平成15年の閣議決定(国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について)等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。				目標設定の考え方・根拠	国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について(平成15年12月16日閣議決定)	政策評価実施予定時期	平成30年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 旧軍毒ガス弾等対策の実施(A事案区域における環境調査等件数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	旧軍毒ガス弾等対策の実施状況を示す指標として設定。 地権者からの要望に基づいて実施するものであるため、目標値の設定は困難。
2 健康被害者対策の実施(医療手帳交付件数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健康被害者対策の規模を示す指標として設定。 医療手帳は新規交付や返還を行うものではないため、目標値の設定は困難。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等				平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度							
(1) 茨城県神栖市における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策(平成15年度)	547 (398)	672 (295)	551 (321)	531	1.2	<達成手段の概要> 地下水調査、土壌調査、物理探査、土地改変時における安全確認調査等を実施する。 茨城県神栖市において発生している健康被害について、調査研究を実施する。 <達成手段の目標> 地権者からの要望に基づき、環境調査等を適切に実施する。 これまでの研究成果による知見の集積を元に、適切に研究内容を見直しつつ実施していく。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境調査等の実施により、旧軍毒ガス弾等による被害を未然に防止することで化学物質対策の推進に資する。 有機ヒ素化合物症における症候及び病態の解明を図り、調査対象者の健康不安の解消等に資する。				239	
施策の予算額・執行額	547 (398)	672 (295)	551 (321)	531	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)					担当部局名	環境保健部 環境保健企画管理課 保健業務室	作成責任者名 (※記入は任意)	保健業務室長 倉持 憲路			
施策の概要	公害に係る健康被害について、公害健康被害の補償等に関する法律(以下、「公健法」という。)に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに、公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。					政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進					
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付、健康被害予防事業、公害保健福祉事業を行い、さらに環境保健施策基礎調査を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。				目標設定の考え方・根拠	公害健康被害の補償等に関する法律		政策評価実施予定時期	平成30年8月			
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠									
1 公健法に基づく補償等の進捗	-	-	事業活動等に伴って生ずる著しい大気汚染等の影響により健康被害に係る損害を填補するための補償等を行うことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保に資する。									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
2 環境保健施策基礎調査の着実な実施(調査対象者数及び調査対象者の同意率(3歳児調査))	-	-	60,000人及び75%	-	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	中公審答申及び附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずる。60,000人以上の調査対象人数を得る事及び75%以上の同意率を得る事で信頼性のある調査を実施する。
					87,389人 83.6%	87,072人 83.9%	(集計中)	(集計中)	-	-	-	
環境保健施策基礎調査の着実な実施(調査対象者数及び調査対象者の同意率(6歳児調査))	-	-	60,000人及び75%	-	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	中公審答申及び附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずる。60,000人以上の調査対象人数を得る事及び75%以上の同意率を得る事で信頼性のある調査を実施する。
					82,767人 86.0%	84,735人 87.07%	(集計中)	(集計中)	-	-	-	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度			
(1) 公害健康被害補償基本統 計調査 (平成7年度)	5 (4)	5 (3)	5 (4)	5	1	<p><達成手段の概要> 公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者の更新、制度離脱状況等及び補償給付関係項目を更新整理し、公害認定患者に関する基礎資料を得る。</p> <p><達成手段の目標> 公害健康被害補償制度の今後の運営のため、被認定患者数及び補償費用等の変動推移を更新整理した基礎資料を元に、被認定患者数及び補償費用の将来推計等を行い、認定患者の補償を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 公健法の被認定者への次年度の補償給付額確定、賦課金所要額の算定根拠となり、公害健康被害補償制度の安定的な運営に寄与。</p>	240
(2) 公害健康被害補償給付支 給事務費交付金 (昭和49年度)	1,087 (1,087)	1,095 (1,095)	1,072 (1,072)	1,096	1	<p><達成手段の概要> 大気汚染等の影響による健康被害に係る損害を補填するための補償。</p> <p><達成手段の目標> 健康被害に係る被害者の適切な保護及び健康の確保</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 都道府県知事又は同法第4条第3項の政令で定める市の長が行う公害健康被害認定審査会運営経費など、事務の処理に要する費用の1/2に相当する金額を交付。</p>	242
(3) 公害健康被害補償基礎調 査費 (昭和51年度)	11 (10)	14 (13)	14 (13)	14	1	<p><達成手段の概要> 都道府県知事又は同法第4条第3項の政令で定める市の長が行う公害診療報酬の審査及び支払い状況について抽出集計し、療養給付の実態を把握し、各自治体へ還元する。</p> <p><達成手段の目標> 不正請求の未然防止や早期発見に資する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 公健法に基づく公正な補償、円滑な制度運営に資する。</p>	244
(4) 自立支援型公害健康被害 予防事業補助金 (平成20年度)	200 (200)	200 (200)	200 (200)	200	1	<p><達成手段の概要> 地域住民の大気汚染による健康被害を予防するための総合的な環境保健施策。</p> <p><達成手段の目標> 地域住民の大気汚染によるぜん息等の健康被害の予防や健康回復を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ぜん息患者等が日常生活の中において自立的にぜん息等の発症予防、健康回復等を行うことを支援するために補助金を交付。</p>	245
(5) 公害保健福祉事業助成費 (昭和49年度)	50 (42)	42 (40)	42 (38)	44	1	<p><達成手段の概要> 大気汚染等の影響による健康被害者の福祉に必要な事業を行う。</p> <p><達成手段の目標> 被害者の適切な保護及び健康の確保</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 独立行政法人環境再生保全機構が納付金を納付する事業を交付の対象とし、補助を行う。</p>	243
(6) 環境保健施策基礎調査 (環境保健サーベイランス 調査費(健康影響等調 査)) (平成8年度)	156 (145)	175 (153)	176 (159)	192	2	<p><達成手段の概要> 地域人口集団の健康状態と大気汚染の関係について調査するもの。中公審答申及び附帯決議により、定期的・継続的に観察実施することを求められている。</p> <p><達成手段の目標> 60,000人以上の調査対象人数と75%以上の同意率をえることで信頼性を確保した調査を滞りなく実施する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 確立された調査方法に基づいて当該調査を確実に実施し、地域人口集団の健康状態と大気汚染の関係について観察し、必要に応じて所用の措置を早期に講ずることにより、被害の未然防止に資する。</p>	241
(7) イタイイタイ病及び慢性カ ドミウム中毒に関する総合 的研究 (平成13年度)	34 (30)	34 (34)	34 (31)	34	1	<p><達成手段の概要> イタイイタイ病の病態解明や慢性カドミウム中毒の健康影響に関する調査研究を行う。</p> <p><達成手段の目標> イタイイタイ病や慢性カドミウム中毒に関する質の高い研究による科学的知見の充実。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> カドミウムによる健康影響を当該研究により解明し、イタイイタイ病や慢性カドミウム中毒の特徴を把握することにより、被害の未然防止や健康確保に資する。</p>	286

(8) イタイタイ病及び慢性砒素中毒発生地域住民健康影響実態調査 (昭和47年度)	38 (22)	35 (27)	44 (28)	42	1	<p><達成手段の概要> カドミウムや砒素の汚染地域住民の健康調査を通じたカドミウムや砒素の健康影響の把握等を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 汚染地域住民の健康上の問題の把握、軽減。イタイタイ病に関する情報収集・発信。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 汚染地域住民の健康影響を調査することによる汚染地域住民の健康状態を適切な管理等を実施する。</p>	287
(9) 自動車重量税財源公害健康被害補償に係る納付金財源交付 (昭和49年度)	8,559 (8,556)	8,347 (8,346)	8,052 (8,047)	7,815	1	<p><達成手段の概要> 大気汚染等の影響による健康被害に係る損害を補填するための補償。</p> <p><達成手段の目標> 健康被害に係る被害者の適切な保護及び健康の確保</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 公害健康被害の被認定者に関する補償給付等の費用に充てるための納付金のうち、大気の汚染の原因である物質を排出する自動車に係る分として自動車重量税の収入見込額の一部に相当する額を交付することで、公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。</p>	246
施策の予算額・執行額	10,140 (10,096)	9,947 (9,911)	9,639 (9,592)	9,442	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-32)

施策名	目標7-2 水俣病対策				担当部局名	環境保健部環境保健企画管理課 特殊疾病対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境保健部特殊疾病 対策室長 佐々木 孝治			
施策の概要	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病被害者等の救済対策、水俣病発生地域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、水俣病問題の解決に資する施策を実施する。				政策体系上の 位置付け	施策7 環境保健対策の推進					
達成すべき目標	水俣病患者等への補償給付、水俣病発生地域の医療・福祉の充実と再生・融和・振興の推進等を通じ、水俣病問題の最終解決を図り、全ての水俣病患者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境をつくる。			目標設定の 考え方・根拠	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成21年法律第81号)及び同法に基づく「救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)		政策評価実施予定時期	平成30年8月			
測定指標	目標	目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
1 水俣病患者等に対する補償・救済の進捗	水俣病患者等の補償・救済	—		「公害健康被害の補償等に関する法律」(昭和48年法律第111号)、「平成12年度以降におけるテッソ株式会社に対する支援措置について」(平成12年2月8日閣議了解)、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」(平成21年法律第81号)及び「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)等に基づく療養費等の給付及び水俣病に関する調査研究により、水俣病患者等の補償・救済を推進。							
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
2 水俣市の観光入込客数の増加	436,978人	24年度	481,000人	29年度	436,978	469,000	472,000	475,000	478,000	481,000	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」(平成21年法律第81号)、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)に基づき、水俣病発生地域の地域振興を推進。 ・平成29年度までに地域振興施策を通じて、観光入込客数を平成24年度比10%増を目標。 (第5次水俣市総合計画)
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等				平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度							
(1) 水俣病総合対策関係経費 (昭和49年度)	10,973 (10,800)	11,623 (11,472)	12,099 (11,212)	12,116	1, 2	<達成手段の概要> 医療事業対象者(医療手帳・水俣病被害者手帳保有者)に対して、療養費、手当を支給する。また、水俣病発生地域における医療・福祉対策、再生・融和对策(もやい直し)及び地域振興を推進する。 <達成手段の目標> 水俣病発生地域における健康上の問題の軽減・解消等:数値化困難 水俣病発生地域の地域振興:観光入込客数 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣病の最終解決を図り、すべての水俣病患者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境づくりを進める。				247	
(2) 水俣病対策地方債償還費 (平成12年度)	3,513 (3,513)	2,875 (2,875)	2,353 (2,353)	2,849	1	<達成手段の概要> 熊本県が、水俣病対策に係る県債の償還に支障をきたさぬよう、その不足額を補助する。 <達成手段の目標> 県債の償還率:100% <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣病が生じる原因となったメチル水銀を排出した事業者による患者補償を、将来にわたり自力で患者補償を行うことを確保する。				248	
【9-3再掲】 (3) 水俣病に関する総合的研究 (昭和48年度)	35 (27)	36 (32)	37 (36)	40	1	<達成手段の概要> 水俣病やメチル水銀の健康影響に関する調査研究を行う。 <達成手段の目標> 訴訟に必要な科学的知見、社会的知見の収集:数値化困難 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 認定審査の促進、紛争の解決を図る。				284	
【9-3再掲】 (4) 国立水俣病総合研究センター 調査研究 (昭和53年度)	339 (337)	372 (353)	532 (465)	728	1	<達成手段の概要> 水俣病に関する総合的な調査、研究並びに水俣病、水銀等に関する国内外の情報の収集、整理、提供を行うこと及びこれらに関連する研究の実施。 <達成手段の目標> 国内外で過去に水銀汚染によって引き起こされた健康被害・環境汚染の解決及び将来的な発生防止:数値化困難 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣病発生地域に対する化学的アプローチによる情報発信、及び途上国支援を中心とする水銀管理技術の移転による国際貢献。				285	
施策の予算額・執行額	14,355 (14,677) (14,182)	14,403 (14,906) (14,132)	15,021 (14,066)	15,733	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうちなもの)						

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省28—33)

施策名	目標7-3 石綿健康被害救済対策				担当部局名	環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	石綿健康被害対策室長 高城 亮				
施策の概要	石綿の健康被害の救済に関する法律(以下、「石綿法」という。)に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。				政策体系上の位置付け	施策7 環境保健対策の推進						
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進する。				目標設定の考え方・根拠	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)第1条、第80条	政策評価実施予定時期	平成30年8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)	173日	平成18年度	120日 (平成18年度の3割減)	-	140日	140日	120日	120日	120日	120日	120日	<p>・石綿による健康被害の迅速な救済を図るためには、認定業務に係る期間を短縮することが重要であり、療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数を指標として選定。</p> <p>・これまでは、事務手続きの効率化・必要な提出書類に関する医療機関への周知等により、平成18年の石綿健康被害救済制度発足当時の平均処理日数の2割減を維持するよう目標を設定してきたところ。平成26年度以降は、これらの取組みを着実に実施することにより、制度発足当時の平均処理日数の3割減を維持するよう目標を設定。</p>
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
					27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	〇〇年度		〇〇年度
2 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の進捗	-	-	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応策等に関する調査・検討を行う	平成31年度	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応策等に関する調査・検討	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応策等に関する調査・検討	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応策等に関する調査・検討	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応策等に関する調査・検討	石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の取りまとめ及び事業化に向けた調整	-	-	<p>・国会の附帯決議で、石綿にばく露した可能性のある周辺住民に対する健康相談及び問診の実施や、医学的に必要と認められる住民に対する定期的な経過観察等、健康管理対策を図るよう努めることとされているほか、石綿の健康影響に関する検討会報告書で、平成27年度以降は、従来のように、データ収集を主な目的とする調査ではなく、石綿検診(仮称)の実施に伴う課題等を検討するためのフィージビリティ調査として位置づけることが考えられるとされていることから、指標として選定。</p>
測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								
3 石綿による健康被害の救済に関する法律の施行状況の検討	法律の施行状況の検討及び必要な見直し		28年度	<p>・石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第104号)の附則により、「政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。」と定められているため。</p>								
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号				
	25年度	26年度	27年度	28年度								
石綿問題への緊急対応に(1)必要な経費(平成18年度)	771 (648)	695 (665)	700 (603)	696	1.2.3	<p>・(独)環境再生保全機構への交付金により、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく救済給付の支給に係る認定業務等を実施。</p> <p>・各種調査研究の実施により認定のための医学的判定の迅速化等に資するよう、石綿健康被害に関する知見等を収集。</p> <p>・石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の実施により、健康相談及び問診の実施や定期的な経過観察等、健康管理対策を図る。</p> <p>・これらにより、石綿健康被害救済制度を着実に運用するとともに、被害者及び遺族の迅速な救済を実施。</p>	250					
施策の予算額・執行額	771 (648)	695 (665)	700 (603)	696	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)							

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28—34)

別紙1

施策名	目標7-4 環境保健に関する調査研究				担当部局名	環境保健部環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境安全課長 立川 裕隆				
施策の概要	健康被害をもたらしている可能性が指摘され、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない種々の環境因子について、調査研究を推進する。また、既に明らかになっている知見について、一般に分かりやすく情報提供を行い、必要な対処を行うよう意識啓発を進める。 ①花粉症についての情報や花粉の飛散予測等について、一般に情報提供を行い、花粉症の増悪の予防を進める。 ②黄砂の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。 ③熱中症の健康影響について一般に普及啓発を行う。				政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進						
達成すべき目標	花粉症、黄砂の健康影響、熱中症の健康影響について調査研究を進めるとともに、一般に普及啓発を図る。				目標設定の考え方・根拠	国民に健康被害をもたらしていると指摘されている環境因子について調査研究を行う。		政策評価実施予定時期 平成30年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 花粉飛散の予測精度(花粉飛散モデルによる予測総花粉量と実際の総花粉量の寄与率(R ²))	21.7%	24年度	60.0%	28年度	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	-	-	本施策においては、花粉の総飛散量をできるだけ正確に行うことが目標であることから、その予測値と実測値との相関について当面60%程度の寄与率を目指す。
2 黄砂による健康影響に係る調査対象者数(累積)	50例	25年度	287例	28年度	-	50	150	208	287	-	-	本施策においては、調査モデルの設定から一定数のサンプルを確保しなければ正しい結果を導くことが困難であることから、検討会において平成26年度は年間100例程度の調査数を確保することが妥当とされた。しかし、平成26年度の状況を踏まえ改めて検討を行い、患者数の実態を踏まえ平成27年度の目標を80人/年と改めた。
3 熱中症の普及啓発の進捗度(熱中症啓発資料の配布数)	1,343千部	24年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境省が発行している熱中症対策の普及啓発資料に対する自治体からの希望数を指標とすることで、全国の自治体がどの程度関心をもって対策を行おうとしているかが把握できる。
4 熱中症の普及啓発の進捗度(アンケートにおいて暑くなる前から熱中症対策を行ったと回答した自治体の割合)	89.8%	25年度	89.8%	28年度	-	-	-	-	89.8%	-	-	自治体に対して、暑くなる前からの熱中症対策を実際にどの程度行っているかを指標とすることで、環境省が自治体等に対して行っている啓蒙活動の定着が把握できる。平成28年度においては、アンケート実施開始年度(25年度)以上を目標とする。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 環境中の多様な因子による健康影響に関する基礎調査(平成27年度までの大気汚染物質等健康影響評価事業費等を統合)	23 (23)	22 (22)	22 (21)	22	1.2	<達成手段の概要> 花粉の飛散や黄砂の健康影響についての調査・研究を実施する。 <達成手段の目標> 花粉の飛散や黄砂の健康影響の有無等について調査・研究を通じて、国としてどのような対応が必要か検討が進む。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 調査研究の有効性及信頼性が上昇させる。					251	
(2) 熱中症対策推進事業(平成25年度まで:環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査費)	35 (25)	45 (38)	45 (40)	80	3.4	<達成手段の概要> 熱中症対策に関するマニュアルやリーフレット等の作成・配布、講習会の実施等を通じて、自治体等で熱中症対策を早期から開始してもらう。 <達成手段の目標> 全ての自治体が暑くなる前から市民に向けた熱中症対策を継続して実施する <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 必要な普及啓発資料の作成や配布、なるべく早い時期に講習会を開催すること等を通じて、自治体の取組を支援する。					289	
施策の予算額・執行額	58 (48)	67 (60)	67 (61)	102	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)							

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-35)

別紙1

施策名	目標8-1 経済のグリーン化の推進				担当部局名	総合環境政策局 環境経済課 総合環境政策局 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境経済課長 奥山 祐矢 環境計画課長 松本 啓朗				
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上						
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。				目標設定の考え方・根拠	・国等による環境物品等の調達に関する法律 ・環境情報の提供の促進等による特定事業等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	政策評価実施予定時期	平成29年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 環境産業の市場規模(兆円)	約91	18年度	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	-	環境産業の市場規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。
2 環境産業の雇用規模(万人)	約216	18年度	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	-	環境産業の市場規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。
3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率(%)	-	-	別紙のとおり				各主体のグリーン購入実施率が向上することによって、環境に配慮した製品・サービス等の市場が拡大され、環境ビジネスが促進されることとなるため。					
4 環境報告書公表企業割合(上場企業/非上場企業)(%)	約30/約12	13年度	80/30	30年度	80/30	80/30	80/30	80/30	80/30	80/30	80/30	環境報告書の作成・公表を通じて、自主的な環境配慮経営を促進し、経済のグリーン化が推進されるため。
5 エコアクション21(※)登録事業者数 ※中小企業向け環境マネジメントシステム	7,241	23年度	9,000	30年度	6,000	6,000	8,500	8,500	9,000	9,000	9,000	中堅・中小企業における環境経営取組の裾野拡大は、経済のグリーン化に有効であるため。
6 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名金融機関数(機関)	177	23年度	250	30年度	186	200	200	205	215	235	250	金融行動原則署名金融機関数の増加は、環境金融の拡大、ひいては持続可能な社会に資すると考えられるため。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 国等におけるグリーン購入推進等経費(平成14年度)	41 (35)	45 (38)	60 (44)	60	3	<達成手段の概要> グリーン購入法に定められた基本方針等の改定検討を行う。また、グリーン購入法に関するブロックごとの説明会を行う。 <達成手段の目標> 国等を始め、地方公共団体等のグリーン購入の理解の醸成を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方公共団体の環境物品等の調達に対する共通の理解を醸成することによって、地方公共団体のグリーン購入実施率の向上に寄与する。					252	

(2)	製品対策推進経費 (平成13年度)	40 (26)	31 (27)	28 (27)	25	3	<p><達成手段の概要> 事業者、消費者にとって相互に有効な環境ラベル等の環境情報や環境保全型製品・サービスに関する情報提供を行うとともに、全国各地でのグリーン購入地域ネットワークの構築を促進する。</p> <p><達成手段の目標> グリーン購入の普及啓発を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 事業者、消費者に環境情報や環境保全型製品・サービスに関する情報提供を行うことによって、民間におけるグリーン購入実施率の向上に寄与する。</p>	253
(3)	国等における環境配慮契約等推進経費 (平成20年度)	27 (24)	23 (23)	22 (22)	24	3	<p><達成手段の概要> 環境配慮契約法に定められる基本方針等の改定検討を行う。また、環境配慮契約に関するブロックごとの説明会を行う。</p> <p><達成手段の目標> 国等を始め、地方公共団体等の環境配慮契約の普及促進を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国等や地方公共団体の環境配慮契約の取組に対する共通の理解を醸成することによって、地方公共団体の環境配慮契約実施率の向上に寄与する。</p>	254
(4)	税制全体のグリーン化推進検討経費 (平成14年度)	29 (27)	27 (24)	26 (31)	26	1.2	<p><達成手段の概要> 地球温暖化対策のための税の導入によるCO2削減効果等に関する分析、更なる税制全体のグリーン化に向けた検討等、税制全体のグリーン化の推進に必要な調査検討を行う。</p> <p><達成手段の目標> 税制全体のグリーン化を推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 税制全体のグリーン化を通じて、低炭素社会をはじめとする持続可能な社会実現に寄与する。</p>	255
(5)	企業行動推進経費 (平成14年度)	98 (95)	83 (74)	101 (98)	98	1.2,4,5,6	<p><達成手段の概要> エコアクション21を活用した中堅・中小企業による環境経営の普及促進、環境金融に関心がある金融機関が活動のコミットを行う「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の普及促進及び地域金融機関への環境金融の普及促進を行う。また、ICTを活用した環境情報開示基盤の整備や環境コミュニケーション促進のための各種事業の推進等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 企業の環境配慮が促進される仕組みを構築し、環境負荷の低減と経済発展の両立を実現する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各施策により、環境経営・環境金融・環境報告を社会の仕組みとして根付かせることにより、企業や金融機関の自主的な環境配慮行動を後押しする。</p>	256
(6)	環境金融の拡大に向けた利子補給事業(平成26年度)	1,490 (1,480)	1,200 (1,200)	2224 (1,382)	2,070	1.2,6	<p><達成手段の概要> ・環境配慮型融資促進利子補給事業 金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資について、融資を受けた年から3か年以内にCO2排出を3%(又は5か年以内に5%)以上削減することを条件として、年利1%を限度として利子補給を行う。 ・環境リスク調査融資促進利子補給事業 金融機関が行う環境リスク調査融資のうち、低炭素化プロジェクトへの融資について、CO2排出量の削減・抑制状況をモニタリングすることを条件として、年利1.5%を限度として利子補給を行う。</p> <p><達成手段の目標> 環境配慮型融資及び環境リスク調査融資の普及・拡大を図るとともに、地球温暖化対策を促進していく。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 年利1%または1.5%を上限とする利子補給により、その何十倍もの温暖化対策投資を誘発することができ、環境産業の市場及び雇用規模の拡大に寄与する。</p>	015 【再掲】

(7) エコリース促進事業(平成23年度)	1,800 (1,736)	1,800 (1,745)	1,800 (1,787)	1,800	1.2.6	<p><達成手段の概要> 中小企業等が低炭素機器をリースにより導入した際に、リース料総額の3%から5%(東北三県に係るリース案件については10%)を指定リース事業者に助成を行い、機器利用者の負担するリース料を低減させる。</p> <p><達成手段の目標> 低炭素機器を取り扱うリース事業者の増加及び低炭素機器の普及を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 低炭素機器の導入を促進し、CO2排出量削減を加速化させる。補助事業者の事務費を除く予算額17.3億円に対し、低炭素機器導入のリース料に対する例年の平均補助率は約5.3%であることから、低炭素機器の設備投資額約326億円の効果があると見込む。</p>	009 【再掲】
(8) グリーン経済の実現に向けた政策研究と環境ビジネス情報整備・発信事業(平成21年度)	199 (191)	199 (194)	199 (177)	199	1.2	<p><達成手段の概要> 政策ニーズを踏まえた「環境経済の政策研究」を機動的に実施することにより、環境政策の企画・立案に活用できる経済・社会効果分析手法等に関する研究を実施するとともに、経済・社会のグリーン化を支える環境産業の動向を把握するため、環境ビジネス市場の景況感を把握する環境経済観測調査(環境短観)、環境産業の市場規模・雇用規模調査及び企業の成功要因等の調査・分析等を実施する。</p> <p><達成手段の目標> グローバル化などの経済・社会動向の変化の中で、我が国の持続可能な発展に貢献する経済・社会のグリーン化を実現・牽引していくための政策研究・調査を行うことにより、種々の環境政策のもとらす経済・社会効果を明らかにし、環境政策の企画立案に資する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境政策の企画・立案に活用できる経済・社会効果分析手法等に関する研究を実施するとともに、環境ビジネス市場の景況感・市場規模・雇用規模調査及び企業の成功要因等の調査・分析を実施する。</p>	277
(9) 地域低炭素投資促進ファンド事業(平成25年度)	1,400 (1,400)	4,600 (4,600)	4,600 (4,600)	6,000	1.2.6	<p><達成手段の概要> 一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援。地域金融機関等との連携をさらに強化して、サブファンドの組成拡大、地域貢献性の高い案件への手厚い支援等を図ることにより、民間資金の呼び水となる「地域低炭素投資促進ファンド」の出資を効果的に実施する。特に、地域型・テーマ型等の多様なサブファンドの組成を拡大し、地域の人材の低炭素投資に係る「目利き力」の向上、成長資金の供給拡大、地域の資金循環の拡大を図る。</p> <p><達成手段の目標> 民間資金による低炭素投融資の促進することで、地域での資金循環を円滑化すること。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 低炭素化と地域活性化の同時実現に寄与する。</p>	014 【再掲】
施策の予算額・執行額	5,124 (5,014)	8,008 (7,925)	9,060 (8,168)	10,302	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	地球温暖化対策計画第3章第1節2他	

3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率

	年度ごとの目標値						
	年度ごとの実績値						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
地方公共団体	-	-	-	-	-	-	100.0
	81.3	82.5	69.0 [※]	68.4			
上場企業	-	-	-	-	-	-	80.0
	78.6	80.3	76.7	調査中			
非上場企業	-	-	-	-	-	-	60.0
	60.2	56.3	54.1	調査中			

※平成26年度より地方公共団体におけるグリーン購入実施率の定義を変更している。

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-36)

別紙1

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進				担当部局名	総合環境政策局 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境計画課長 松本 啓朗					
施策の概要	地域での取組支援と地域間の連帯を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上							
達成すべき目標	法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ低炭素な地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。				目標設定の考え方・根拠	地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体は地方公共団体実行計画を策定することとされている。	政策評価実施予定時期	平成29年8月					
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	42年度			
1 地球温暖化対策計画に即した都道府県・指定都市・中核市(施行時特例市含む。)の地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定率	-	一年度	100%	42年度	-	-	-	-	-	-	-	100%	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県、指定都市、中核市(施行時特例市含む。)は、国が定める地球温暖化対策計画に即して地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定をするものと定められているため
2 地球温暖化対策計画に即した都道府県及び市町村の地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定率	-	一年度	100%	42年度	-	-	-	-	-	-	-	100%	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、全ての地方公共団体は、国が定める地球温暖化対策計画に即して地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定をするものと定められているため
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号					
	25年度	26年度	27年度	28年度									
(1) 地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業(平成26年度)	-	82 (59)	82 (25)	110	1,2	<達成手段の概要> 全国の地方公共団体における地方公共団体実行計画策定状況など温対法の施行状況調査を実施。これに並行して、地方公共団体職員を対象とした集中講座の開催や金融機関との合同研修を行うとともに、有識者等による地方公共団体実行計画策定マニュアル改定検討会(仮)を設置・運営し、同マニュアルの改定を行う。 <達成手段の目標> 施行状況調査結果を分析・評価して、地方公共団体にフィードバックするとともに、地方公共団体職員を対象とした集中講座や改定された地方公共団体実行計画策定マニュアルにより、地方公共団体実行計画策定から事業実施までの基礎的・実務的知識(調整・技術・交渉・法体系・金融等)を効率的・効果的に習得させる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方公共団体実行計画策定マニュアルの改定等により、国の地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画の策定・見直しを促進し、もって同計画の策定率の向上と地域における実効性の高い温室効果ガス削減の対策施策を推進。	016 【再掲】						
(2) 地下水の水質汚濁対策に資する地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業(平成26年度)	-	295 (295)	294 (294)	319	-	<達成手段の概要> 食品廃棄物や家畜排せつ物、水産系廃棄物等から得られるメタン等のバイオガスを地域へのエネルギー供給等に活用するため、地域特性に応じて、地域循環型バイオガス製造施設を導入し、温室効果ガス削減効果や事業性等の実証を行い、バイオガス利用モデルを構築する。またこれに加えて、地下水汚染地域におけるバイオガス生成消化液等の適正利用に向けた実証事業を行う。これらのモデル的な実証を通じて得られた成果を取りまとめて公表することにより、全国へ「地域循環型バイオガスシステム」の普及を図る。 <達成手段の目標> 東日本大震災、原子力発電所事故を契機に、地域資源を循環活用した自立分散型エネルギーを確保する地域づくりの取り組みが重要になっている。このため、従来自家消費が主であったバイオガスを地域への熱供給等に活用し、環境負荷の少ない地域づくりを推進するモデルシステムを構築することを目的とする。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> バイオガス製造・輸送コストの削減や供給技術等の確立及び、温室効果ガス削減効果・地下水汚染対策の検討や事業性等の実証を行うことにより、再生可能エネルギー導入の推進に寄与する。	012 【再掲】						

(3)	食品廃棄物及び家畜排泄物等を活用した地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業(農林水産省連携事業) (平成25年度)	500 (241)	505 (413)	506 (482)	231	-	<p><達成手段の概要> 食品廃棄物や家畜排せつ物、水産系廃棄物等から得られるメタン等のバイオガスを地域へのエネルギー供給等に活用するため、地域特性に応じて、地域循環型バイオガス製造施設を導入し、温室効果ガス削減効果や事業性等の実証を行い、原料の組み合わせ等に応じたバイオガス利用モデルを構築する。これらのモデル的な実証を通じて得られた成果を取りまとめて公表することにより、全国へ「地域循環型バイオガスシステム」の普及を図る。</p> <p><達成手段の目標> 東日本大震災、原子力発電所事故を契機に、地域資源を循環活用した自立分散型エネルギーを確保する地域づくりの取り組みが重要になっている。このため、従来自家消費が主であったバイオガスを地域への熱供給等に活用し、環境負荷の少ない地域づくりを推進するモデルシステムを構築することを目的とする。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> バイオガス製造・輸送コストの削減や供給技術等の確立及び、温室効果ガス削減効果や事業性等の実証を行うことにより、再生可能エネルギー導入の推進に寄与する。</p>	013 【再掲】
(4)	先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業 (平成26年度)	-	5,300 (2,692) ※13は翌年度に繰越	5,300 (4,218) ※13は翌年度に繰越	2,446	1,2	<p><達成手段の概要> 地方公共団体や民間団体等を対象とし、地方公共団体実行計画等に基づく地域の戦略的な再生可能エネルギーの導入や省エネ等のモデルとなる取組について、設備導入に対する補助等により実施。</p> <p><達成手段の目標> 地方公共団体実行計画を核とした低炭素な地域づくり。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方公共団体実行計画等に基づく再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等の導入支援によるCO2削減の対策・施策の推進。</p>	008 【再掲】
(5)	「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業(平成27年度)	-	-	350 (346)	175	1	<p><達成手段の概要> 各地における「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現に向けたプラン(地域創生プラン)の自発的な策定を誘導するべく、複数の地域についてモデル的な地域創生プランを策定・公表し、その「低炭素・循環・自然共生」地域のコンセプトや達成度を分かりやすく示すための評価や指標を作成するとともに、地域創生プランの一般的な策定ノウハウ等を「全国プラン」として取りまとめる。</p> <p><達成手段の目標> 経済活性化等と合わせた「低炭素・循環・自然共生」の統合的実現を図る地域の創生を全国的に促進。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 「低炭素・循環・自然共生」地域のコンセプトや達成度が定量化されることで低炭素化が促進される。</p>	057 【再掲】
(6)	再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業(経済産業省連携事業) (平成28年度)	-	-	-	6,000	2	<p><達成手段の概要> 地域における再生可能エネルギー普及・拡大の妨げとなっている課題への対応の仕組みを備え、かつ二酸化炭素の削減に係る費用対効果の高い取組に対し、再生可能エネルギー設備を導入する事業等に対する補助を実施。</p> <p><達成手段の目標> 再生可能エネルギーの自立的普及を促進。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 再生可能エネルギーの自立的普及を促進することにより、低炭素社会の実現に寄与する。</p>	新28-0003 【再掲】
(7)	地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 (平成28年度)	-	-	-	5,000	2	<p><達成手段の概要> 地方公共団体を対象とし、国の地球温暖化対策計画に即した高い目標を掲げる地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定・見直し等を行うための調査・検討支援や、先進的・モデル的である全庁的なカーボン・マネジメントの取組を踏まえた省エネ設備の導入に対する補助を行うことにより実施。</p> <p><達成手段の目標> 国の地球温暖化対策計画に即した高い目標を掲げる地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定率の向上及びPDCAを組み込んだ取組の強化・拡充並びに地方公共団体実行計画(事務事業編)に基づく率先的な公共施設の低炭素化の推進。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定率の向上。</p>	新28-0004 【再掲】
(8)	公害防止計画策定経費 (昭和45年度)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2	-	<p><達成手段の概要> 公害防止計画策定地域について、公害防止計画の実施状況を把握するため、環境質の改善状況や公害防止対策事業の進捗状況の現況調査等を実施。</p> <p><達成手段の目標> 公害防止計画制度の効果的運用が図られ、公害防止計画と公害防止対策事業の推進により、著しい公害が改善されることを目的としており、公害防止計画策定地域における公害対策事業の実施状況等を的確に把握する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各年度の公害防止計画の実施状況を把握する等により、平成27年4月現在公害防止対策事業計画が策定されている21地域121市町村において公害防止計画制度の効果的運用と公害防止対策事業の推進が図られ、環境に配慮した持続可能な地域づくりの促進を図ることができると見込んでいる。</p>	257
施策の予算額・執行額		502 (242)	6,184 (3,460)	6,534 (5,366)	14,283	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	地球温暖化対策計画 第3章第1節2.「『地方公共団体』の基本的役割」、第3章第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率先的取組と国による促進」、第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」	

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省28-37)

施策名	目標8-3 環境パートナーシップの形成				担当部局名	総合環境政策局 民間活動支援室	作成責任者名 (※記入は任意)	民間活動支援室長 永見 靖				
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通じて、互いに公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。				政策体系上の 位置付け	8. 環境・経済・社会の総合的向上						
達成すべき目標	各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。				目標設定の 考え方・根拠	・第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章ほか) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章ほか)	政策評価実施予定時期	平成29年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度		目標年度		年度ごとの実績値							
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 協働取組の実態数	15	25年度	90	29	-	-	-	-	-	90	-	抽象的で共通イメージを描きにくい環境保全に関する協働取組について、協働取組の過程を通じて具現化するとともに各主体が資源や創意工夫を最大限活用した協働を実施することにより環境問題の解決に資するため。目標値の設定については、全国で確実に取組を進めるため、全国及び地方8ブロック毎に2事業ずつ合計18件とし、年度については平成25年度開始のモデル事業として、環境教育等促進法の見直し時期にあわせ平成29年度を一つの区切りとする。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等						平成28年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度								
地域活性に向けた協働取組(1)組の加速化事業(平成25年度)	100 (76)	82 (81)	83 (82)	72	1	<達成手段の概要> 地域における課題解決等に向けた協働取組事業を公募して行うことにより、中間支援組織や各主体による協力・連携体制の強化を図る。 <達成手段の目標> 各地方パートナーシップオフィスが担当する地域において各2事業、地域を限定しない取組を1または2事業を実施し、協働取組のモデル事例としてガイドライン等にまとめることにより、協働取組の促進を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方8ブロックで2つ程度の協働取組事業を公募により実施することを通じて、各主体による協働・連携体制を構築する。						262
(2) 地球環境パートナーシッププラザ運営(平成8年度)	77 (76)	74 (87)	96 (92)	72	-	<達成手段の概要> 「環境教育等促進法」第19条に基づく拠点として地球環境パートナーシッププラザの運営を通じて、広く国民、民間団体に対して環境教育や環境保全活動、協働取組等に関する情報提供、助言、交流等の場の提供を行う。 <達成手段の目標> 地球環境パートナーシッププラザの運営を通じて、環境NPO等による環境保全活動の促進を支援する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地球環境パートナーシッププラザを拠点として、行政、NGO/NPO、企業等の各主体間のネットワークの構築、情報や意見の交換の場の提供、ホームページ等を通じた情報発信等を行うことにより、環境パートナーシップの形成を促進する。						258
地方環境パートナーシップ(3) オフィス推進費(平成18年度)	148 (141)	151 (150)	171 (171)	128	-	<達成手段の概要> 環境教育等促進法第19条に基づく拠点として地方環境パートナーシップオフィスの活動を通じて、広く国民、民間団体に対して環境教育や環境保全活動、協働取組等に関する情報提供、助言、交流等の場の提供を行う。 <達成手段の目標> 地方環境パートナーシップオフィスの活動を通じて、地域における環境NPO等による環境保全活動の促進を支援する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方環境パートナーシップオフィスを拠点として、地域における行政、NGO/NPO、企業等の各主体間の協働取組への支援、情報や意見の交換の場の提供、ホームページ等を通じた情報発信等を行うことにより、環境パートナーシップの形成を促進する。						259
施策の予算額・執行額	325 (293)	307 (318)	350 (345)	272	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章他) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章他) ・我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画						

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(記入イメージ)

施策名	目標8-4 環境教育・環境学習の推進				担当部局名	環境教育推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	民間活動支援室長 永見 靖				
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の様々な主体による環境教育・環境保全活動を通して、学校、家庭、地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、ESDの視点を取り入れた環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。				政策体系上の 位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上						
達成すべき目標	様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ることで、生涯にわたる質の高い環境教育の機会の提供を実現し、持続可能な社会づくりの担い手を育成をする。				目標設定の 考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> 第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章他) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章他) 「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画 	政策評価実施予定時期	平成29年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 教職員・環境活動リーダー養成研修における教職員等の参加者数	-	-	150	毎年度	-	-	-	-	-	-	-	主に学校における先導的人材の育成状況を把握する指標として適切と考えた。都道府県ごとに小学校、中学校、高校から1名程度の参加を見込み、目標を設定した。
2 環境人材コンソーシアムが実施する企業関係者向けセミナーの参加者数	-	-	500	毎年度	-	-	-	-	-	-	-	企業における先導的人材の育成状況を把握する指標として適切と考えた。各都道府県において、10名程度の参加を見込み、目標を設定した。
3 環境教育推進室HPアクセス数	276,471	24	400,000	毎年度	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	環境教育に関する国の施策等の情報を総合的に発信するHPへのアクセス件数は国民の環境教育への関心度を図るための指標として有効である。また、アクセス数の向上は効果的に情報発信・提供ができてきているかの評価の指標としても有効である。目標値の設定については、法改正を行った平成24年度の276,471件を基準に1.5倍水準を当面の間維持することとした。
4 +ESDプロジェクト新規活動登録数	-	-	50	毎年度	-	-	-	-	-	-	-	民間団体等の自発的なESD活動の取組状況を把握する指標として適切と考えた。都道府県ごとに1件程度の新規登録を見込み、目標を設定した。
5 RCE拠点数の増加	-	-	10	平成31年度	126	136	146	156	166	176	190	平成24年6月(2012年)のリオ+20において「環境省イニシアティブ」を国連事務局に提出。国連大学が実施するESDプログラムに予算を拠出することにより、持続可能な開発のための教育に関する地域拠点(RCE)のネットワーク化等国際協力を推進することとしており指標として適切と考えた。目標値の設定については、平成31年度までに約190の国・地域にそれぞれ少なくとも1箇所認定(平成24年度末116箇所が認定)することを目標とした。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額 28年度	関連する 指標	達成手段の概要等					平成28年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 環境教育強化総合対策事業	285 (302)	245 (190)	252 (216)	80	1,2,3	<達成手段の概要> 学校、家庭、職場等で環境教育等の自発的な取組を促進するため、地域で先導的な役割を担う人材を育成するとともに、参考となる教材等の情報提供を行う。 <達成手段の目標> 国民、民間団体等における環境教育等の自発的な取組の促進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境教育・環境学習に関する総合的な施策の推進を通じて、持続可能な社会づくりの担い手育成の加速化に資する。					261	

(2) 「国連ESDの10年」後の環境教育推進費	—	—	42 (42)	223	3,4	<p><達成手段の概要> 複雑化した地域の環境課題に対応すべく、ESDの観点から多様な主体が参画する場作りを進めていく。</p> <p><達成手段の目標> 多様な主体が参画する場の増加。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 多様な主体が参画する場づくりを進めることで、持続可能な社会づくりの担い手育成の加速化に資する。</p>	263
(3) 環境教育推進事業	5 (5)	6 (5)	5 (6)	5	3	<p><達成手段の概要> 環境カウンセラーに対して環境分野の最新の情報や技術に関する研修を実施し、その活動を支援する。</p> <p><達成手段の目標> 環境カウンセラーによる市民活動や事業者に対する環境保全活動等に対する適切な助言活動等の支援を通じて、地域の環境保全活動の促進を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境カウンセラーの活動支援を通じて、地域の環境教育・環境保全活動の促進に資する。</p>	263
(4) 国連大学拠出金	160 (160)	160 (160)	160 (160)	160	5	<p><達成手段の概要> 国連大学が進めるRCE事業やProSPER.Netの強化事業に対して拠出協力する。</p> <p><達成手段の目標> 世界規模でのESD推進を図り、国際社会への貢献を果たす。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> RCE事業やProSPER.Netへの拠出協力を通じて世界規模でのESD推進を図ることで、持続可能な社会づくりの担い手育成の加速化に資する。</p>	260
施策の予算額・執行額	450 (467)	411 (355)	459 (424)	468	<p>施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章他) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章他) ・我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画 		

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-39)

別紙1

施策名	目標9-1 環境基本計画の効果的实施					担当部局名	総合環境政策局 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境計画課長 松本 啓朗			
施策の概要	各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。					政策体系上の位置付け	9. 環境政策の基盤整備					
達成すべき目標	環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進					目標設定の考え方・根拠	環境基本法第15条	政策評価実施予定時期	平成29年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 第四次環境基本計画の点検における重点分野等の累積点検数(累積)	-	一年度	28	28年度	-	6	14	20	28	-	-	・第四次環境基本計画を効果的に推進していくため、同計画で緊急性・重要性の高い課題として設定している9つの重点分野等の進捗状況等の点検を平成25年から平成28年まで毎年、実施することが中央環境審議会総合政策部会において決定されている。 また、点検を進めるに当たり、中央環境審議会総合政策部会で点検を行う横断重点分野等は毎年、その他の部会で点検を行う個別重点分野は2年おきに点検を行うことが決定されている。
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
2 環境白書、子ども白書、英語版白書:年1回発行	環境白書、子ども白書、英語版白書:年1回発行		28年度		・環境基本法第12条の規定に基づき、環境行政年次報告書(環境白書)を作成し、毎年国会報告を行うこととされているため。							
3 見積りの方針の調整を行った結果の資料への取りまとめ、国会等への説明	見積りの方針の調整を行った結果を資料に取りまとめ、国会等に説明する。		28年度		・環境省設置法第4条第3号に基づき、環境保全経費の見積り方針の調整を行うこととされているため。							
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号					
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 環境行政年次報告書作成等経費(昭和43年度)	30 (23)	30 (23)	30 (24)	30	2	<達成手段の概要> 環境基本法第12条の規定による環境行政年次報告書を作成し国会報告を行うとともに、白書を用いた環境施策に関する普及啓発を行う。 <達成手段の目標> 環境白書、子ども白書、英語版白書:年1回発行(環境省ホームページで公表している環境白書へのアクセス数:149,000件) <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 達成手段を実施することにより、環境基本法第12条に定められた環境行政年次報告書(環境白書)の作成、毎年の国会報告を着実に実施することができる。	264					
(2) 環境保全経費見積調整費(昭和46年度)	3 (3)	3 (2)	3 (3)	3	3	<達成手段の概要> 環境省設置法第4条第3号に基づく環境保全経費の取りまとめ及び国会等への説明を行う。 <達成手段の目標> 集計事項数(予算要求における事項等):1,300事項(概算要求における計数の取りまとめ期間:60日) <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 達成手段を実施することにより、環境省設置法第4条第3号に定められた環境保全経費の見積り方針の調整を着実に実施することができる。	265					
(3) 環境統計・環境情報の総合的な整備推進費(平成22年度)	11 (10)	10 (7)	11 (7.5)	10	1	<達成手段の概要> 第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)及び公的統計の整備に関する基本的な計画(平成26年3月25日閣議決定)に基づき、経済活動と環境負荷との間の関係性を定量的に明らかにすること等を目的として、公的な環境分野分析用産業連関表(以下「環境IO」という。)を作成する。 <達成手段の目標> 平成23年産業連関表に基づき、平成23年版環境IOを作成し、平成28年度を目途に公表する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境統計の整備を通じて、環境問題に関する情報への満足度向上に寄与する。	266					

(4)	環境基本計画推進事業費 (平成7年度)	22 (17)	22 (21)	23 (23)	39	1	<p><達成手段の概要> 学識経験者を含む専門家で構成する検討会を開催し、環境政策の進捗を把握するための指標や総合的環境指標の充実化の方法について調査・検討するとともに、各主体の意識等の把握を行い、それらの結果を審議会等に資料として提出する。</p> <p><達成手段の目標> 学識経験者を含む専門家で構成する検討会の開催回数:4 (学識経験者を含む専門家で構成する検討会の成果について、審議会等に相応しい資料として審議会等で活用された回数:3回)</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 達成手段を実施することにより、第四次環境基本計画の重点分野等の点検を着実に実施することができる。</p>	278
(5)	持続可能な社会のための グッドライフ総合推進事業 (平成26年度)	-	21 (20)	21 (19)	21	-	<p><達成手段の概要> グッドライフアワード(平成25年度から実施)を引き続き実施するとともに、ホームページ等を通じた社会への情報発信、グッドライフアワードの受賞取組の現地調査等を行う。</p> <p><達成手段の目標> グッドライフアワードへの応募促進のための周知・広報の件数:550件 (グッドライフアワードのホームページの閲覧件数:対前年度比5%増(65,455件))</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 達成手段を実施することにより、第四次環境基本計画の重点分野等の点検に資することができる。</p>	279
施策の予算額・執行額		66 (53)	86 (73)	88 (76.5)	103	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-	

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(記入イメージ)

施策名	目標9-2環境アセスメント制度の適切な運用と改善				担当部局名	総合環境政策局 環境影響評価課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境影響評価課長 永島 徹也				
施策の概要	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。				政策体系上の位置付け	9. 環境政策の基盤整備						
達成すべき目標	環境影響評価法に係る技術手法の向上を図りながら、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供するなど、環境保全上の適切な配慮を確保する。				目標設定の考え方・根拠	環境影響評価法	政策評価実施予定時期	平成29年8月				
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1 環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(途中から法に基づく手続に乗り換えたものの内数)[件]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。
2 環境影響評価法に係る環境大臣意見の提出累積回数(回)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。
3 迅速化対象案件の達成率(%) (達成率:実際に迅速化された案件/迅速化対象案件×100)	-	-	100%	-	100%	100%	100%	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号				
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 環境影響評価制度高度化経費(昭和55年度)	45 (67)	45 (52)	45 (46)	51	1.2	<達成手段の概要> 改正法の完全施行等の最近の動きを踏まえ、その円滑かつ効果的な施行のために必要な事項について調査・検討を行うとともに、環境影響評価制度の周知徹底を図るための説明会等の充実を図る。 <達成手段の目標> 改正法が完全施行された環境影響評価法の適正な施行のため、新制度の円滑な実施に向けた課題の検討等を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 改正された環境影響評価法の確実かつ円滑な実施のために必要な調査・検討、情報整備及び研修等を行うとともに、上位計画段階や政策段階における戦略的環境アセスメント制度について調査・検討を進めることで、最適な環境影響評価制度の運用及び今後のより良い環境影響評価制度実現に資する。	0269					
(2) 環境アセスメント技術調査費(昭和55年度)	29 (27)	25 (25)	38 (25)	38	1.2	<達成手段の概要> 評価技術の開発等が必要な分野毎あるいは環境要素毎に、調査・予測・評価、環境保全措置等について、国内外の最新の技術的知見や事例等を収集・整理し、有識者へのヒアリングや研究会の開催等により専門的な知見を加えながら、技術手法の開発及び改良を行う。 <達成手段の目標> 事業者における適切な環境影響評価の実施が確保されるよう、調査・予測・評価や環境保全措置等の技術的手法を開発し、その成果を普及する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 調査・予測・評価や環境保全措置等の技術的手法を開発し、その成果を普及することにより、事業者における適切な環境影響評価の実施に寄与する。	0270					
(3) 環境影響評価審査体制強化費(平成23年度)	35 (29)	36 (24)	33 (31)	41	1,2,3	<達成手段の概要> 事業種ごとに、環境大臣意見を述べる際に必要な知見を収集、整理し、改正法に対応した審査の円滑化に資する。この他、学識経験者の意見聴取が必要と判断される個別事業については、専門家の意見を聴取するとともに、必要に応じて委員会を開催し、審査案件ごとの進捗情報の共有や、過去の大臣意見内容のレビュー、次年度に意見聴取を行うべき個別事業および専門家の選定を行う。 <達成手段の目標> 環境影響評価法の改正により、審査業務等が大幅に増加していることに対応し、環境省として改正法の施行及び円滑な審査を行うために、審査体制の強化を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境影響評価法改正による環境大臣意見の意見提出機会の増加等に対応するため、有識者会合の開催や事業種ごとに必要な知見の収集・整理を行うことで、審査の適正化等が見込まれる。	0273					

<p>環境影響評価制度合理化・最適化経費(平成22年度)</p>	<p>224 (32) ※150は翌年度に繰越</p>	<p>65 (151)</p>	<p>60 (62)</p>	<p>60</p>	<p>1.2.3</p>	<p><達成手段の概要> 環境影響評価の適切な合理化の在り方について検討を行うとともに、近年事業・計画が増加している小規模火力発電所等、環境影響評価の観点から対象事業となる必要があるか検討が必要な事業について、知見を収集・整理する。また、アジア各国における環境アセスメントの制度設計や運用実態について情報収集を行うとともに、各国が抱える課題、我が国の経験を共有するための対話の場を設置し、各国の課題解決及び我が国の技術の国際展開に貢献する。 <達成手段の目標> 環境影響評価制度全体の合理化・最適化のための検討を行うとともに、我が国において国際影響評価学会が開催される機会を契機に、アジア地域に軸足を置き、日本が環境影響評価法制度の施行において長年培ってきた経験、技術をアジアに展開するための連携基盤の形成を推進することで、日本が実現してきた環境保全と経済成長の両立に積極的に協力・貢献する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 法の施行を踏まえて適切な調査検討を行うことにより、事業者による適切な環境影響評価実施に寄与する。また、調査検討により、合理的かつ効果的な環境影響評価実施に寄与する。</p>	<p>0271</p>
<p>地方環境事務所における環境影響評価審査体制強化費(平成20年度)</p>	<p>21 (19)</p>	<p>21 (19)</p>	<p>25 (23)</p>	<p>27</p>	<p>1.2.3</p>	<p><達成手段の概要> 地域特性を踏まえた環境影響評価審査ガイドラインの作成や現地調査により、適切な環境影響審査を行う。また、環境影響評価手続終了後のフォローアップを進めるため、事後調査報告書の収集等を行う。 <達成手段の目標> 環境影響審査を行う際に、地域の特性を踏まえた適切な環境影響評価が確実に実施されるように、地方環境事務所において、環境大臣意見形成の基礎となる情報収集、現地調査等を実施できる審査体制の強化を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境影響評価が予定される案件の情報収集を行うとともに、地域の環境情報の収集・整理、現地調査、専門家ヒアリング、地方環境事務所における審査手続マニュアルの作成等を行い、地域特性に応じた審査を実施するための体制強化を図る。これら地方環境事務所の審査体制の強化により、環境影響評価法改正に伴う審査業務の増加等に対応し、地域特性に応じた環境影響審査の円滑かつ効果的な実施が図られる。</p>	<p>0272</p>
<p>風力発電等導入等に係る環境影響評価促進モデル事業(平成23年度)</p>	<p>1000 (552) ※383は翌年度に繰越</p>	<p>1430 (1031) ※257は翌年度に繰越</p>	<p>1173 (1048)</p>	<p>888</p>	<p>1.2.3</p>	<p><達成手段の概要> 情報整備モデル地区環境情報の整備:風力発電等の立地ポテンシャル、地元自治体の意向等を勘案して選定した情報整備モデル地区において、環境影響評価での活用を想定した地域の既存資料調査、地元有識者のヒアリング調査、動植物・生態系等の現地調査を実施し、環境基礎情報データベースとして整備し、提供する。 地域既存環境情報の整備:環境影響評価の際の基礎情報となる国や地方公共団体等による自然的状況、社会的状況に係る全国的に整備されている情報を環境基礎情報データベースとして整備し、提供する。 <達成手段の目標> 風力発電等の事業者が環境影響評価を実施する際に活用できる基礎的な情報を体系的に提供し、質の高い環境影響評価を効率的に実施するための環境整備を行い、風力発電等の早期導入に資することを旨とする。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 風力発電等の環境影響評価に当たり、事業の構想段階において環境基礎情報を確認することにより、あらかじめ影響の回避・低減が図られ、質が高く効率的な環境影響評価の実施が促進される。</p>	<p>0011 【再掲】</p>
<p>風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>158 (120)</p>	<p>341</p>	<p>1.2.3</p>	<p><達成手段の概要> 風力発電所等の適地抽出における事業特性・地域特性ごとの制約、ステークホルダー・地域住民との調整手法、各種規制手続の事前調整・環境影響評価手続の進め方等について優良事例等を踏まえて整理し、手続の合理化・期間短縮に資する地域主導による適地抽出の手法に関するガイドを取りまとめる。また、都道府県レベルを想定した地域における環境にも配慮した再生可能エネルギー導入の検討を行い、具体的な地域(3地域程度)において、地域の自然的・社会的条件を踏まえた計画の導入のために、促進エリアや避けるべきエリアの設定等、環境面に加え、経済・社会面を統合的に評価したゾーニング計画策定の検討を行う。 <達成手段の目標> 自治体为主导して、先行利用者との調整や各種規制手続の事前調整等を図りつつ、それらと一体的に環境影響評価手続を進めることで、その後の事業者の事業計画が円滑に進むような適地抽出の手法を構築する。また、再生可能エネルギー導入促進ゾーニング計画を策定していくための知見・実績の蓄積を進め、環境面に加え、経済・社会面も統合的に評価したゾーニング計画の検討・策定を目指す。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 事業者単独ではなく、自治体为主导して、先行利用者との調整や各種規制手続一体的に環境影響評価手続を進めるための適地抽出の手法を構築することで、環境に配慮しつつ円滑かつ迅速な事業実施に資する。</p>	<p>0056 【再掲】</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>1354 (726)</p>	<p>1622 (1302)</p>	<p>1532 (1355)</p>	<p>1446</p>	<p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定)、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)、日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)、規制改革実行計画(平成28年6月2日閣議決定)</p>		

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-④)

別紙1

施策名	目標9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発				担当部局名	総合環境政策局 環境研究技術室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境研究技術室長 太田 志津子				
施策の概要	環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構や環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種の調査研究・研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。				政策体系上の位置付け	9. 環境政策の基盤整備						
達成すべき目標	環境技術の研究開発を進め、環境と経済の統合された社会の実現に寄与する。				目標設定の考え方・根拠	第5期科学技術基本計画	政策評価実施予定時期	平成29年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 環境研究総合推進費の事後評価(5段階)で上位2段階を獲得した課題数(上位2段階の課題数/全評価対象課題数)	-	-	60%以上	各年度	60%以上 29/58 (50.0%)	60%以上 47/82 (57.3%)	60%以上 51/98 (52.0%)	60%以上 29/55 (52.7%)	60%以上	-	-	環境研究総合推進費は、環境省における環境技術の研究開発の中核をなす競争的資金による予算であり、採択された個々の課題の成果を上げることが、目標達成に寄与することになる。このため、研究開発の終了時に目標の達成状況や成果の内容等を把握し、その後の研究開発発展への活用等を行うために実施している事後評価において一定の研究成果を上げることが指標としている。
2 環境技術実証事業における実証技術数(単位:件)	87件	20年度	対象技術分野数×4	各年度	80 (対象技術分野数×10)	90 (対象技術分野数×10)	36 (対象技術分野数×4)	32 (対象技術分野数×4)	36 (対象技術分野数×4)	対象技術分野数×4	対象技術分野数×4	環境技術の研究開発を通じた目標達成には、民間企業による先進的な取組が重要である。環境技術実証事業の目標は、ベンチャー企業等の中小企業の先進的技術の普及促進による環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化を同時に達成し、環境と経済の統合された社会の実現に寄与することである。そこで、公募で行われる当該事業に参加する実証技術数を指標としている。なお、近年は本事業により環境技術及びその測定手法が広く普及したことを受け、対象技術の一部がJIS化したことや、「試験室等での実証」から「現場での実証」が主体となる等、先進的技術の性質が推移していることを受け、1技術あたりの実証に要する業務量、時間及び経費等が増加していることから、平成26年度事業から見直しを行っている。 (平成25年度までは分野数×10、平成26年度からは分野数×4)
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 環境研究総合推進費(環境研究・技術開発推進費は13年度から開始)※22年度に「環境研究・技術開発推進費」と「地球環境研究総合推進費」を統合し、更に、23年度より「循環型社会形成推進科学研究費補助金」を統合。	5,387 (5,190)	5,387 (5,301)	5,300 (5,228)	5,227	1	<達成手段の概要> 環境政策貢献型の競争的研究資金により、地球温暖化の防止、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発を促進する。環境省が必要とする研究開発テーマ(行政ニーズ)を提示して公募を行い、産学官民の研究機関の研究者から公募により提案を募り、外部専門家・有識者等による事前評価を経て競争的に選定された研究課題を採択・実施する。平成28年10月より独立行政法人環境再生保全機構への一部業務の移管などを通じて、弾力的な運用等その効率的な運用を図り研究成果の最大化を目指す。 <達成手段の目標> ①行政ニーズ形成方法を改善し(要件の明確化、意見交換会実施等)、行政貢献に繋がる研究課題の新規公募を行う。 ②研究者とPO(プログラムオフィサー)、行政担当官によるアドバイザーボード会合を委託全課題実施し、政策検討状況等の情報提供及び進捗管理等を実施する。また、POは事前評価、中間評価で評価委員より出された課題・改善点等を[中心]に進捗管理を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 研究成果は、環境省の行政施策に活用する。	292					
(2) 環境研究・技術開発推進事業(平成18年度)	19 (17)	19 (16)	18 (14)	16	-	<達成手段の概要> ①環境省の競争的研究資金制度を統括し評価及び管理を行うプログラムディレクター(PD)を配置する。 ②「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」(平成27年8月中環審答申)のフォローアップを行う。 ③環境省競争的資金の、終了後3~4年が経過した課題に係る成果の実用化・普及等に係る追跡評価を行う。 <達成手段の目標> 環境省が実施している研究・技術開発制度の管理及び評価を適切に行うとともに、社会動向に適した研究課題の採択に資する情報整理を目指す。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境省が実施している研究・技術開発の適切な推進に資する。	295					

(3)	環境技術実証事業 (平成15年度)	117 (100)	102 (93)	102 (99)	92	2	<p><達成手段の概要> 環境保全効果等について客観的評価がない先進的環境技術について、第三者機関が実証し、その結果を公表する。</p> <p><達成手段の目標> 実証試験結果を環境省ウェブサイト等で公表し、環境技術の普及を支援する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 優れた環境技術を普及させることで、環境保全に資する。</p>	297
(4)	化学物質環境実態調査費 (昭和49年度)	289 (243)	298 (275)	319 (282)	319	-	<p><達成手段の概要> ・一般環境中の化学物質による汚染状況を把握し、施策に活用するため、関係課室からの要望物質について全国規模の調査を実施する。</p> <p><達成手段の目標> ・80調査物質数・媒体数の分析を実施し公表する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会の議論も踏まえ、着実に一般環境中の化学物質の残留状況調査を実施する。</p>	282 【再掲】
(5)	熱中症対策推進事業 (平成24年度)	35 (25)	45 (38)	45 (40)	80	-	<p><達成手段の概要> ・熱中症対策に関するマニュアルやリーフレット等の作成・配布、講習会の実施等を通じて、自治体等で熱中症対策を早期から開始してもらう。</p> <p>・暑熱環境中における熱中症患者の発生リスクを把握するとともに、外国人に対する効果的な普及啓発活動を検討する。</p> <p><達成手段の目標> ・全ての自治体が暑くなる前から市民に向けた熱中症対策を継続して実施する</p> <p>・平成27年度に作成した「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を更新し、関係機関と共有するとともに、内閣官房等と連携して外国人に対する普及啓発活動を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・必要な普及啓発資料の作成や配布、なるべく早い時期に講習会を開催すること等を通じて、自治体の取組を支援する。</p> <p>・関係機関と連携して夏期の大規模イベントにおける暑熱環境の計測を実施する。</p>	302、305 【再掲】
(6)	子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査) (平成22年度)	5,980 (5,876)	6,982 (6,632)	5,818 (5,521)	4663	-	<p><達成手段の概要> 10万組の親子を対象とし、13年間にわたり、質問票による追跡調査等を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)の実施により、全国10万人データの解析を行い、健康と環境の関連性を明らかにする。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)の実施により、小児の発育に影響を与える環境要因を解明し、次世代育成に係る健やかな環境の実現に寄与する。</p>	293、302 【再掲】
(7)	化学物質の人へのばく露 総合調査事業費 (平成10年度)	107 (99)	105 (93)	105 (96)	94	-	<p><達成手段の概要> 各種モニタリング調査のデータを収集・解析する。</p> <p><達成手段の目標> ダイオキシン類の1日摂取量を、人の体重1キログラム当たり4ピコグラム以下とする。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各種モニタリング調査のデータを収集・解析し、食品や大気、水、土壌などの環境を経由して国民が1日に摂取しているダイオキシン類の量を推計することで化学物質対策の推進に資する。</p>	296 【再掲】
(8)	水俣病に関する総合的研究(昭和48年度)(再掲: 27-32)	35 (27)	36 (32)	37 (36)	40	-	<p><達成手段の概要> 水俣病やメチル水銀の健康影響に関する調査研究を行う。</p> <p><達成手段の目標> 訴訟に必要な科学的知見、社会学的知見の収集:数値化困難</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 認定審査の促進、紛争の解決を図る。</p>	297
(9)	イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究 (平成13年度)	34 (30)	34 (34)	34 (31)	34	-	<p><達成手段の概要> イタイイタイ病の病態解明や慢性カドミウム中毒の健康影響に関する調査研究を行う。</p> <p><達成手段の目標> イタイイタイ病や慢性カドミウム中毒に関する質の高い研究による科学的知見の充実。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> カドミウムによる健康影響を解明し、被害の未然防止や健康確保に資する。</p>	299 【再掲】

(10)	イタイイタイ病及び慢性砒素中毒発生地域住民健康影響実態調査(昭和47年度)	38 (22)	35 (27)	44 (28)	43	-	<p><達成手段の概要> カドミウムや砒素の汚染地域住民の健康調査を通じたカドミウムや砒素の健康影響の把握等を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 汚染地域住民の健康上の問題の把握、軽減。イタイイタイ病に関する情報収集・発信。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 汚染地域住民の健康影響を調査することにより、健康状態の適切な管理等を実施する。</p>	300 【再掲】
(11)	国立水俣病総合研究センター(昭和53年度)	339 (337)	372 (353)	532 (465)	728	-	<p><達成手段の概要> 水俣病に関する総合的な調査、研究並びに水俣病、水銀等に関する国内外の情報の収集、整理、提供を行うこと及びこれらに関連する研究の実施。</p> <p><達成手段の目標> 国内外で過去に水銀汚染によって引き起こされた健康被害・環境汚染の解決及び将来的な発生防止:数値化困難</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣病発生地域に対する化学的アプローチによる情報発信、及び途上国支援を中心とする水銀管理技術の移転による国際貢献。</p>	298
(12)	環境汚染等健康影響基礎調査費(うち化学物質の内分泌かく乱作用関すること)(平成19年度)	199 (175)	190 (203)	216 (191)	200	-	<p><達成手段の概要> 化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進するため、必要な調査研究や試験法の開発、試験等を実施する。</p> <p><達成手段の目標(28年度)> 必要な調査研究や試験法の開発等の進展</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各化学物質の内分泌かく乱作用を評価するための手法等を確立する。</p>	294 【再掲】
(13)	環境汚染等健康影響基礎調査費(うち水銀に関すること)(平成19年度)	75 (82)	176 (166)	237 (215)	260	-	<p><達成手段の概要> 我が国の水銀対策技術シーズと途上国側のニーズのマッチング等を通じ、我が国の水銀対策技術の国際展開に係る調査・検討を行うと共に、途上国の水俣条約締結に向けた支援を行う。</p> <p><達成手段の目標(28年度)> 途上国の水俣条約締結に向けた支援を実施した累積国数</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣条約の発効及び我が国の技術・知見の更なる普及を目指し、過去の調査における知見も活用しつつ、対象国の調査を実施する。また、過去実施したニーズ調査に基づき、外部資金を利用した案件化を図る。</p>	294 【再掲】
(14)	気候変動評価・適応推進事業(平成18年度)	232 (231)	254 (239)	418 (380)	429	-	<p>○国内適応計画推進 <達成手段の概要> ・気候変動適応情報プラットフォームを構築・運営し、適応計画策定ガイドラインを作成し、地方公共団体の気候変動の影響評価および適応計画策定を支援する。 ・適応計画のフォローアップ方法を調査検討し、フォローアップを行う。 ・気候変動の影響評価に関する最新情報を収集・整理する。</p> <p><達成手段の目標> ・地方公共団体の気候変動の影響評価および適応計画策定を促進する。 ・適応計画の試行的なフォローアップにより、施策の実施状況を把握する。 ・気候変動の影響評価に関する最新知見を得る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・地方公共団体における気候変動影響評価・適応計画策定を直接支援するとともに、ガイドライン等を策定することで、他の地方公共団体における取組の促進も期待できる。 ・フォローアップ方法を検討することで、適応施策の進捗を適切に把握し、気候変動の影響評価および必要に応じた適応計画の見直しに適切に反映させることができる。</p> <p>○適応にかかる開発途上国の支援 <達成手段の概要> 国家・地方適応計画策定を視野に入れた気候変動影響評価を各国(インドネシア、モンゴル、太平洋小島嶼国等)政府機関及び研究機関等と協働して実施する。 日本の適応計画作成の過程で行った気候変動影響評価の経験・知見を基に、アジア太平洋諸国を対象とした気候変動影響評価及び適応計画策定に関する能力向上ワークショップを開催する。</p> <p><達成手段の目標> 我が国の科学的研究能力による人材育成及び日本の適応計画策定の知見共有をすることを通じて、各国の適応計画策定等に貢献する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> インドネシア)政府関係者・研究者を中心としたコンソーシアムを構築し気候変動の影響評価を行い、北スマトラ州、東ジャワ州等の地方適応計画策定における科学的根拠の基礎として寄与する。 モンゴル)日本・モンゴル両国の気候変動適応分野の政府関係者・研究者を中心としたコンソーシアムを構築し、適応計画策定にかかる影響評価を行う。 太平洋小島嶼国)我が国技術の適応分野への活用を踏まえた調査研究を行う。 アジア太平洋地域)気候変動影響評価・適応計画の能力向上に関するワークショップの開催、APANフォーラムなどを活用した人材育成を行う。</p>	285 【再掲】

(15)	いぶき(GOSAT)観測体制強化及びいぶき後継機開発体制整備 (平成24年度)	2,115 (735)	1,124 (4,058)	1,144 (934)	24	-	<p><達成手段の概要> 世界初の温室効果ガス専用観測衛星として打ち上げられた「いぶき」は、平成21年の打上げ後、設計寿命を超えた現在も観測を続けている。その観測成果をREDD+などの気候変動政策に活用するとともに、宇宙基本計画に明記された後継機の打上げや、他国の衛星との協力を推進するため、後継機の開発を行うとともに、GOSATから得られるデータをREDD+などに用いるためのデータ処理技術開発を行う。</p> <p><達成手段の目標> ・REDD+活動による温室効果ガスの削減・吸収効果を定量的に把握し、世界の森林破壊・減少に伴う温室効果ガス排出の削減に貢献する。</p> <p>・「いぶき」後継機を継続して開発し、世界の温室効果ガスの長期的観測を実現するとともに、都市単位での人為起源の温室効果ガス排出源の特定や気候変動監視情報を提供する。</p> <p>・「いぶき」後継機の観測データの高度かつ迅速なデータ利用を図るためのデータ処理能力の高速化を実現する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> REDD+のMRVシステム構築を図るとともに、「いぶき」後継機用に開発した観測センサの精度実証を行う。また、衛星観測データの高度処理を行うためのシステム整備を行うことで、環境技術の研究開発の発展に資する。</p>	310
(16)	温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」による地球環境観測事業 (平成18年度)	109 (106)	112 (110)	103 (89)	20	-	<p><達成手段の概要> 衛星による宇宙からの温室効果ガス観測は、世界の温室効果ガスの濃度や分布の観測に極めて有効であり、「いぶき」は、平成21年の打上げ以後、観測を続けている。衛星搭載センサの経年劣化や大気・雲の状態により、データは日々特性が変化するため、品質を管理し質のよいデータを提供し続けるためには、地上観測等によるデータを用いた検証が重要である。本業務では、「いぶき」観測データの検証・補正の他、得られたデータを用いた研究のとりまとめや利用促進を進める情報発信を行う。</p> <p><達成手段の目標> ・「いぶき」観測データの継続的な精度維持</p> <p>・「いぶき」観測データから得られる研究成果による全球炭素循環の理解と気候変動の科学への貢献</p> <p>・「いぶき」観測データの公表による、データの利用促進と気候変動に関する政策への貢献</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 「いぶき」観測データに対し、地上や航空機によって得られた検証データを用いて補正をかけ、データの精度管理を行う。また、「いぶき」データを用いて行う研究に対して公募研究を選定することにより、研究成果の管理やとりまとめを行うと同時に、「いぶき」の継続的な観測によって得られる成果を国内外に広く発信する。これらによって、環境技術の研究開発の発展と、環境と経済の統合された社会の実現に貢献できる。</p>	303
(17)	農業健康・環境影響対策費(平成19年度)	116 (70)	109 (103)	106 (96)	111	-	<p><達成手段の概要> ・無人ヘリコプターが散布した農薬の大気経由の健康被害未然防止のため、リスク評価・管理手法を開発。</p> <p>・種の感受性分布等を活用した我が国における水域生態系への新たな影響評価手法の開発。</p> <p>・生物群集に対する影響について調査地域に即した生態系での調査を行い、それを踏まえて評価・管理手法を開発。</p> <p><達成手段の目標> ・無人ヘリコプター散布農薬による人への健康リスク評価については、経気道ばく露を想定し、毒性評価値の算出方法を決定。</p> <p>・感受性の種間差を考慮した毒性評価の基本的要件を決定するとともに、感受性の種間差を考慮すべき農業システムを明確化。</p> <p>・生物群集に対する農薬の影響評価手法の標準モデルを確立。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・農薬の使用に伴う人の健康及び生態系へのリスクを低減。</p>	288
(18)	大気汚染物質による曝露影響研究費 (平成23年度組替)	290 (278)	296 (292)	273 (226)	245	-	<p><達成手段の概要> ・微小粒子状物質及び光化学オキシダント等の大気汚染物質による疫学調査等の実施</p> <p><達成手段の目標(28年度)> ・大気汚染物質の曝露と健康影響に関する知見の集積</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・大気汚染物質曝露と健康影響との関連性を明らかにする。</p>	287
(19)	2020年東京オリンピックに向けた都市圏における環境対策評価検証等事業 (平成27年度)	-	-	151 (138)	26	-	<p>・環境対策を実践する地方公共団体等の取組を支援するための調査検討事業を実施</p> <p>・上記事業を実施することは、統合的アプローチによる環境対策の推進を図り、環境と経済の統合された社会の実現に寄与するものと見込んでいる。</p> <p>・東京都市圏における灌対策の実施状況:60%</p>	0304
(20)	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)評価報告書作成支援 (平成18年度)	114 (63)	82 (50)	43 (18)	38	-	<p><達成手段の概要> IPCCの各種報告書のための執筆者会合や専門家会合、IPCC総会等への我が国専門家の派遣等を通して、日本人執筆者を育成・支援し、IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見が適切に反映されるようにする。また、各種報告書の作成などのIPCCの活動に積極的に貢献することによって、我が国のIPCCにおけるプレゼンスを向上させる。</p>	290
施策の予算額・執行額		15,630 (13,706)	15,758 (18,115)	15,045 (14,127)	12,689	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第5期科学技術基本計画「第1章(3)、(4)」(平成28年1月22日閣議決定)	

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省28-42)

施策名	目標9-4 環境情報の整備と提供・広報の充実				担当部局名	総合環境政策局環境計画課 大臣官房総務課情報室 大臣官房総務課政策評価室 大臣官房総務課広報室			作成責任者名 (※記入は任意)	松本 啓朗 鮎川 智一 庄子 正憲		
施策の概要	環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。				政策体系上の位置付け	9. 環境政策の基盤整備						
達成すべき目標	環境情報を体系的に整備するとともに、国民等への提供を行い、環境行政の各種施策を推進する基盤とする。				目標設定の考え方・根拠	第四次環境基本計画(閣議決定)			政策評価実施予定時期	平成29年8月		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
1 環境の問題に関する情報への満足度	15%	24年度	30%	28年度	-	20%	24%	27%	30%	-	-	平成21年3月に定められた「環境情報戦略(中央環境審議会の答申を踏まえた第三次環境基本計画(平成18年閣議決定)に基づき平成21年に策定)」では、当面優先して取り組む施策の柱の一つとして「利用者のニーズに応じた情報の提供」を掲げているところ、これに関連する指標として、左記の指標が第四次環境基本計画(総合的環境指標 iii)d)に定められているため。
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
2 研修実施回数	研修計画書に基づく研修の実施	-	50	28年度	50	49	50	49	50	-	-	毎年度、環境調査研修所研修規則第二条に基づき研修計画書を策定しており、これに基づき環境行政に携わる体系的かつ専門的な人材の養成を目的とした研修を国や地方公共団体職員等に対して実施しているため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 環境統計・環境情報の総合的な整備推進費 (平成22年度)	11 (10)	10 (7)	11 (8)	10	1	<達成手段の概要> 第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)及び公的統計の整備に関する基本的な計画(平成26年3月25日閣議決定)に基づき、経済活動と環境負荷との間の関係性を定量的に明らかにすること等を目的として、公的な環境分野分析用産業連関表(以下「環境IO」という。)を作成する。 <達成手段の目標> 平成23年産業連関表に基づき、平成23年版環境IOを作成し、平成28年度を目標に公表する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境統計の整備を通じて、環境問題に関する情報への満足度向上に寄与する。					266	
(2) 環境調査研修所 (昭和48年度)	85 (78)	86 (81)	86 (77)	100	2	<達成手段の概要> 環境行政の動向及び前年度に実施された研修の評価等を踏まえて研修計画を策定し、これに基づいて国や地方公共団体職員等に対する研修を実施する。 <達成手段の目標(28年度)> 策定した研修計画に基づき、行政研修21回、分析研修20回及び職員研修9回の、全50回の研修を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国や地方公共団体職員等の能力の開発、資質の向上を図り、環境行政の基盤の強化に資する。					296	

(3) 情報基盤の強化対策費 (平成7年度)	1,061 (1,042)	1,286 (1,148)	1,316 (1,116)	1,858	-	<p><達成手段の概要> 新たな情報通信技術戦略を推進するため、利用者本位で透明性が高く安全な行政サービスの提供及び行政内部の業務・システムの最適化を図り、また、情報セキュリティ対策の確保を図る。</p> <p><達成手段の目標> 環境省ネットワークシステムの稼働率</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境省ネットワークシステムの安定的な運用を通じて、環境情報基盤の強化に資する。</p>	306
(4) 環境保全普及推進費 (平成2年度)	77 (75)	81 (76)	81 (77)	80	-	<p><達成手段の概要> 環境基本法に基づく「環境の日」を含む6月の環境月間に、国、都道府県、政令市を中心に、国民の環境保全への関心と理解を深め、積極的に活動を行う意欲を高めるための普及啓発に関する行事等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 6月の環境月間の中心行事であるエコライフ・フェアにおいて、地球温暖化、生物多様性、3Rについて、来場者の60%の者の理解度と行動を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境月間に関する行事の普及啓発効果を把握することにより、今後の広報活動に活かす。</p>	307
(5) 諸外国における環境法制 に共通的に存在する基本 問題の収集分析 (平成23年度)	6 (5)	5 (4)	5 (8)	4	-	<p><達成手段の概要> 環境法制に共通的に存在する基本的な諸原則や重要な論点、課題等に関し、諸外国における最新の知見や動向を把握するとともに、今後の我が国の環境政策における基本的な枠組の方向性や課題等について分析を行う。</p> <p><達成手段の目標(28年度)> 報告書(論文)の累積数</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 成果物である報告書を蓄積していくことで、環境法制に共通的に存在する論点や課題を体系的に整備し、環境行政の各種施策を推進するための情報を充実させる。</p>	309
施策の予算額・執行額	1,240 (1,210)	1,468 (1,316)	1,499 (1,286)	2,052	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-	

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理				担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策担当参事官室		作成責任者名 (※記入は任意)	指定廃棄物対策担当参事官			
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。				政策体系上の位置付け	10 放射性物質による環境の汚染への対処						
達成すべき目標	対策地域内廃棄物を撤去し、仮置場への搬入を完了する。最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。			目標設定の考え方・根拠	対策地域内廃棄物処理計画		政策評価実施予定時期	平成29年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値									
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了した市町村数 ※対外的公表(6月下旬～7月上旬頃)までは【P】	1市町村	27年度	10市町村	29年度	-	-	-	1市町村	7市町村	10市町村	-	・対策地域内廃棄物処理計画(平成25年12月一部改定)に基づく、避難指示解除準備区域及び居住制限区域の災害廃棄物等(対策地域内廃棄物)の処理のスケジュールを踏まえ、目標値を設定。【P】
					-	-	-	1市町村	/	/	/	
2 <対策地域内廃棄物・指定廃棄物>仮置場の確保・仮設処理施設の設置数	0か所	23年度	38か所	28年度	-	-	36か所	36か所	38か所	-	-	・仮置場の確保及び仮設処理施設の整備により、対策地域内廃棄物と指定廃棄物の処理が進んでいるため、設置された市町村数を目標値や実績値として設定。
					6か所	16か所	30か所	36か所	/	/	/	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 放射性物質汚染廃棄物処理事業 (平成23年度)	91,367 (23,610)	145,913 (40,071)	149,867 (88,438)	214,021	1・2	「放射性物質汚染対処特措法」に基づき、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的として、対策地域内廃棄物及び焼却施設の焼却灰等の指定廃棄物を適切かつ迅速に処理する。					復219	
施策の予算額・執行額	91,367 (23,610)	145,913 (40,071)	149,867 (88,438)	214,021	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-④)

別紙1

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等				担当部局名	放射性物質汚染対策担当参事官室 中間貯蔵施設担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	神谷洋一(放射性物質汚染対策担当参事官) 西村治彦(中間貯蔵施設担当参事官)
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。				政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処		
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。			目標設定の考え方・根拠	今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針、各市町村毎の特別地域内除染実施計画、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」等	政策評価実施予定時期	平成29年8月	
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
1	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域	当該地域を段階的かつ迅速に縮小(ただし、線量が高い地域は長期の取組が必要)	各自治体の特別地域内除染実施計画に定めるとおり	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針、特別地域内除染実施計画等				
2	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、年間追加被ばく線量	総合的・重層的な放射線防護措置により個人が受ける年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下を目標	長期的な目標	今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について(原子力安全委員会)、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針等				
3	中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入の推進	中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入	長期的な目標	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針、輸送実施計画等				
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				関連する指標	達成手段の概要等	平成28年行政事業レビュー事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度				
(1)	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施(平成23年度)	475,427 (462,240)	393,726 (382,929)	539,286 (531,239)	522,393	1,2.	放射性物質汚染対処特措法の内容を迅速に実施し、いち早く事故による汚染を除去するため、除染特別地域における国による除染、汚染状況重点調査地域における地方公共団体による除染の支援等を行う。	-
(2)	中間貯蔵施設の整備等(平成23年度)	2,618 (2,237)	212,511 (156,379)	121,581 (17,003)	134,616	3	除染に伴って大量に発生する除去土壌等を、安全に集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設の整備に向け、用地交渉、中間貯蔵施設の建設を行うとともに、除去土壌等の輸送を実施する。	-
施策の予算額・執行額	478,045 (464,477)	606,237 (539,308)	660,867 (548,242)	657,009	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	骨太の方針2016 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂(2015年6月閣議決定) 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(2016年3月閣議決定)		

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-1)

別紙1

施策名	目標10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策				担当部局名	環境保健部放射線健康管理担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	放射線健康管理担当参事官 前田 光哉				
施策の概要	今般の東京電力福島第一原発事故を受け、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を交付するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制整備を支援した。さらに、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等、国として実施すべき事業を行う。				政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境汚染への対処						
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消				目標設定の考え方・根拠	福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針		政策評価実施予定時期	平成30年8月			
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1 研究の採択等件数 (被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究)	15	24年度	20	-	10	20	20	20	20	-	-	福島復興再生基本方針等で、放射線の人体への影響等に関する調査の重要性について指摘されている。被災者の健康管理、不安対策のため求められる研究成果(福島県内外での疾病罹患動向の把握、放射線被ばくの線量評価、被災者の健康管理に資する放射線の健康影響の解明、被災者の健康不安対策に資する放射線の健康影響に関する研究調査等)を得る必要がある。必要とされる研究課題を精査し、所用の研究成果を得ることで、政策に必要な知見を得てきたところ。
2 受講者満足度(%) (保健医療福祉等関係者研修会、住民セミナー平均)	92%	26年度	80%	-	-	80%	80%	80%	-	-	-	統一的な基礎資料の情報を更新し、公開及び配布するとともに、住民からの相談に対応する保健医療福祉関係者、教育関係者、地元自治体関係者等への研修や福島県及び福島近隣県で住民向けセミナー等を、対象のニーズに応じた内容で講師で行う必要がある。
3 専門家派遣件数 (相談員支援センターにおける専門家派遣件数)	11	26年度	72	-	-	-	-	72	-	-	-	相談員が、住民に寄り添いながら、住民が抱える放射線や健康不安等に関する関心・要望等に適切に対応するためには、個々のニーズに応じた科学的・技術的な面からの支援(専門家の派遣)が必要である。目標値としては、12市町村のニーズに適切に対応するため、個々の事業や研修への専門家派遣を定期的に行うことを考慮して設定。
測定指標	基準	目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
4 福島県「県民健康調査」の進捗	-	24年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	東京電力福島第一原発事故により、周辺地域住民の被ばく線量の把握や、放射線の影響を考慮した健康管理の重要性が指摘されている。福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため平成23年度から福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金(782億円)を拠出しており、国として継続して県民健康調査が円滑に行われるよう、福島県に必要な支援を行っていく必要があることから指標として選定。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 原子力被災者に対する健康管理・健康調査 (平成23年度)	1,050 (942)	2,309 (1,331)	2,256 (1,425)	2,151	1,2,3,4	福島県民の健康管理及び健康不安の解消のため、健康管理を実施する県民健康管理調査費用を補助するとともに、放射線による健康影響に関する調査研究、被ばく線量評価に関する研究調査、安心・リスクコミュニケーション事業を行う。					298	
施策の予算額・執行額(百万円)	1,050 (942)	2,309 (1,331)	2,256 (1,425)	2,151	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							